

助け合い 支え合う 住みよいまち ところざわ

所沢市地域福祉計画

本書では、市民という言葉の定義を以下のように定めます。

住民 = 所沢市の居住者

市民 = 住民だけでなく、本市と関連があり、積極的に所沢市という地域を担っていこうという意思のあるものすべてをいいます

用語の解説について

印 : 本文中の節の最後尾に用語の解説を記載

【 】欄 : 用語の後に説明文を記載

1~31 : 資料編に用語の解説を記載

第1編 基本構想

第1章 計画のめざすもの

地域福祉とは	1
地域福祉推進の意義	5
所沢市がめざす将来像と基本方針	7
施策の体系	11

第2章 計画策定の背景

計画策定の背景	13
社会の変容	
1 コミュニティの変化	16
2 交通基盤の多様化	17
3 福祉の転換	19
~ 困窮者救済からすべての人の生活支援へ ~	
4 福祉の転換	22
~ 施設への入所から住み続けられる地域づくりへ ~	
計画策定に対する国の考え方	23

第3章 計画の位置づけと期間

基本的な位置づけ	25
既存の計画と地域福祉計画との整合	25
計画の期間	27

地域福祉計画の方向性	28
地域福祉計画の策定体制	30
1 策定懇話会	30
2 策定委員会	32
3 推進検討会議	33
4 地域福祉コミュニティ推進事業	34

第2編 計画の推進

第1章 施策の方向性

施策の展開	37
A 自立と自己実現をめざして、 共生と支え合いのまちづくり	40
B だれでも必要な支援を受けられる サービス提供の仕組みづくり	50
C 安全で安心して住みつけられる 人にやさしいまちづくり	64
D 年齢やライフスタイルに 応じた健やかな暮らしづくり	74
E 子どもたちが健やかに育つ環境整備と、ふれあい、 学びあいのある豊かな交流のまちづくり	78
F 市民ニーズに対応した多様なサービスと サービス提供団体、組織などの育成支援	83

新たな課題への取り組み	87
1 高齢者への虐待	88
2 児童虐待	89
3 ドメスティック・バイオレンス	90
4 ホームレス	92
5 外国籍住民	93

第2章 計画の推進に向けて

計画の推進

1 計画の推進の具体化	94
2 地区活動計画について	96
3 所沢市の支援体制	98

(地域福祉推進プロジェクトチームの編成)

市民との協働	99
--------	----

地域組織や団体、法人などとの連携とそれぞれの役割

1 自治会への期待と役割	102
2 民生委員・児童委員への期待と役割	104
3 社会福祉法人への期待と役割	106
4 ボランティア・NPOへの期待と役割	107
5 その他の団体、組織などへの期待と役割	108

所沢市の責任と社会福祉協議会への期待

1 計画推進にあたっての所沢市の責任	109
2 社会福祉協議会への期待	110

評価・推進体制の確立	112
------------	-----

第3編 資料編

策定経過

1 提言にあたって	1
2 策定経過	4
3 地域福祉計画策定組織設置要綱および委員名簿	8

地域福祉計画地域づくりモデル事業	14
------------------	----

策定懇話会で検討・整理した

課題・問題状況の抜粋	23
------------	----

市民意識調査結果のまとめ	34
--------------	----

所沢市の現状

1 地域特性	40
2 人口動向	41
3 都市基盤	44
4 地域組織	52

用語の解説	54
-------	----

所沢市地域福祉計画策定にあたって

今日、すべての人がその人らしく生活していくことを基本に、一人ひとりの自立を支える仕組みづくりが求められています。

かつて、地域には「地縁社会」という近隣同士で助け合うネットワークがありました。昭和25年、5万人余の人口で市制施行した私たちのまち所沢は、平成2年には30万人を超え、現在33万7千人を有する埼玉県南西部地域の中心的な都市として着実に発展を続けてまいりましたが、こうした都市化の進展や生活形態の多様化など大きな環境の変化の中で、個人と地域の関係が希薄化し、地域における福祉のあり方も大きく変わりつつあります。

地域には、障害のある人ない人や支援が必要な高齢者、子育て中の親子、言葉や文化の違う外国籍の人など、さまざまな方々が暮らしており、その生活上の悩みや問題も多様です。それらの問題の中には、福祉的課題が内在するものも少なくありません。

こうした中で新たに策定される地域福祉計画は、これまでのような限られた対象者に対する支援を目的とした福祉施策を計画化するものではなく、地域福祉推進の基本的な考え方や方向性を明確化し、より身近な地域での福祉の仕組みづくりをめざすものであります。

そこで、所沢市地域福祉計画の策定にあたっては、平成15年度、地域福祉を推進していくためのパイロット事業として、三ヶ島地区で多くの地区住民の参加のもと地域福祉計画地域づくりモデル事業を実施し、策定プロセスの中でその活動内容を検証するなど、計画素案の策定に大きな役割を担っていただきました。いわば、この計画には、「市・市民、団体、事業者」が相互に協力し、共に生き、共に支え合う社会の構築をめざし、それぞれの立場で策定にかかわっていただいた方々の「地域のことは地域住民の力で」という熱意が込められたものでございます。

私といたしましては、所沢市地域福祉計画が果します大きな役割を十分ふまえ、「市・市民、団体、事業者」が「みんなでつくる」という協働意識のもと、第4次所沢市総合計画基本構想の目標のひとつでもある「豊かな心で健やかに暮らせる支えあいのまち」をめざし、引き続き力を尽くしてまいりますので、地域福祉推進のさまざまな取り組みや実践活動に対しまして、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、所沢市地域福祉計画策定委員会ならびに所沢市地域福祉計画策定懇話会の委員をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

平成17年3月

所沢市長 齊藤 博

第1章 計画のめざすもの

I 地域福祉とは

今、地域では、少子高齢化【子どもが年々減っていく一方、高齢者は年々増えていく状態のこと】や核家族化が進み、市民の生活習慣や価値観が多様化して、地域社会の「つながり」や「まとまり」よりも個人の生活環境を優先するライフスタイルが重要視されるようになってきました。

1 人と人とのつながり、支え合う地域

地域には、いろいろな方が暮らしています。

障害♦のある人や高齢で介護を必要としている人も大勢いますが、そうでない人も大勢います。例えば、リストラや倒産により失業した人、将来への不安やストレスからひきこもって

いる人、言葉や文化の違いに戸惑っている外国籍の人など、*地域の中には、なかなか見えにくいいろいろな悩みを抱えた人たちが暮らしています。*

また、お天気がいいから散歩をしたいとか、仲間と話がしたいと思っても、誰かの手助けが



ないとできない人もいます。

そうした生活上の課題を抱えた人でも、みんな住み慣れた家庭や地域で安心して生き生きと暮らしていきたいと願っています。そのため、地域で暮らす人々がお互いに出会い、支え合っていくことが大切です。

制度によるサービスを利用するだけでなく、**地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする、暖かい関係を作っていく、それが地域福祉です。**

- ◆ 策定委員会および策定懇話会において、この計画書の“障害”の「害」についての表記方法について検討がおこなわれました。

その結果、今後の検討課題であることを留意しつつ、従来の漢字による表記としました。

2 人として認め合い、自立して生活できる社会

地域で健やかに安心して暮らしていくということは、出産や病気、事故、家庭問題、子育ての悩み、加齢による心身の衰え、一人暮らし・寝たきりになったとしても、地域の中でその人なりに自由に个性的に、そして可能なかぎり自立して暮らしていくことです。

一人ひとりが、すべて地域社会の構成員であるということを認め合いながら、すべての人が尊厳を持って、その人らしく生活していく社会が求められています。

3 だれも排除されない、だれも差別されない社会

地域福祉は、地域で当たり前の生活を送ることができるよう、共に生きる福祉社会をめざす「ノーマライゼーション」^{※1}の理念をより広く、深く掘り下げ、障害のある人ない人、性別、国籍、文化や年齢の違う人など、様々な人々が地域に暮らしているという事実を受け止めるところから始まります。

すべての人々が、地域において、生き生きと自立した生活を送るために、**誰も排除されない、誰も差別されない社会**、**「共に生き、支え合う社会」**というソーシャル・インクルージョン^{※2}の実現こそが、**地域福祉が目指す社会**です。



4 所沢市がめざす地域福祉の方向性

地域福祉を考える場合、まず、**自分の住む地域がどうなったら住みやすくなるか**という視点で考えることが大切です。その時、多くのみなさんから身近な生活課題として、保健、医療、教育、住宅、道路、交通、防犯、防災などの多様な課題が提起されてきます。こうした生活課題の中にこそ、福祉課題が内在しており、柔軟で横断的なサービスの総合化という視点で解決に向けて取り組んでいくことが必要となります。

「みんなで作る地域福祉」のイメージ

いま、地域では……

- ・ごみやタバコのポイ捨て
- ・歩きづらい（危険な）道路がいっぱいある
- ・豊かな自然が失われつつある
- ・自転車の交通マナーが悪い
- ・ペットの飼主のマナーが悪い

みんなの願い
 住みなれた地域で、だれもが安心して健康で幸せに暮らしたい

だから…地域福祉
 住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、機関、企業が連携した地域づくりや支えあい活動への取組みが求められています

いま、地域では……

- ・ひとり暮らしの高齢者がいる
- ・虐待を受けている幼児や高齢者がいる
- ・体の不自由な人がいる
- ・家に閉じこもっている人がいる

いま、地域では……

- ・心やさしい人がいる
- ・豊富な知識を持った人がいる
- ・貴重な経験を持った人がいる
- ・近所に世話役がいる

誰もが人として尊重され、安心して暮らせる潤いのあるまちをめざして地域住民がいっしょになってみんなで考え、みんなで支え合い、みんなで助け合える
地域の「しくみ」をつくみましょう

となり近所で…

- ・見守り・声かけ活動
- ・話し相手
- ・緊急連絡・対応

学校で…

- ・ふれあい交流活動
- ・余裕教室の活用
- ・地域行事への協力

みんなの住む地域

隣同士のつき合いや近隣同士の助け合いといった場面も少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
みんなで知恵を出し合えば ……
みんなで力を出し合えば ……
さらに暮らしやすい地域ができるはず

組織・団体で…

- ・ふれあい交流活動
- ・見守りネットワーク※3活動
- ・相談活動
- ・防犯活動
- ・環境美化活動

施設や病院と…

- ・施設の開放
- ・情報・技術の提供

企業といっしょに…

- ・地域行事への支援
- ・情報・技術の提供

地域福祉推進の意義

近年の社会環境、特に社会問題化している少子高齢化についてみると、これから10年間の高齢者の増加傾向は一段と進み、平成27(2015)年ごろには高齢化率が25%を超え、約4人に1人が高齢者になると推計されています。

所沢市の高齢化率も、平成16(2004)年度には15%を超え、平成27(2015)年ごろには25%に達することが予測されます。

また、家庭機能の低下や親子関係の希薄化などにより、育児ノイローゼや児童虐待など、子育てや家庭に関する深刻な問題も増加しています。

所沢市では、平成14(2002)年度、このような社会環境や暮らし全般の変化に対して、住民の皆さんは、日常生活の中でどのような不安や問題を抱えているのか、自分の住む地域がどのようになれば住みやすくなると思っているのか



など、主に生活課題を中心にアンケート調査や懇談会などを実施し、さまざまなご意見やご要望をいただきました(第3編資料編参照)。

このような住民の声を今後に生かし、「すべての住民が、住みなれた地域で安心して暮らすこと」ができるようにするためには、社会福祉分野だけではなく、保健・医療・道路・環境・防犯・防災・教育分野などとの連携や相互協力を強化し、より効果的なサービスを提供していく必要があります。

所沢市も、これまで以上に地域とのかかわりを深める努力は必要ですが、一人ひ

とりのかかわりの中で要望に対応していくには限界があります。

そのため、地域のさまざまな住民組織や社会福祉協議会⁴をはじめとした民間団体、これまで社会福祉とのかかわりが薄かった団体との連携、とりわけ地域に住む住民一人ひとりの理解と自分の住む地域を少しでも住みよくしたいという思いが地域福祉を推進していくための重要な地域資源として大きな力(地域力)となります。

地域福祉の考え方は、これまでの「限られた対象者に対する支援を目的とした福祉施策」を「利用者中心の考え方に基づく福祉施策」に方向転換していくことから始まります。そして、大切なことは、ここでいう「利用者」とは、限られた対象者という意味だけではなく、サービスを提供する立場にない「すべての住民」を意味しています。

地域福祉計画は、すべての住民を対象とした福祉を住民と共に推進していくため、希薄になりがちな人間関係を顔

の見える交流や付き合いなど、身近な人間関係を大切にして、助け合いや支え合いなどのつながりへと深めていくことで、地域のコミュニティを再構築



しながら、そうした地域基盤の上に「**豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち**」を創りあげていくことを目的とした計画です。

所沢市がめざす将来像と基本方針

1 将来像

核家族化や少子・高齢化、男女共同参画社会や国際化の進展などに伴い、人々の考え方やライフスタイルが多様化し、住民の地域へのかかわり方や期待なども変化している中、すべての住民が心身ともに健康で、明るく幸せな生活を営んでいくためには、人間尊重を基調とした施策の展開と合わせ、**住民がお互いに認め合い、支え合う地域福祉社会の実現**が必要です。

そのため、所沢市では、住民の中で福祉に対する関心を高め、地域組織との協力、連携を図るとともに、保健・福祉・医療・環境・道路・就労・防犯・防災・教育などの連携や総合化したサービス体制の整備・充実を推進しながら、より魅力ある生活ができるよう、人と地球を愛するまちづくりを進めます。

所沢市がめざす将来像



将来像（キーワード：鍵となる言葉）の解説

豊かな心



性別・年齢の違いや障害の有無にとらわれず、地域をつくる仲間として互いに受け入れ、認め合える心を育むこと

健やかさ



住民一人ひとりがその人の状況に合わせて、できるかぎり生き生きと主体的に生活を送ることができること

支え合い



自分や身近な人だけでなく、地域の人や地域そのものに関心を持ち、みんなで気持ちよく安心して暮らしていただけるための行動を行うこと

2 基本方針

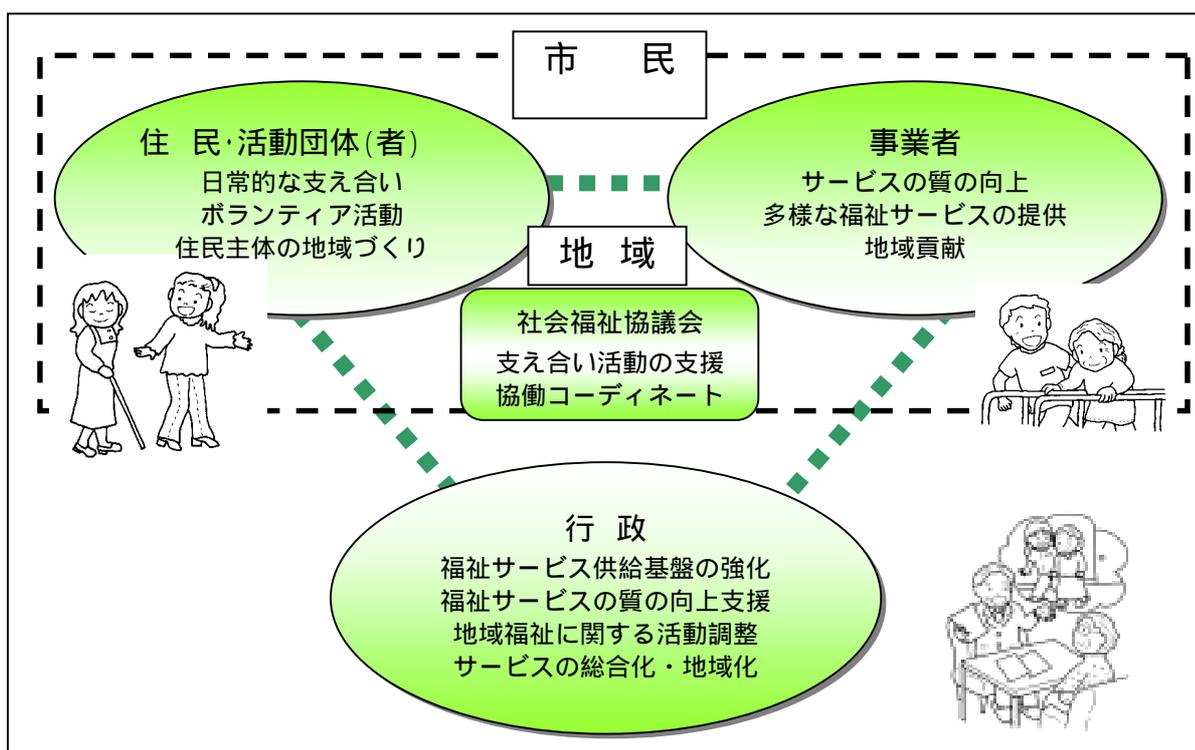
1 「地域福祉コミュニティ」の育成（市民・行政の協働）

市民・行政の主体的で幅広い協働により、地域福祉コミュニティの実現をめざします。

- (1) 住民・活動団体（者）：地域の支え合い・助け合いの活動主体
- (2) 事業者：自主的にサービスの質の向上と多様なサービスの提供
- (3) 社会福祉協議会：地域における福祉活動の中心的コーディネーター

【調整】役

- (4) 市：地域で必要な情報提供・相談体制やサービス供給体制の整備、活動のネットワーク⁵化、活動評価などの実施

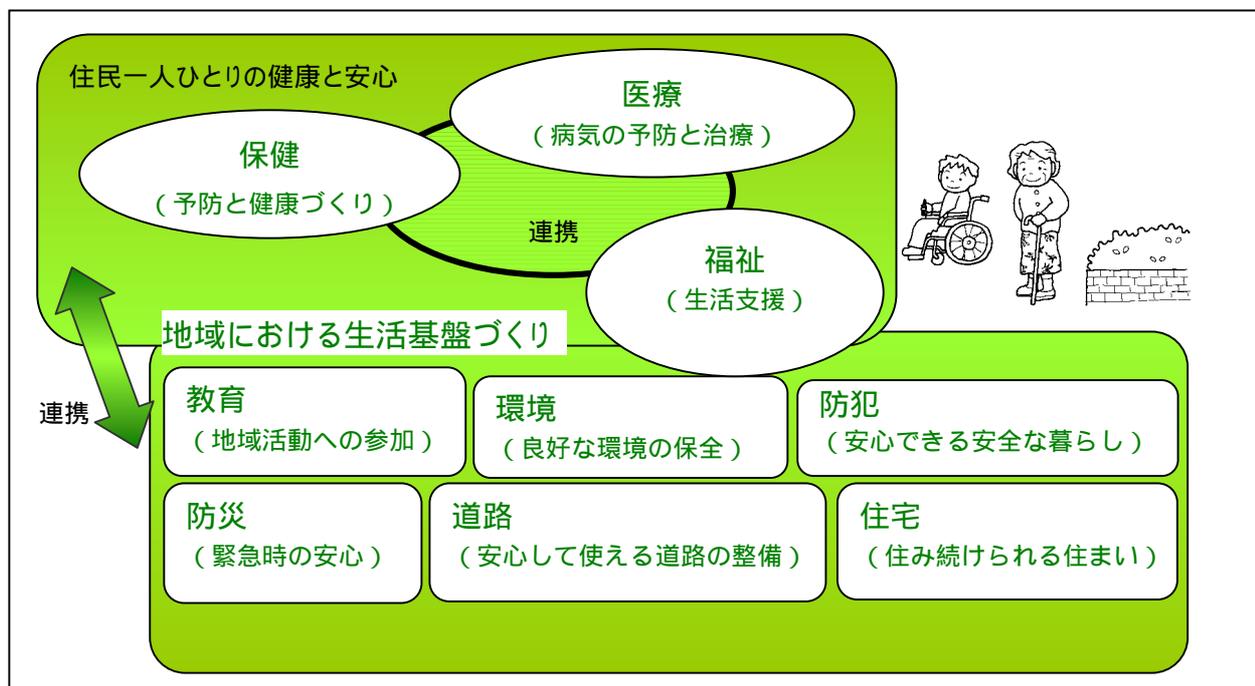


住民 = 所沢市の居住者

市民 = 住民だけでなく、本市と関連があり、積極的に所沢市という地域を担っていこうという意思のあるものすべてをいいます。

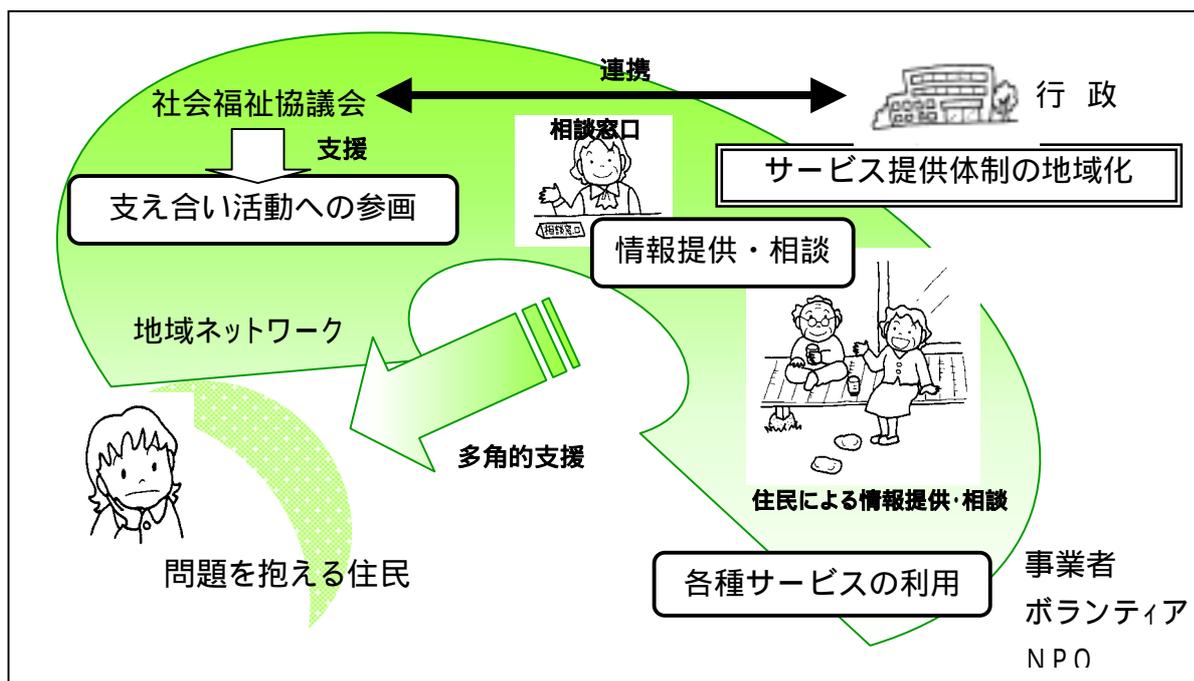
2 安心できる暮らしを支援する福祉の再構築（サービスの総合化）

保健・福祉・医療の連携をさらに強化し、教育・環境・道路・住宅都市整備・防犯・防災などとの連携を図り、総合的な整備をめざします。



3 身近な地域に広がるネットワークづくり（サービス提供体制の地域化）

住民を支援する福祉サービスは、地域特性に配慮しながら、身近な地域でサービスのネットワーク化と、提供体制の整備をめざします。



豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち

基本方針

施策の方向性

施策

目標基準

地域福祉コミュニティの育成

A
 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり
 (自立と生きがいづくり)

B
 だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり
 (ネットワークづくり)

心のバリアフリーの推進

商店街の活性化

地域の既存施設の有効活用

ボランティア活動者の発掘

文化施設・公共施設の充実

バリアフリーのまちづくりの推進

防犯対策、防災対策の強化・充実

高齢者、障害者の自立支援と介護予防の充実

ホームレスへの理解と自立支援の推進

情報の提供と相談窓口の充実

ボランティア・市民活動の活性化

福祉サービスの質の向上

1 障害について理解を広げるための交流の場づくりや、ともに学ぶ機会づくりの拡大

2 大人の側から子どもたちへのあいさつ促進

3 地域住民との協働によるまちの活性化の推進

4 高齢者や障害者、子どもが交流できる場の拡大・充実

5 身近なところでふれあえる居場所づくりの整備・充実

6 余裕教室の有効活用の推進

7 高齢者をはじめ、市民の持っている能力を活かせる場づくりの整備

8 文化施設・公共施設のバリアフリー化の促進

1 歩道と車道の確保など、安心して歩ける道づくりの拡大

2 市民が休息できるような場づくりの促進

3 災害時要援護者(地域で支えるべき人)にもわかりやすい防災体制の整備・充実

4 安全で安心して生活できる防犯対策の充実

5 単身高齢者や障害者に考慮した居住環境の整備

6 介護予防、生活支援サービスの充実

7 支援が必要と思われる人の人権を尊重した自立支援の推進

8 サービスや相談窓口の情報提供

9 身近な相談窓口の充実とネットワークづくり

10 地域の中の住民主体の見守りネットワークづくりの整備

11 ボランティアセンターの基盤強化

12 高齢者をはじめ、市民の持っている能力を活かせる場づくりの整備
 (再掲:A - 7)

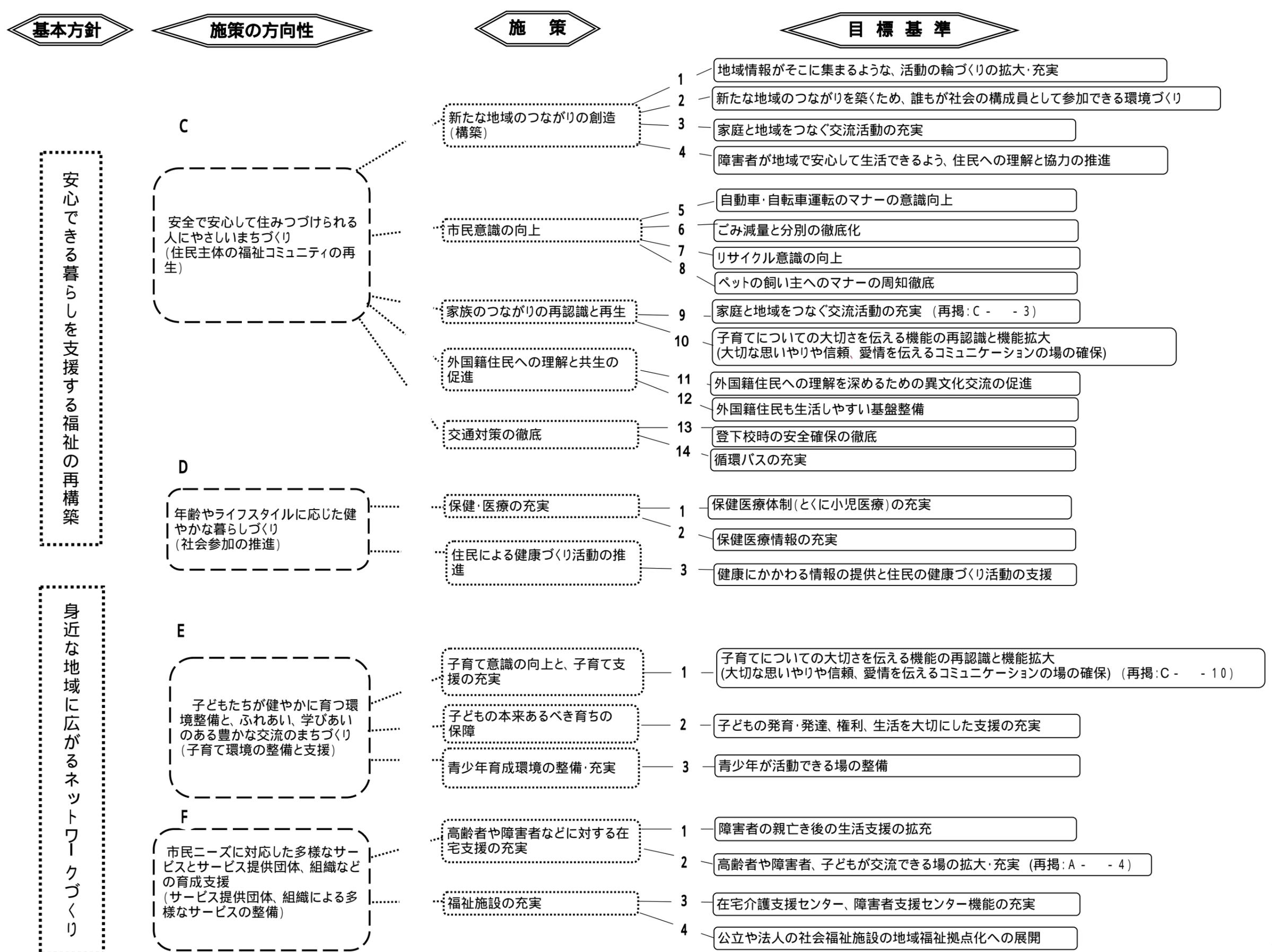
13 福祉サービスに対する適切な評価の実施

14 苦情解決事業の充実

15 福祉サービス利用援護事業の促進

目標基準
 地域が抱える課題や問題を解決するための目標、いわゆる「解決するための改善のめやす」という意味で使用

豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち



第2章 計画策定の背景

計画策定の背景

住民の中で、福祉の世話にはなりたくない、福祉は自分に関係がない、福祉は本来すべて公的責任で行うべきだ...と考えている人は、珍しいでしょうか。実は、これまで福祉と特にかかわりを持ってこなかった住民の中には、こうした考えを持っている人も少なくないと思われます。

そして、このような、困っている人を助けるものという福祉のイメージが、住民を支援される側と支援する側という役割りに切り分けることになり、結果として、大きな弊害を生じさせることとなります。

では、“大きな弊害”とはどんなことでしょうか。例えば、人は、誰でも助けられるよりは、助ける側でいたいと思っているのではないのでしょうか。



一人だけで、あるいは家族だけで「ガンバル」ことにより、かえって抱える問題を深刻化するだけでなく、孤立化を招くことにもつながっていくことがあります。

こうしたことで、助けてほしい住民はますます埋もれていき、助けてあげられる住民も、その役割を失うといった悪循環を生み出し、結果的に、地域の中での人のつながりも、失われていくことにもなりかねません。

もちろん、そうした状況は極めて多様で、混沌としているのが実態です。

そのため、公的サービスの中だけで対応していくことは、現実的ではありません。

地域福祉の考え方は、地域の中に特別な福祉コミュニティ【福祉を共通のテーマにした共同体として、地域を組織化すること】を形成するのではなく、地域に暮らすすべての住民を視野に入れた地域福祉コミュニティづくりを行う視点が求められています。また、一部の強い関心を持つ人や、これまでの福祉制度を利用する立場にあった人だけの特別なものである限り、いま求められている市民による地域福祉の推進を実現することは不可能です。だからこそ、地域の市民といっしょに、考えなければならないのです。

地域福祉計画は、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが地域で生き生きと自立した生活が送れるような社会を築いていくことを目的とした計画です。そのため、さまざまな住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、福祉サービスと教育、就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくり等、ともに支え合える地域社



会になるよう、市民・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働できる仕組みをつくっていくことが必要となります。

それでは、今の社会にはどんな課題があって、「地域で支え合える社会」とはどのような方向をめざしていけばよいのでしょうか。そして、「地域で支え

第1編 基本構想

「合える社会」をめざすために、市民・行政は、どのような役割を担っていけばよいのでしょうか。

次の項では、社会の移り変わりという視点から、今後の地域のあり方や市民のつながりについて考えていきたいと思います。



“ 児童館で遊んで、学ぼう ”
山口地区地域福祉コミュニティ推進事業より



“ ただいま、砂川清掃活動中 ”
三ヶ島地区地域福祉コミュニティ推進事業より



“ 気軽にふれ合える交流イベント ”
三ヶ島地区地域福祉コミュニティ推進事業より

社会の変容

1 コミュニティの変化

かつて、地域には近隣同士で自然に助け合うことのできる「地縁社会」がありました。しかし、近代化が進む中、多くの地域でそのつながりが消えようとしています。今、社会は再び“地域のつながり（地域コミュニティ）”を必要とし、再構築していかなければならない時代を迎えています。そのときのキーワードは、「地縁【住んでいる土地にもとづくつながりのこと】」ならぬ「知縁【近所付き合いにもとづくつながりのこと】」です。

共通の関心テーマに集まる人々によって構成されるコミュニティ（ボランティア団体、NPO⁶、趣味の集まり等）が地域の力となり、「行政主体のまちづくり」から「市民主体のまちづくり」への転換が各地で起こっています。



(写真) 平成 16 年度ボランティアの集い

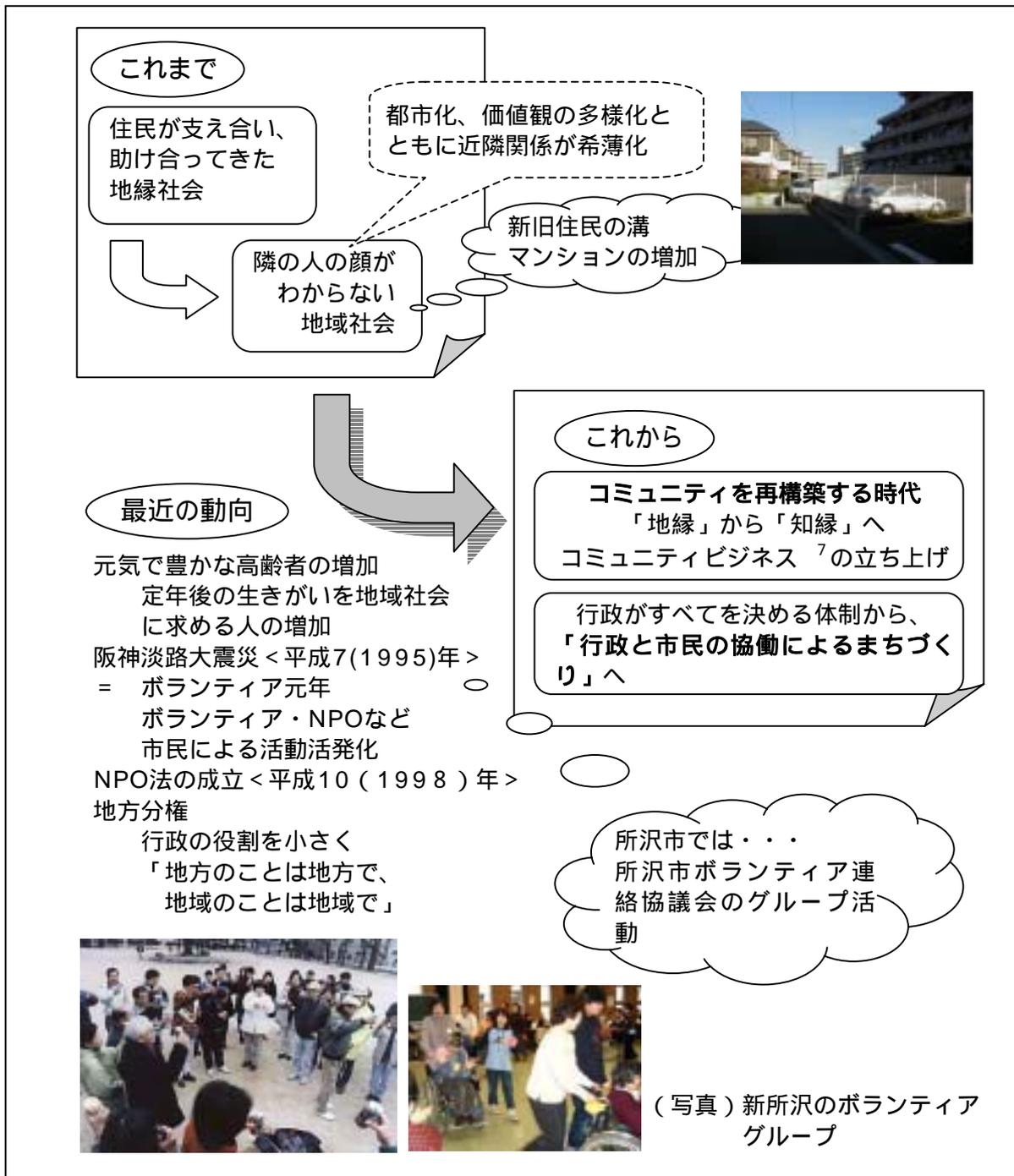


図: コミュニティの変化

2 交通基盤の多様化

交通基盤は、戦後、めざましい発展を遂げました。全国の隅々まで鉄道や

道路が整備され、日本の経済発展を支えてきました。しかし、一方で交通基盤の整備は、都市への一極集中や公害をもたらしました。また、スピードと利便性が追求され、高齢者や障害のある人が社会から取り残される結果となりました。

しかし、近年では「バリアフリー⁸」という言葉の浸透や環境への関心の高まりにより、交通基盤にも変化が現れています。平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行されてから、公共交通のバリアフリー化は著しく進んできています。また、電動スクーターやコミュニティバス⁹等が登場して、交通に関する選択肢が増えつつあります。

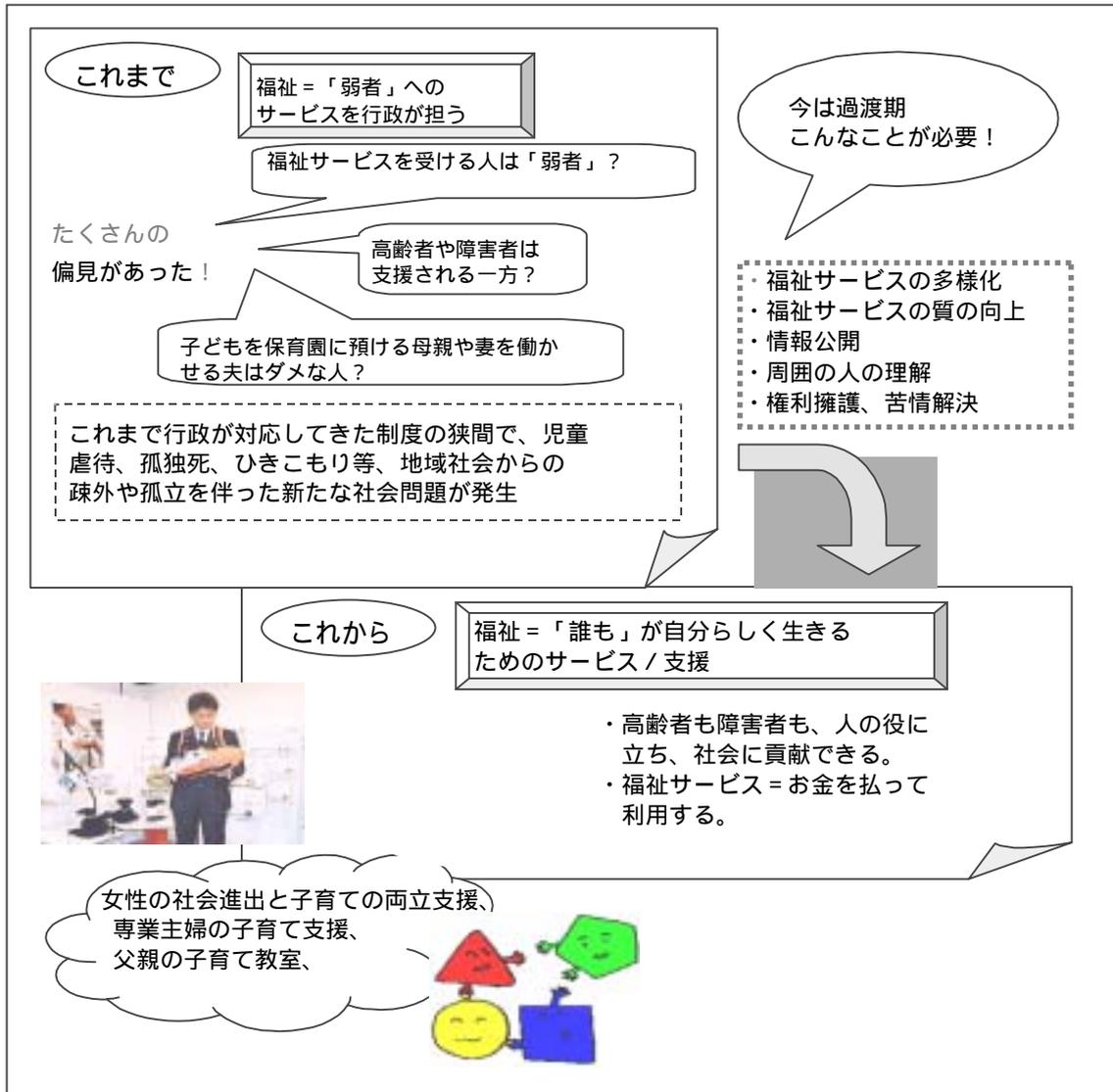


図：交通基盤の多様化

3 福祉の転換 ~ 困窮者救済からすべての人の生活支援へ ~

戦後の日本の福祉は、^{こんきゅうしゃ}困窮者の救済が目的でした。その後、高度成長期の中で社会が著しく変化してきましたが、福祉制度そのものは長年変わりませんでした。今、社会福祉基礎構造改革が進められており、介護保険制度や障害者の支援費制度が始まる等、福祉の仕組みは大きく転換しつつあります。

つまり、福祉は、「弱者救済」から「多様な生き方を支援するためのサービス」へと変化しています。また、支援を受ける人に対する考え方も変化しており、ただ支援を受けるだけの存在ではなく、社会に貢献できる存在として認め、社会参加を支援していく方向になっています。



図：福祉の転換 ~ 困窮者救済からすべての人の生活支援へ ~

社会福祉基礎構造改革

社会福祉の共通基盤である社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度（福祉の法律に基づいた行政処分の仕組み）は、昭和 26（1951）年に社会福祉事業法という社会福祉のさまざまな決まりを規定した法律の中に定められて以来、50年近くも、その基本的考え方は変わることがありませんでした。

これまで措置制度は、行政（国・都道府県・市町村）が中心となって、福祉サービスの種類や対象者、提供方法などの整備を行い、日本のどこにいてもサービスが受けられるような制度として、「公平性」や「均一性」という意味で、福祉制度の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、これまでの社会福祉の共通基盤は、今後、ますます増大化し、多様化する福祉ニーズに十分対応できる体制ではありません。そのため、21世紀になっても、みなさんの期待にこたえられる社会福祉の共通基盤を作り直す必要が生じており、平成 12（2000）年、国は**社会福祉の共通基盤の大幅な見直し**（社会福祉基礎構造改革）を行うことになりました。



この社会福祉基礎構造改革は、「**人が尊厳を持ってその人らしく自立した生活が送れるように支援する**」という**社会福祉の理念**に基づき推進することを明示しています。



これからの社会福祉の方向性

個人の権利や選択する権利を尊重した制度に改めること

利用者がサービスを選ぶ際に不利にならないよう、支援するための仕組みやサービス事業者が適正な競争を行うことによって、より質の高いサービスが提供できるような福祉サービスを拡充すること

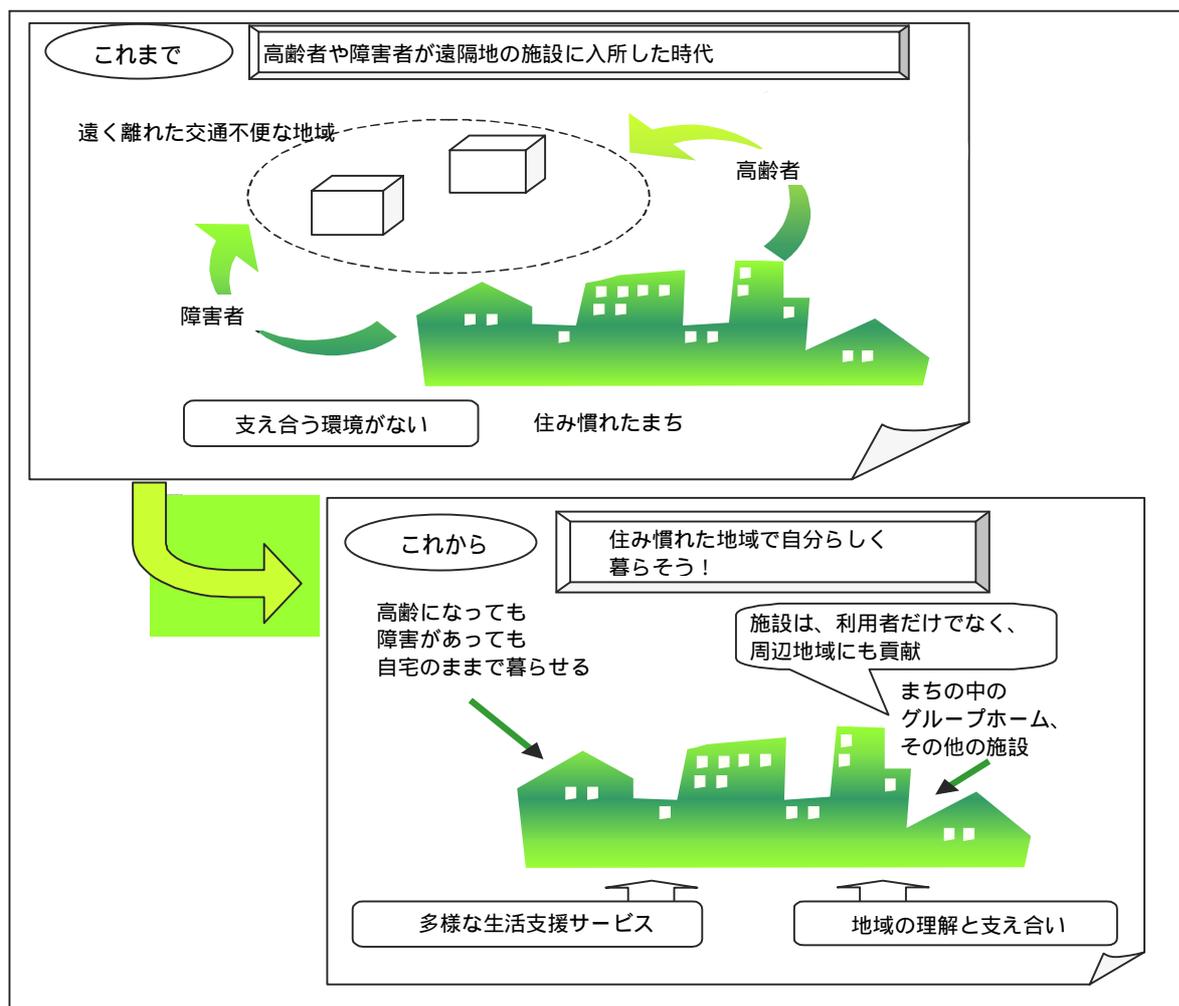
地域での生活を総合的に支援するために、**地域福祉の充実**を図っていくための具体的方策が必要であること

以上のような提言が出されました。

4 福祉の転換 ~施設への入所から、住み続けられる地域づくりへ~

核家族化が進み、近隣との関係が希薄化する中で、支援を必要とする高齢者や障害者を家族や地域でみることができなくなり、施設への入所を余儀なくされる状況もありました。一方で、家族が介護につきっきりとなって地域の行事にも疎遠となる等、地域社会から孤立してしまうという問題も起きています。

住み慣れた地域で家族や友人に囲まれながら生活したいというのは、誰もが願う共通の思いです。これからは、地域の人々が支え合える社会をつかっていかななくてはなりません。その中で、施設も新しい役割が求められています。



図：福祉の転換 ~施設への入所から住み続けられる地域づくりへ~

計画策定に対する国の考え方

平成11(1999)年、厚生省(現厚生労働省)から、社会福祉基礎構造改革として、7項目の改革の基本的方向性が示されました。

- 1 サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- 2 個人の多様な需要への地域における総合的支援
- 3 幅広い需要に応える多様な供給主体の参入促進
- 4 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- 5 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- 6 増大する費用の公平かつ公正な負担
- 7 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

平成12(2000)年には、この社会福祉基礎構造改革の流れを受けて社会福祉事業法の改正・改称(社会福祉法)が行われ、介護保険法の施行にみられるような個々の福祉施策の改革がはじまりました。

地域福祉計画は、この基礎構造改革の方向性を踏まえ、地域での総合的なサービス供給体制を整備することを目的として、「個人の尊厳」や「地域福祉の推進」を具体化する計画として社会福祉法の中に位置づけられました。

《 社会福祉法への位置づけ 》

社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念の一つに位置づけられ(第4条) 市町村が地域福祉計画を策定する旨の規定(第107条)が置かれました。

社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3章 計画の位置づけと期間

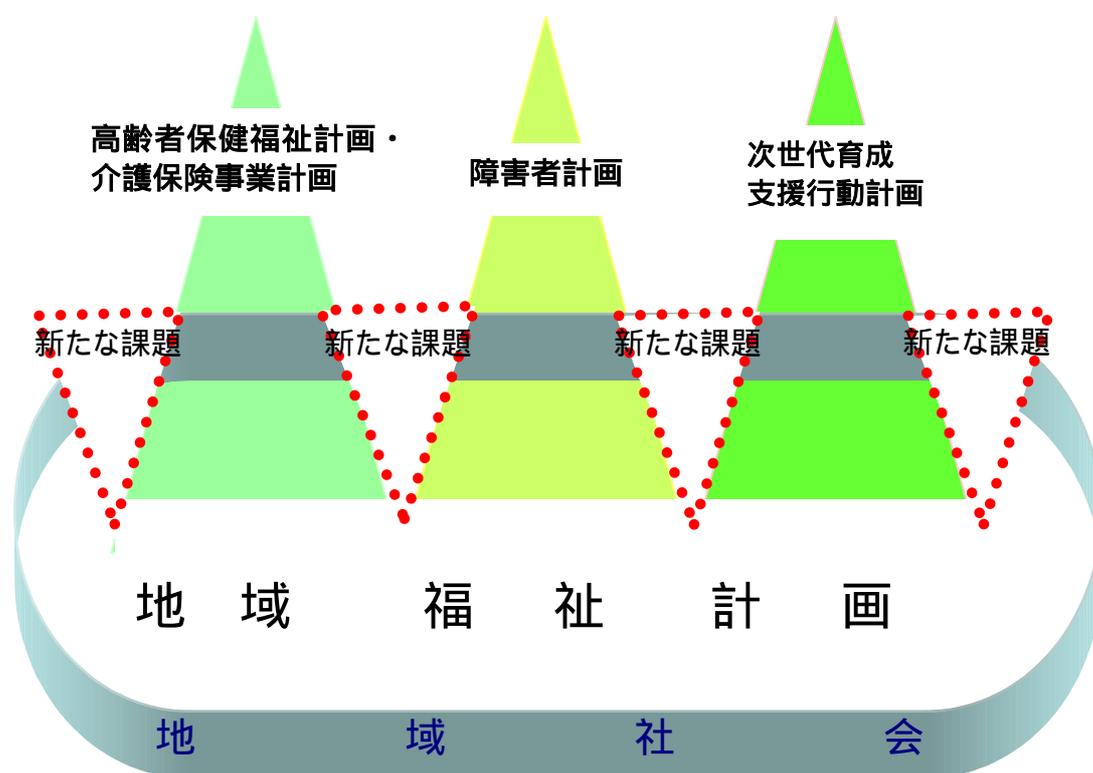
基本的な位置づけ

所沢市地域福祉計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく「第4次所沢市総合計画」を上位計画とし、その基本構想に掲げる「人と地球を愛するまちづくり」を基本理念に、将来都市像「ゆとり・うるおい・活力ある生活文化都市」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。

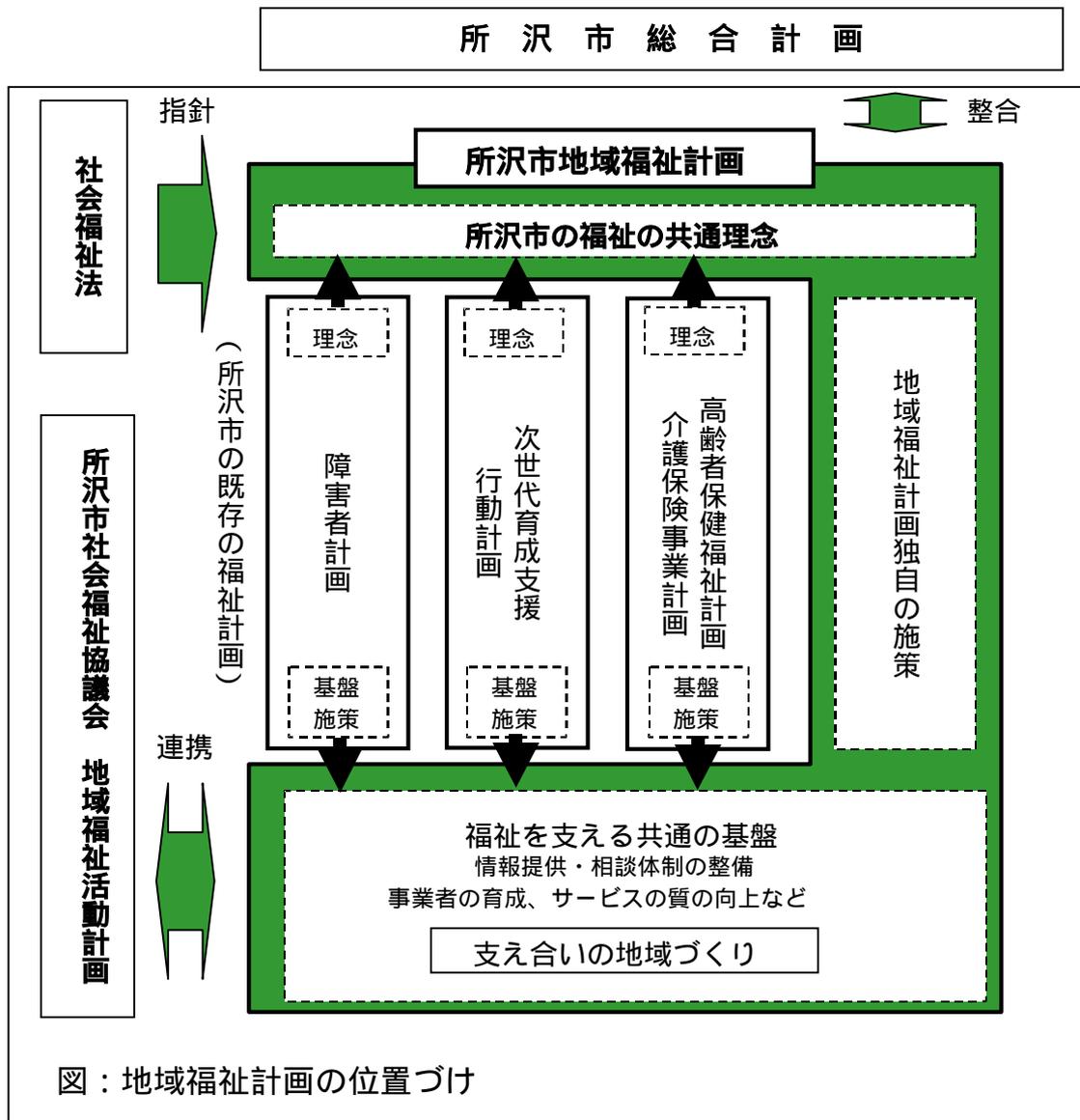
また、総合計画・基本構想では、将来都市像を実現するために、7つのまちづくりの目標を定めています。そのため、所沢市地域福祉計画では、その中の社会福祉分野のまちづくりの目標「豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち」を将来像としました。

既存の計画と地域福祉計画等との整合

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画¹、次世代育成支援行動計画²、障害者計画³、その他保健福祉分野との整合性を図り、それらに定められた目標値の達成などはそれぞれの個別計画において推進することとし、保健・福祉・医療に加えて、環境・教育・就労・住宅などの生活関連分野との連携を確保しながら、地域を基盤に安心して暮らせるまちにするための横断的・総合的な施策を推進します。



- 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、本格的な高齢社会に備え、地域特性を踏まえながら、対応すべき保健・福祉・医療のサービスの方向を示すものです。この計画は、介護が必要な人には、質の高いサービスが必要量提供していけるように対応を図る介護保険事業計画と、介護が必要な状況にならないように、健康や生きがいに配慮して生活を支援し、また、何らかの支援が必要な状況になっても地域で生き生きと生活できるように対応を図る高齢者保健福祉計画の2つの計画から構成しています。
- 2 次世代育成支援行動計画は、急速に少子化が進展する中、地域全体で子育てを支援する体制を整備し、子育ての社会化を促進していくため、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりをめざして、子供たちへの育成支援を中心として総合的に施策を推進する計画です。
- 3 障害者計画は、障害者基本法に基づき、所沢市の障害者施策の基本的な方針を明確にし、障害者の地域での生活支援、障害者施策を総合的・計画的に推進し、地域のノーマライゼーションの実現をめざしていくものです。



計画の期間

所沢市が地域福祉を推進するにあたっては、地域住民への理解を深め、推進基盤の整備を図っていきます。

そのため、**基盤整備は、市民との協働**という視点から、時間をかけて着実に進めていく必要があり、計画期間は平成17（2005）年度から平成26

(2014)年度までの10年間として取り組むものであり、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応し、かつ施策の進捗状況など、確実に進行管理をするため、見直しを3年ごとに行います。

地域福祉計画の方向性

地域福祉計画は、支援を必要とする特定の住民を対象とした地域版ではありません。地域の中での課題や問題状況を明らかにし、地域で対応できることは地域で解決していくため、生活上の課題や問題といった視点から、その解決を検討し、その過程の中で、地域住民や地域組織、活動団体、施設などがどのように関わり、どのような協力



ができるのかを検討するとともに、公的サービスのあり方を中心に、保健や医療、教育、住宅、道路・交通などの生活関連分野との連携も含めた**身近な地域での福祉の仕組み**を整備していこうとする計画です。

そのため、この計画では、地域福祉推進のための指針や、推進主体となる施設、団体、組織をはじめ、地域住民の役割、市の役割などを明示し、そのあり方や具体的方向性をできるだけわかりやすく明記しました。



また、地域福祉計画で定められた目標基準を達成するため、具体的方策の展開エリア（範囲）を設定し、その中での活動・行動体制を整備していくことが必要となります。

そのため、11行政区を基盤とした「小地域の特色を活かした地域福祉コミュニティ推進事業」が実践できるよう、**新たに小地域ごとの活動推進体制と具体的方向性**を地域住民とともに考え、住民主体の活動・行動指針を作成していくことが重要です。

一方、地域福祉の考え方と、現在、市の施策として提供している福祉サービスはどのような形で有効に機能させていけばよいのでしょうか。地域福祉の推進ですべての福祉課題が解決するわけではなく、市民主体ですすめる福祉では対応できなかったり、見過ごされがちな住民に対して、市は安全ネットとなるような施策を講じていくことも、今後の重要な施策課題の一つと考えています。

そのため、地域福祉計画では、市民活動として有効な事業と公的な責任で進めていく事業を明確化し、今後、市がめざす方向性や方策とその責任についても明確にしていくことが重要なテーマとなっています。



地域福祉計画の策定体制

地域福祉の主体は、住民一人ひとりです。そのため、この計画は、市民の声を反映するかたちで、市民が策定過程に参加し、自らがつくるという前提で進めてきました。

今後の地域福祉のあり方や身近な地域での課題などを整理するため、「地域福祉計画策定委員会」、「地域福祉計画策定懇話会」、「地域福祉計画推進検討会議」など、それぞれに役割分担を持った

策定組織を設置しました。その中で、地域福祉計画策定懇話会は、市民主体の策定組織で市民参画を強調したボトムアップ型【意思決定やその基礎となる情報



の流れが「下から上へ」決定内容を積み上げていく方法のこと】の策定組織です。

1 策定懇話会：学識経験者、公募による者、福祉関係機関・団体関係者、地域組織関係者、地域福祉コミュニティ推進事業代表者による組織

策定懇話会では、市民ニーズを把握し、市民の立場から計画の推進を位置づけていくため、次の事項について検討し、策定委員会との調整を行い、まとめました。

市民ニーズを把握するため、委員自身が感じる生活（地域）課題を出し合いながら、委員自ら生活課題調査を行い、地域福祉計画策定のための市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）の中から抽出した生活課題

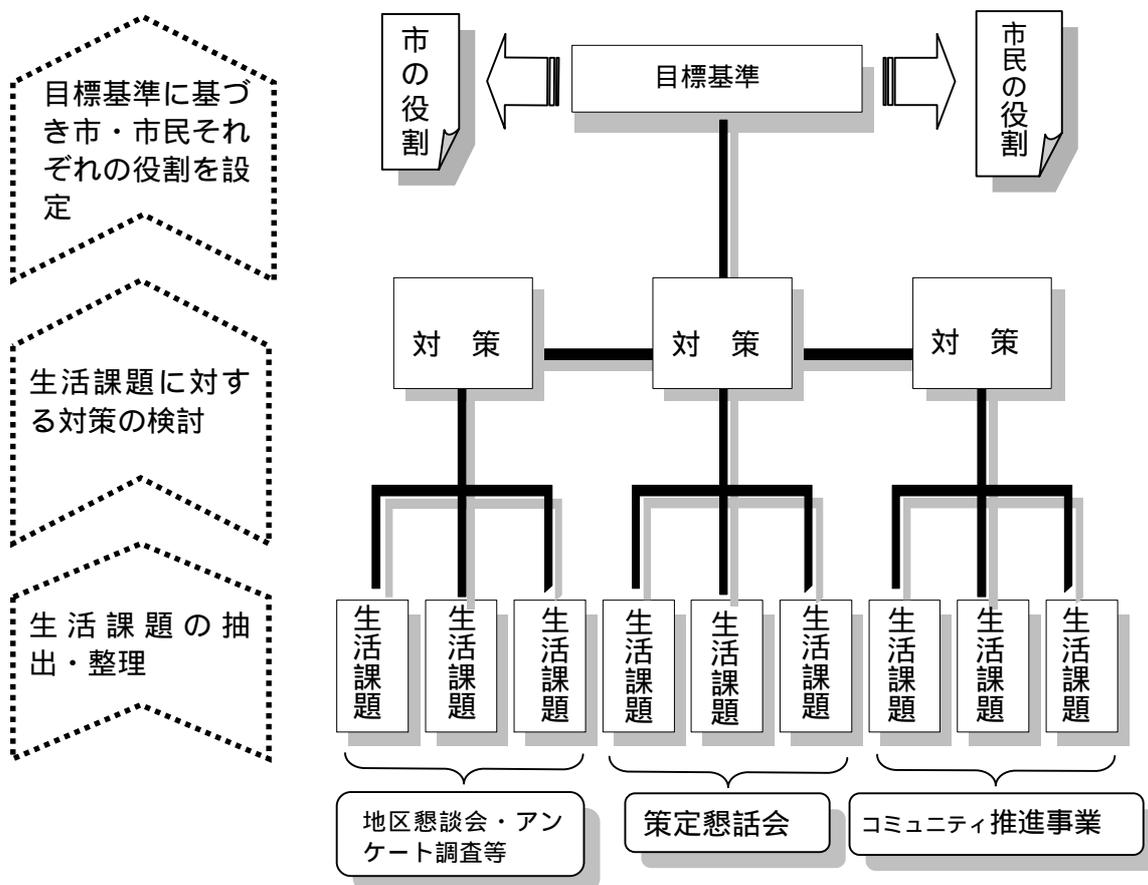
や地域福祉コミュニティ推進事業（三ヶ島地区）からの課題も併せ、優先的に検討すべき課題の抽出とその整理

課題解決のための目標基準 の設定

課題整理によって抽出された計画体系項目の提案

市民が主体で取り組めること(市民の役割)の検討
計画素案の確認

地域が抱える課題や問題を解決するための目標で、いわゆる「解決・改善するための目安」という意味で使用



図：策定懇話会作業工程

2 策定委員会：学識経験者、策定懇話会代表者、地域福祉コミュニティ推進事業代表者による組織

策定懇話会による身近な生活課題の取りまとめ、目標基準の設定や対応策などの提言、推進検討会議の検討結果や地域福祉コミュニティ推進事業の報告を受けて、調整・整理し、最終的に地域福祉計画素案をまとめ、市長に提言しました。



3 推進検討会議（市役所関連部署の職員による組織）

地域福祉の推進に関わる支援体制、適切な福祉サービスを提供する仕組みなど、基盤整備を推進していくにあたって、全庁的な調整を図りながら進めました。

目標基準に対する施策の実施状況の調査と把握

計画体系の調整

市民と市の役割分担の整合

計画素案の確認



4 地域福祉コミュニティ推進事業

地域福祉コミュニティ推進事業は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）の 3 項目の 1 つである「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」という項目を、実際に住民主体の地域づくり活動として立ち上げ、住民自身ができることを継続的に実践し、地域福祉計画にも反映していくことを目的とした事業です。

平成 15（2003）年度は、市内 11 行政区の中から三ヶ島地区をモデル地区として選び、社会福祉協議会の協力を得ながら地域づくりモデル事業として実施し、平成 16（2004）年度は、地域福祉コミュニティ推進事業として、山口地区で実施しました。

この事業は、参加者がワークショップ¹⁰形式で学習や地域研究を行い、福祉の視点から地域づくり活動を実践するものです。



モデル事業の取り組みは、年間を通して各策定組織に報告され、最終的には活動の成果や課題が計画の中で生かされるとともに、計画の中に地域福祉の推進手段として位置づけられています。

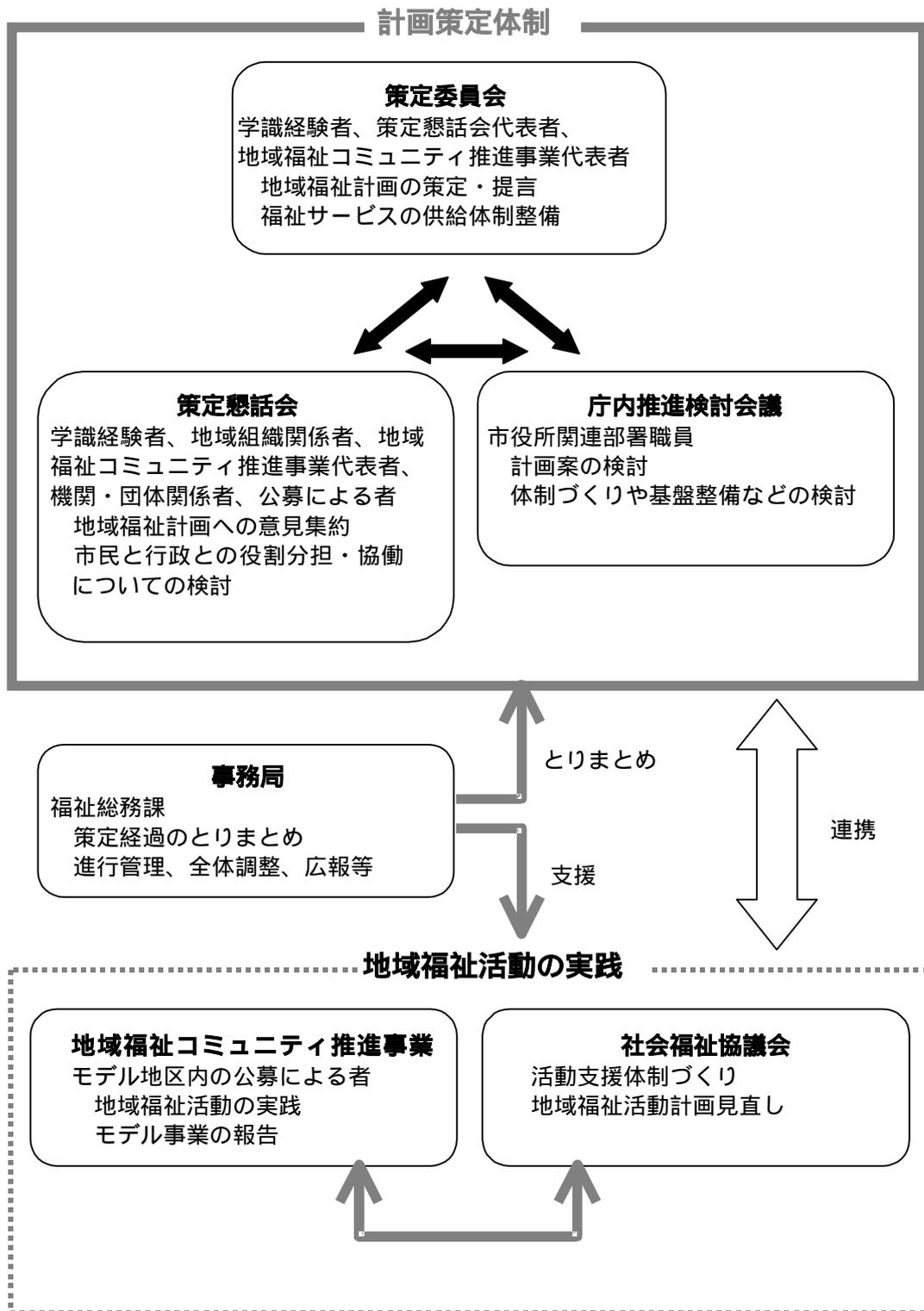
今後も、市内の他地区で地域福祉コミュニティ推進事業の実践活動を拡大していきます。



<三ヶ島地区での活動に参加された方々&スタッフ>



<山口地区での活動に参加された方々&スタッフ>



図：計画策定体系図

第2編 計画の推進

第1章 施策の方向性

所沢市では、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO 14001¹¹の認証資格を取得しています。今後は、ゴミの削減化やリサイクル事業にとどまらず、「市・住民、団体、事業者」みんながそれぞれの責任と自覚のもと協働し、自然環境と調和した社会全体の持続的発展を探求することができる循環型社会の創造・構築に努めていくことをめざしています。

そのため、地域福祉計画でも、市の環境方針を施策の方向性および施策の中に生かしながら、計画の推進を図っていきます。

それぞれの事業活動を環境にやさしいものに変えていくため、事業者自ら環境に関する方針や目標などを設定し、達成に向けて取り組んでいくこと。

取り組みにおいては、方針や目標を定めた後、実行にうつし、その結果について評価し、見直しをしながら、継続的な改善にあたることが求められる。

施策の展開

A 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり (自立と生きがいづくり)

住民の主体的な参画により、自分の住む地域に対する愛着や共生意識の向上を図り、地域住民が共に支え合うことにより、地域の持つエネルギーや活力を再認識し、その活力を生かして自立と自己実現のための環境づくりをめざします。

**B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり
(ネットワークづくり)**

保健・福祉・医療をはじめ、環境、道路、情報、清掃、教育、防犯、防災など暮らしを守る総合的なサービスの提供システムが展開できるよう、新たなネットワークの構築をめざします。

**C 安全で安心して住みつづけられる人にやさしいまちづくり
(住民主体の福祉コミュニティの再生)**

地域住民の新たなつながりやふれあいの機会増大など、住民どうしの信頼関係を築いていく中で、地域の特徴を生かした心がふれ合えるような、住みよいまちづくりの創造をめざします。

**D 年齢やライフスタイル【個人の生き方】に応じた健やかな
暮らしづくり(社会参加の推進)**

すべての住民が、生活する中で、健康で自立した日常生活が送れるよう、さまざまな年齢や職業などに即した健康・生きがいづくりをめざすとともに、支援が必要な住民については、その人のライフスタイルに応じた自立支援をめざします。

**E 子どもたちが健やかに育つ環境整備と、ふれあい、学びあいの
ある豊かな交流のまちづくり（子育て環境の整備と支援）**

都市化、核家族化などにより、子育てに不安を抱える親の孤立化を防ぐため、市、園・学校、地域社会が連携しながら、子どもたちが地域のさまざまな世代の人たちと関わることを通じて、学び、成長していくことができるよう、地域ぐるみで支援できる環境が求められています。

子どもの育ちや、子育てが安心してゆったりとできるような社会環境を整備していくことをめざすことで、活気とやすらぎが感じられる地域をめざします。

F 住民ニーズに対応した多様なサービスとサービス提供団体、組織の育成支援（サービス提供団体、組織による多様なサービスの整備）

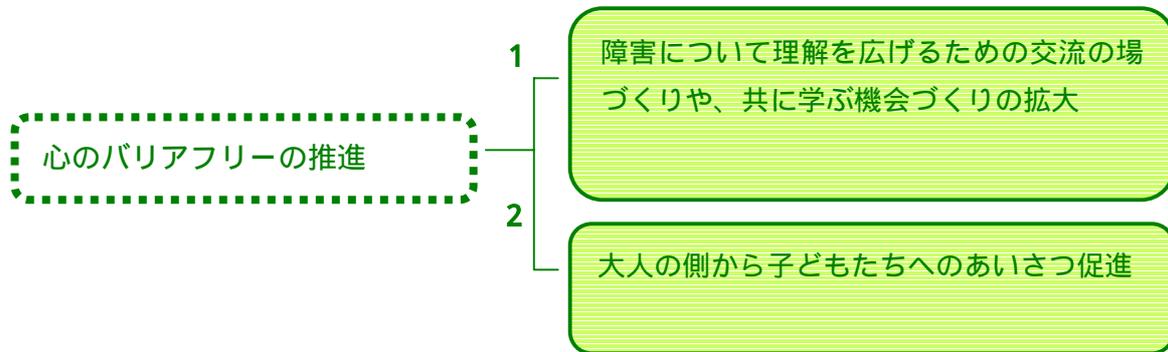
福祉サービスが、特定の住民対象とするものではなく、すべての住民の安心とサービスが得られるよう、サービス提供する団体や組織は、今後、ますますサービスの質の向上に取り組んでいく姿勢が必要です。

サービス提供団体や組織自らが、人材育成や技術力の向上を目指した研修を重ね、サービスの質の向上とサービスに対する信頼が得られるように必要な支援を提起します。

次ページ以降、施策の方向性の中で、現状と課題に出てくる意見や要望は、地域福祉計画市民ニーズ及び市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)、地区懇談会、策定懇話会委員、策定懇話会が実施したアンケート調査の中から、比較的多く出てきた意見や特徴的な意見を中心に取り上げています。

< 施策の方向性 >

A 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

市民意識調査では、障害者自身が出かけることや、近所付き合いが億劫な理由として、一般的な障害に対する市民の理解不足、とりわけ、精神障害者に対する理解が不足している状況があげられていました。

一方、障害に対する理解を深めようとしても、「障害者の方と日頃から関わる機会がない。」とか、「障害者の方と関わり方がわからない。」という声も、寄せられています。

心のバリアフリーを推進させていくきっかけづくりとなる「あいさつ」についても、大人の方からは「子どもたちが、近所の人や顔見知りの人に対して、あいさつができない。」ということを問題視する声も上がっています。

今後、「障害」に対する理解を深めていくためには、

- (1) 市民向け講習会・講演会・講座、体験学習会、介助者との交流会など、
地域における障害についての学びの場づくり
- (2) 直接のふれ合いや、障害のある人との関わり方を学ぶことのできる交流活動の活発化

(3) 学校と地域がいっしょに取り組めるような「福祉教育」の推進

(4) 学校教育の現場に障害者の方が、市民ボランティアやゲストティーチ

ャー【小・中学校の授業やクラブ活動で日本の文化や国際交流、伝承遊びなどを学ぶため、招かれる民間の講師のこと】として参加する機会の拡大

などが求められています。

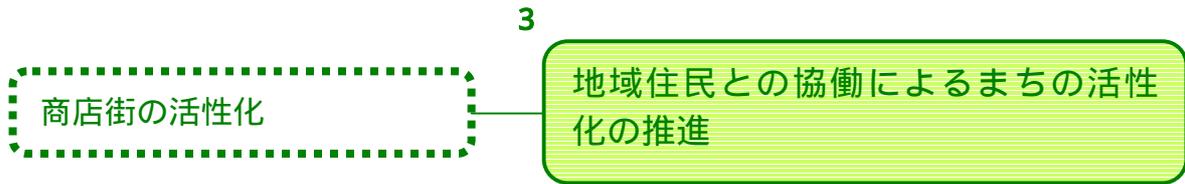
日常的にあいさつをし合う環境づくりを広めていくためには、大人から子どもへのあいさつ運動の実施や、住民が学校行事に参加する際のあいさつ運動など、大人の側から地域での積極的な「あいさつ運動」を展開していくとともに、行政側も、地域でのあいさつ運動の展開支援を推進していくことが重要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること(市民の役割)
小・中学生と障害児・者とが直接ふれ合えるような交流活動の活発化 障害に対する理解を広げるための啓発活動や機会(市民向け研修会や講座開設)の拡大 地域を巻き込んだのあいさつ運動の展開支援	学校と住民が共に学ぶ場の充実 障害者自身がゲストティーチャーとして教育に参加してもらえるような場の拡大 住民が学校行事に参加する際のあいさつ運動の展開	福祉教育の現場に、市民ボランティアとして参加 日常的にあいさつをし合う環境づくり

< 施策の方向性 >

A 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

商店街の空洞化や地域製造業の減少により、商店そのもののつながりが希薄になってきました。また、高齢者や障害者の方にとって、これまで身近にあった近所の商店が閉じることにより、必需品である食料品や雑貨の購入が容易にできないという不便さを生じています。

所沢TMO（タウンマネジメント機関）¹² 検討委員会では、既存の商店内に個人や団体が手づくり品を販売するという商店街振興の新しい試みとして、平成16（2004）年には、期間限定の「チャレンジショップ事業¹³」を実施しました。

また、埼玉県では、「彩の国福祉宣言店¹⁴」や「彩の国福祉モデル店¹⁴」という指定事業に取り組んでおり、店の周辺の清掃活動や笑顔での対応などにより、個々の商店の意識向上が期待されています。

要望としては、商店街の振興を考えていくうえで、今後、個々の商店の意識向上と、市民活動団体が店舗を運営する場合の活動支援、ならびに、空き店舗の状況についての情報提供、地域コミュニティの推進や活性化をめざした商店街や地元町内会の祭りやイベントの開催が求められています。

また、中心市街地にある空き店舗の借用と住民の手による運営、商業者と

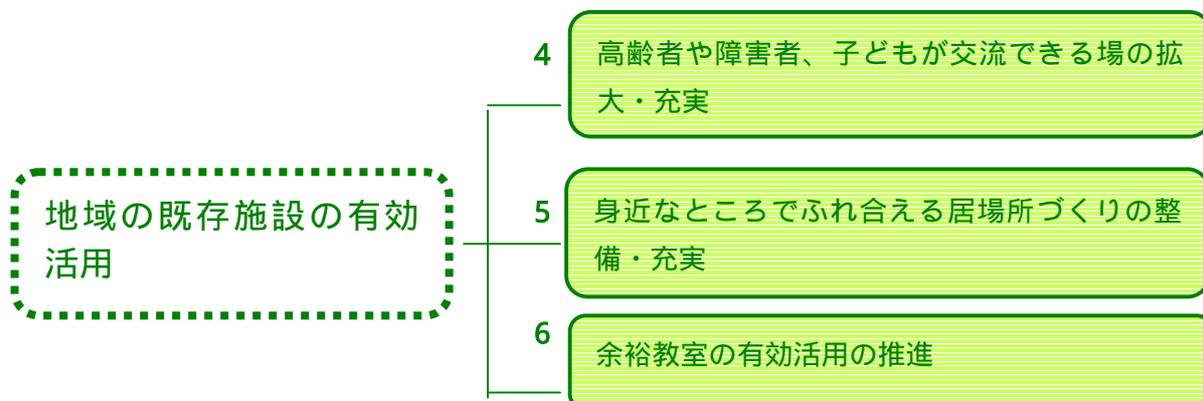
地元住民との対話、地域の活性化のためのアイデアや意見出し、例えば、買い物代行、宅配サービスシステムの開発・研究、一般の人と高齢者や障害者が交わるような有料制の定期懇親食事会の開催などに期待が寄せられています。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること (市民の役割)
市民活動団体が運営する店舗の活動支援 空き店舗の状況についての情報提供	地域コミュニティの推進や活性化をめざした、商店街や地元町内会の祭りやイベントの開催 中心市街地にある空き店舗の借用と、住民の手による運営 地域通貨導入に関する検討	商業者と地元住民との対話 地域の活性化のためのアイデアや意見出し 例) 買い物代行、宅配サービスシステムの開発・研究、一般の人と高齢者や障害者が交わるような有料制の定期懇親食事会の開催

< 施策の方向性 >

A 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

子どもや高齢者、障害者が気軽に集える公園や憩いの場のない現状が多くの方から指摘されているとともに、公民館や老人憩の家、文化会館などの公共施設があっても、それぞれの用途制限の中で、特定の団体しか利用できないといった意見や、各種福祉施設の利用についても、高齢者・障害者・児童といったように、対象ごとに限定されていることが多いといった意見が出されています。

また、小・中学校の余裕教室がみられるようになる中で、それらの有効活用の要望や、高齢者が日常的に出入りできる場の設営、給食室の地域利用と高齢者への給食の要望が出されています。

今後は、既存の集会施設の有効活用を推進していくことや、各種福祉施設において、子どもと高齢者の合同による伝統文化・工芸の伝承のための行事を実施し、世代間交流の充実を図ること、さらに、それら施設の多面的な活用、学校と地域の共催による交流イベントの開催支援、地域住民や各種団体

等との協働による施設の運営・管理を積極的に行っていく必要があります。

余裕教室を目的外に利用する場合には、今後、学校側の検討も必要になりますが、市民としては余裕教室をいつ、どんな形で使いたいのか等のニーズを明確化していくことが大切です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
既存の集会施設の充実 既存福祉施設の多面的活用 地域の余裕教室を、集会施設としての提供 児童館における世代間交流の充実 学校と地域の共催による交流イベントの開催支援	地域住民や各種団体との協働による施設の運営・管理 ボランティア主催による講座の開催 子どもと高齢者の合同による伝統文化・工芸の伝承のための行事の実施	余裕教室を目的外に使用する場合の管理（地域または利用者による管理） 異世代交流を実現させるための各種団体組織の充実

< 施策の方向性 >

A 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり

7

ボランティア活動者の発掘

高齢者をはじめ、市民の持っている
能力を活かせる場づくりの整備

< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

引きこもりの高齢者のうち、その多くは男性のようです。「もっと多くの男性がボランティア活動に参加してほしい。」という希望があるものの、定年退職した人が気軽にボランティア活動のできる機会がなく、退職後、なんとなく家にいる人が多いのが実情です。

また、退職後の時間の使い方として、「近所の高齢者の方と話し合いや家事の手伝いをしたい。」と思っている人もいます。さらに、「ボランティアに参加している、あるいは参加していた。」という人より、「ボランティアに関心はあるが、参加したことがない。」という人の方が多いようです。ボランティアに参加しようと思ったきっかけで多い項目は、「仲間づくりのため」「知人の紹介」というものでした。

課題としては、身近にボランティア登録ができるところを設けるとともに、地域に身近な人間関係をつくることです。さらに、子どもの頃からボランティアについて知り、関心をもってもらうこと、そして、親にもボランティアについて理解してもらうことが大切です。

また、地域の身近な人間関係の希薄さをなくすために、

(1) シルバー人材センターのPR、所沢市生涯学習センターの「人材バン

ク」の制度をもっと周知させていく。

(2) 高齢者をはじめ、市民の持っている能力を生かせる場を整備する。

(3) 子どもの頃から、ボランティアを体験する機会を設ける

といったことがあげられます。

社会には、多くの有能なボランティアの力が求められていますので、市と民間団体との協力による人材バンクの設置、および、特技や得意技などの登録、ボランティア情報のPRや人材バンクのネットワーク化による能力活用の充実、各種講座の開催による能力の発掘に期待が寄せられています。

今後とも、ボランティア活動者の発掘と、高齢者をはじめ市民が持っている能力を生かすことのできる場の整備を行っていく必要があります。

< 目標基準に向けての取組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること(市民の役割)
人材バンクのネットワーク化による能力活用の充実 各種講座の開催による能力の発掘	市と民間団体との協力による人材バンクの設置	特技や得意技などの登録

< 施策の方向性 >

A 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

「地区の公民館に運動施設がほしい。」「健常者だけでなく、肢体不自由者も利用できる器具がほしい。」「リハビリ用のプールでプール歩行のできる施設がほしい。」「近場に図書館がもっとほしい。」「犬を自由に走らせる場(ドッグラン)がほしい。」という要望や、公共施設の車椅子用のローカウンターが荷物置き場になっているところもあるという問題の指摘がなされました。

市の取り組み状況をみると、「交通バリアフリー基本構想¹⁵」により、高齢者・身体障害者などの交通機関を利用した移動にあたって、利便性・安全性の向上とその促進のため、駅・交通機関のバリアフリー化、旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設・周辺の道路などのバリアフリー化を推進することになっています。

平成16(2004)年6月完成の市民体育館は、バリアフリー構造となっており、段差を極力なくした設計、メインアリーナの一部に難聴者用フラットアンテナ¹⁶(100席)を埋め込み、補聴器により館内の放送を聞くことができるように工夫されています。また、ハートビル法¹⁷、埼玉県福祉のまちづくり条例により設計し、子どもから高齢者、障害のある人など、すべての

人が、公平に安全に利用できる施設とされています。トイレは、男性、女性境界を可動式仕切りにし、大会の規模や男女の割合により、各トイレ数を変更することができます。

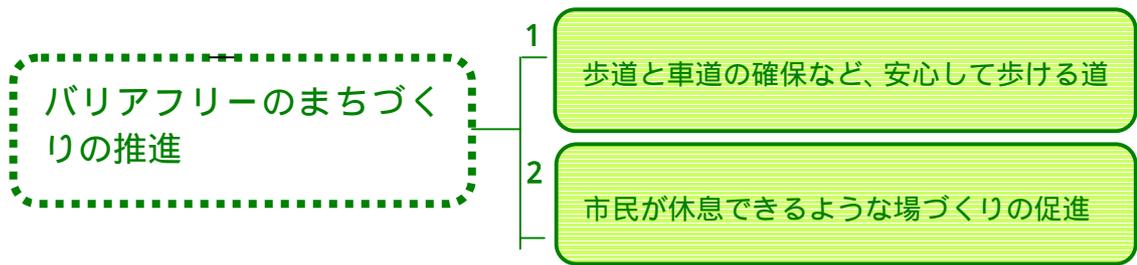
今後は、各施設のバリアフリー化の促進、バリアフリーの状態についての情報提供、市内の各施設や環境のバリア・安全点検活動の実施、いつでもみんなが手軽に使える使いやすさの工夫が求められています。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
各施設のバリアフリー化の促進	バリアフリーの状態についての情報提供 市民への施設の開放と市民との協働による管理・維持システムの工夫	市内の各施設や環境のバリア・安全点検活動の実施

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

道路問題について、「歩道と車道の段差が大きく、歩道が十分に確保されていないため、危険がある。」とか「歩道が狭くて段差があり、でこぼこも多く、安心できない。」など、多くの声が上がっているとおり、歩道と車道の段差が大きいところや歩道が十分に確保されていない道路が多数見られます。また、福祉施設があるところでも、高齢者や障害者、ベビーカーを押している人などが安心して歩くことのできない環境が見受けられます。

バリアフリーのまちづくりを推進していくためには、世界保健機構(WHO)の国際生活機能分類(ICF)¹⁸の目的(障害のある人でも、その人が持つ生活機能を生かして、社会参加や地域活動を行っていくために、その障壁となる環境要因を把握し、改善していくこと)を実現し、誰もが社会参加しやすい環境づくり、活動しやすい環境づくりにつなげていくことが重要です。例えば、障害者や高齢者、乳幼児のいる人をはじめ、すべての人が休息できるような場づくりは、長く歩き続けることが難しい人への支援になるとともに、まちの中に集いの場、憩いの場を創り出すことにもつながる視点で考えていくような発想が必要です。

今後、国際生活機能分類の視点から、商店街で路上にはみ出している広告用の立看板の撤去や外出支援としての歩きやすい道路整備や、まちの中での集える場、公園や歩道で高齢者や障害者、子育て中の親などが疲れたときに休めるスペースの確保など、誰もが安心して活動し、社会参加できるバリアフリーのまちづくりの推進が求められます。駅のエレベーター設置についても、現在、所沢市で進めている交通バリアフリー基本構想に基づき、アクセスしやすい環境整備を推進していく必要があります。

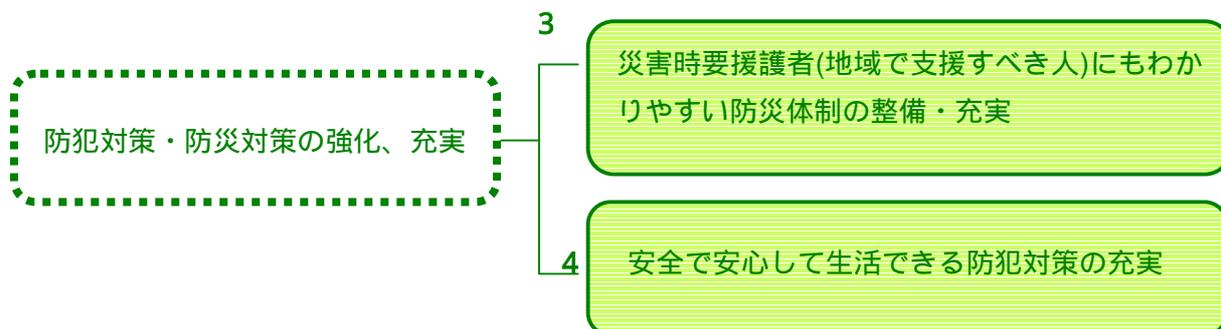
また、路上駐車や放置自転車対策は、市民相互の意識啓発に基づいて解決が図られていく必要があります。このことから、ハード面のみでなく、ソフト面も含めたバリアフリーのまちづくりを進めていくことが重要となります。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
計画的な道路整備の推進 点滅灯や道路反射鏡の設置 交通バリアフリー基本構想の周知と、構想に基づいた事業の実施	道路に隣接する土地所有者の用地協力 交差点等道路付近の視透性の確保や道路反射鏡の設置にかかる理解および協力 ベンチ管理のための協働巡回、調査の実施 公園整備の管理	路上駐車、放置自転車で車道や歩道をふさがらないようなマナーの向上 今ある歩道の整備箇所の情報提供 ベンチの自主的な維持管理（清掃や点検など） 交通バリアフリー基本構想への理解と協力

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

阪神・淡路大震災でクローズアップされた災害時における、要援護者対策の充実が求められておりますが、記録的な豪雨や大型台風、地震などの災害では、高齢者や障害者などの被災が顕著^{けんちよ}であり、多くの犠牲者が出ています。

「安全・安心」は、全住民に共通したニーズであり、アンケートにおいても「災害時に一人で避難所まで行くのに不安である。」とか「障害者・高齢者の方が災害時に対応できる知識や情報がほしい。」という声があがっています。

こうしたことから、災害時においては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国籍住民など、被害をこうむりやすい人々の安否確認や情報伝達などの支援体制づくりが緊急の課題であり、身近な地域で、支援すべき人は、誰なのか把握できるような体制づくりが求められます。

また、ひったくりの被害や、通学時に子どもが巻き込まれる事件や事故などが発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、「街灯のない道路や街灯があっても、暗い道が多く怖い。」「交番が少ない。」「地域内で空き巣が続発し、防犯に不安を感じている。」など、市民意識調査の中でも犯罪の増加を心配する住民の声も多く、市内で

多発した子どもへの暴行事件にみられるような「不審者への対応」や「振り込め詐欺」の対策も、市民生活の安定には不可欠です。

普通に日常生活を送る中での不安をなくし、安心して生活できるまちづくりを進めるためには、安全性を確保した道路整備をはじめ、市民の目が防犯につながるという意識の共有化も課題です。

今後、防災体制の整備を充実していくためには、災害時に指定の避難場所まで避難できるような防災ガイドマップの作成や普段から隣近所とのコミュニケーションを大切にしながらりをもつことが重要です。

さらには、所轄の消防署や民生委員・児童委員と連携して、災害時要援護者が希望制で登録できるような仕組みづくりや若者が参加する町会単位の防災組織づくり等が必要です。

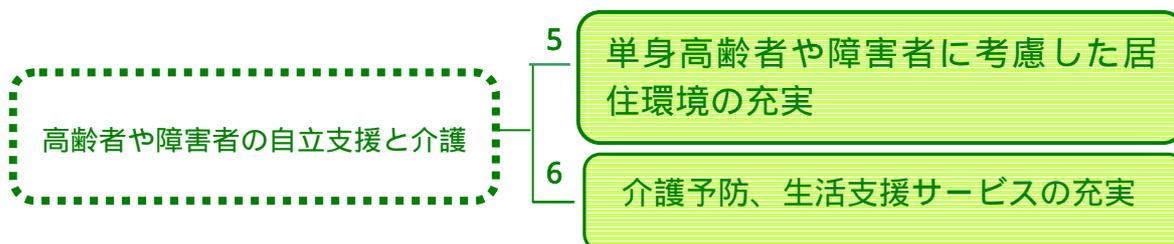
また、防犯対策については、市はすでに地域での防犯教室やキャンペーンを行い、市民の防犯意識と地域の防犯力を高める努力をしています。今後も、地域ぐるみで危険箇所を確認し合う等、地域の安全度を上げる対策や自治会・町内会、警察、学校、行政、関係機関が連携した防犯ネットワークづくりも重要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること (市民の役割)
防災ガイドマップの作成	地域住民が主体となった防災組織の整備 充実と協働 学校教育による防犯・防災意識の向上	日頃の良好なコミュニケーションづくり 町内会単位の防犯・防災組織づくり 危険箇所の情報提供

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

高齢者および障害者施策への取り組みについては、今後、地域での自立生活支援が重要な課題となっています。そのためには、生活の基礎となる住宅の確保をはじめとし、生活支援、就労支援、余暇支援など、多面的な自立支援が必要です。

住宅課題については、「古い家やアパートに単身老人が多い。」「公団住宅に住んでいるが、このまま高い家賃を払い続けることができるかどうか不安である（高齢者の場合は、年金額と住宅費の間の問題であり、深刻）」といった声も聞かれ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる住宅の確保が求められています。

住環境の整備については、現在、民間の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯（取り壊しを理由に立ち退きを求められ、または、その居住環境が劣悪）の方が市内の他の民間賃貸住宅に住み替えをするための家賃補助や、障害者の方への住宅改造の費用補助といった施策が行われていますが、こうした情報がより身近なところで得られることや、相談できるような体制づくりを市民といっしょにつくりあげていくことが必要です。

また、「自宅内では、ある程度自立している人が、自立の度合いを維持するためには、外出支援や他者との交流などの外的刺激をもたらす手段の充実が必要であるが、充実していない。」といった声もあります。この点については、とりわけ単身高齢者の孤立化を防止するという観点や、介護予防という観点からも、引きこもりがちになってしまう人たちを、これまでの経験や知識、特技などを活用して、自分の住む地域に貢献できるような仕組みをみんなで考えていくことが重要です。

そのためには、いきがい活動へつながるようなサロン活動や異世代交流ができるような交流の場づくり等への支援が必要です。

今後は、こうした生活支援の視点から、公的なサービスと地域住民が支えあうサービスとを結びつけていく支援を、さらに充実していくことが求められています。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
居住環境整備の促進 相談サービスの充実 介護予防サービスの充実	実態把握と必要な情報提供のしくみづくり	情報提供 特技や技能を地域で発揮

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

わが国には、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在し、その多くが公園や河川、道路などで日常生活を送っており、食事の確保や健康面などの問題を抱えています。

また、公園でホームレスが生活していると、子どもが公園で遊びにくくなるという声も出てきています。

ホームレスにいたった経緯は、経済情勢の悪化から仕事がなく、失業状態であったり、家族や地域住民とのつながりが希薄化し、集団生活になじめずに社会生活を拒否したり等、さまざまな原因があげられています。

平成 16（2004）年 8 月の実態調査では、所沢市内には 13 人のホームレスが確認され、その際に、生活に関する相談や保健師が同行し、健康確認や健康相談への対応、健康相談案内のチラシを配布しています。また、市内には、NPO 法人が運営する宿泊提供事業施設があり、自立したい意欲のある人をその施設で保護し、自立に向けての援護を行っています。

しかしながら、全国的には、ホームレスに対する暴行により、命を落としてしまうような痛ましい事件も報じられ、最近でも、中学生がホームレスを虐待する事件が起きています。このように、加害者として中学生を含む若者も

関わっていますが、ホームレスに対する無理解による偏見や誤解から発生しているケースが少なくありません。

また、ホームレスが野球観戦チケットの買い占めに動員させられるという、犯罪に巻き込まれる事件も報道されています。

こうしたことから、ホームレスに対する無理解と排他的行為をなくすためにも、ホームレスが生まれる社会的背景や社会的排除をしないソーシャルインクルージョンの考え方を伝えていく必要があります。

今後、自立支援を推進していくためには、自治会・町内会、学校、民生委員・児童委員、関係機関や地域住民との連携を図りながら、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援していくことが重要であり、就業の機会と居住場所の確保など、自立に向けての援護が必要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること (市民の役割)
ホームレスに対する自立支援施策の充実	健康管理や就労への支援につながるような実態調査の実施	新たなホームレスを生まない地域社会づくりとしての、生活困窮者の早期発見や支援 支援が必要と思われる人への支援活動や情報提供

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

住民からは、身近な相談場所や相談相手を求める声が多くあげられています。その一方で、より専門的な相談ができる場を求める声も出されています。このことは、現在の各種の相談窓口が、さまざまな理由で住民のニーズに対応しきれていないことを示しているといえます。

ひとつの理由としては、従来の相談窓口がまだ十分に知られていないことがあります。たとえば、自分の地域の民生委員・児童委員やみまもり相談員を知らない人も少なくありません。また、従来の相談窓口は、制度ごとに別になっており、どこに行けばよいかわかりにくいこともあります。

これに対応するためには、まず、住民生活に必要な相談窓口や、情報提供の場を広くPRすることが重要です。従来、市報や社会福祉協議会だよりや自治会・町内会での回覧などの文書による情報提供が中心でしたが、見落としや、必要時にすぐに入手できない等の限界もあります。近年では、いわゆるIT革命により、インターネットのホームページによって、自分に必要な情報を必要な時に入手する方法が普及してきており、こうした新しい情報提供手段の活用が求められます。しかし、こうした新しい方法に不慣れな高齢者や障害者にとっては、ますます情報格差が大きくなることにも十分な注意が必要です。

また、従来の相談窓口が制度以外のことに対して十分に対応できていなかったことも、住民のニーズに応えきれていない理由のひとつと考えられます。

適切な相談先を相互に紹介・連絡しあうネットワークづくりが重要です。また、子育てでは保育園、高齢者では在宅介護支援センター、障害者では身体障害者生活支援センター、精神障害者には保健所や保健センター、女性に対しては男女共同参画推進センターふらっとが相談を担っていますが、児童虐待や高齢者虐待など、さらに専門的な相談を担えるような体制の整備も求められています。

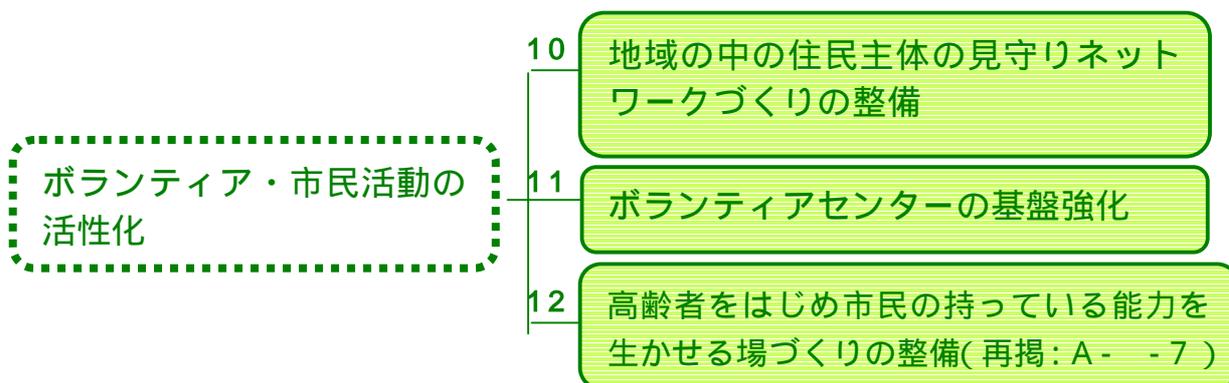
一方、専門家による相談だけでなく、隣人や仲間同士で気軽に相談したり、情報交換をできる場を求める声も上がっています。これに対しては、住民同士の日常の交流を活発にすることが不可欠ですし、児童相談所が行っているメンタルフレンド（大学生・社会人などが友人として関わる）^{*19}も、他でも参考になる取り組みでしょう。また、子育てサロンや高齢者サロン、障害者のピア（仲間）グループなども推進することが望まれます。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
専門相談機関の地域に開かれた相談支援体制の充実 地域に出向いた相談機能の充実 互いに集い、悩み事を相談しあえるような場づくりの促進 広報や自治会の回覧などを通じた、地域への情報提供活動の充実	必要な情報が、必要としている市民に届く仕組みづくり 相談内容に応じた担当部署や関連機関のネットワークづくり 民生委員・児童委員や障害者相談員、高齢者みまもり相談員との連携による、地域での相談体制の充実 地域の中でリーダーとなる人の養成と、ネットワーク化 地域住民による公民館だよりの編集	コミュニティ単位で解決できるような関係づくり 地域におけるコミュニケーションの活発化 支援を必要とする人たちに対する地域の理解と支援 地域での支援活動に対する、ボランティアとしての参加 自治会の活性化 地域の人々の気軽な声かけ運動

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

現在、さまざまな団体がボランティア活動を行っていますが、「地域に活動の拠がない。」「活動するにあたっての支援体制が十分ではない。」といった意見が多く寄せられています。一方、地域でのボランティア団体、異なるテーマの団体どうしの連携が課題と考えている団体も多いようです。

また、各地区にボランティアに関する情報量が少なく、相談場所も少ないため、「身近なボランティア団体を知らない。」「ボランティア活動に関する知識が不十分である。」といった意見があり、あわせて若者や男性の参加が少ない現状もあります。

ボランティアセンターの基盤強化としては、ボランティアコーナーを市内数ヶ所に設置して、ボランティアコーディネーター²⁰を配置し、身近なボランティア相談とボランティア拠点づくりを行うことができれば、ボランティア活動を始めるきっかけが増え、ボランティアがより身近なものになっていくことと思われます。

今後、ボランティア活動を活性化させるためには、活動拠点の支援や活動に必要な機材の助成、活動に関する負担を軽減して、活動しやすくしていく

ことが必要です。

ボランティアを行いたい人や求める人の要望を聞き、適切なアドバイスをしたり、情報の流れをよくするボランティアコーディネーターを育成し、活用していくことが求められており、ボランティア活動者の中からボランティアコーディネーター養成研修を行って選出するのがよいのではないかという意見もあります。

さらに、ボランティアセンターは、新たに NPO 法人格を取得しようとする団体に対しても、独立に向けての支援が行えるような体制づくりが求められています。

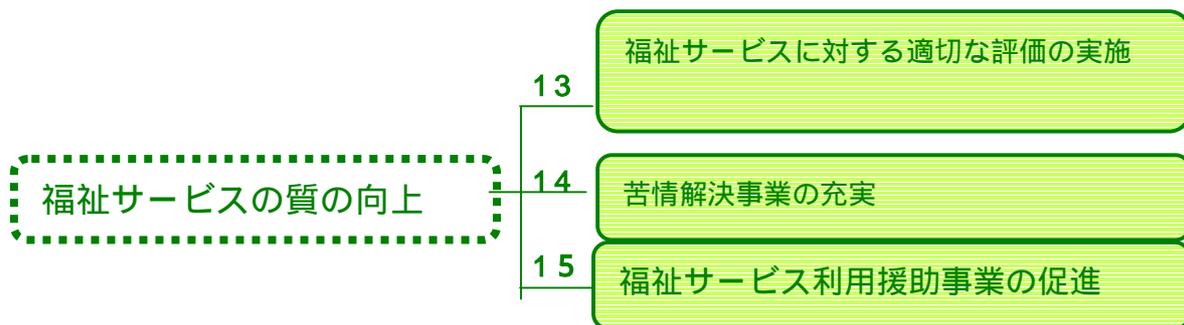
< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
みまもり体制の充実とネットワークの強化 人材バンクの設置による能力活用の充実 各種講座の開催の充実	児童・高齢者虐待や家庭内暴力の実態把握 児童・高齢者虐待や家庭内暴力防止についての地域社会への啓発活動 ボランティア活動に対する評価(表彰制度)と資金面を含めた支援 ボランティア活動希望者の情報収集	地域交流行事の活発化と積極的な参加 個人を尊重した隣組的地域づくり ボランティアの後継者の育成 活動したい内容の提供 市民、民間団体による人材バンクの設置 特技や得意技などの登録

昭和15年に、国民総動員体制の一部として、町内会・部落会の下につくられ、互助・自警・配給などにあたる組織。昭和22年には廃止。

< 施策の方向性 >

B だれでも必要な支援が受けられるサービス提供の仕組みづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

地域では、多くの人々が「福祉サービス」は自分には関係がないという環境の中で、毎日を過ごしていますが、何らかのきっかけで、生活上の福祉支援が必要になってきます。そのような時に、できるかぎり自立した生活を維持し、安心して暮らしていくために、必要な福祉サービスが利用できるように支える仕組みを充実していくとともに、良質で、利用者の視点に立ったきめ細かいサービスが提供されなければなりません。

そのため、サービスを提供する仕組みやサービスの内容、利用状況の把握などを行い、客観的に評価していくことで、質の向上に結びつける取り組みが重要となってきます。

現在では、社会福祉施設が提供する福祉サービスに対する苦情や不満を幅広くくみ上げ、サービスの改善を図ることを目的とした体制も整備されつつあります。

また、社会福祉協議会では、判断能力が衰え、一人で生活していくには不安のある高齢者や障害者を対象に、安心して生活が送れるよう、日常生活上の手続援助や金銭管理、書類預かりサービスなどの援助を福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)として実施しています。

平成12(2000)年には、意思決定が困難な認知症(痴呆性)高齢者や知的障害者、精神障害者の生活を支援するため、禁治産・準禁治産制度²¹が改正され、新たに成年後見制度²²として生まれ変わりました。

とくにこの制度では、身寄りのない高齢者や知的障害者、精神障害者に対して必要に応じて本人に代わり、市長が申立てを行えるようになりました。

しかし、こうした一連の利用者支援事業も、現状ではあまり活用されていない状況にあり、重ねてPRを継続しながら、利用手続きの改善を行っていくことが重要です。

今後、必要なとき、必要な福祉サービスが受けられ、利用者がより選択しやすい福祉サービスにしていくためには、地域にある在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所などの機関にも、福祉サービス利用援助事業²³、成年後見制度などの利用者支援施策に対する理解を深めてもらい、利用者ニーズに的確に対応できるよう、市との協力体制を強化していくことが必要です。

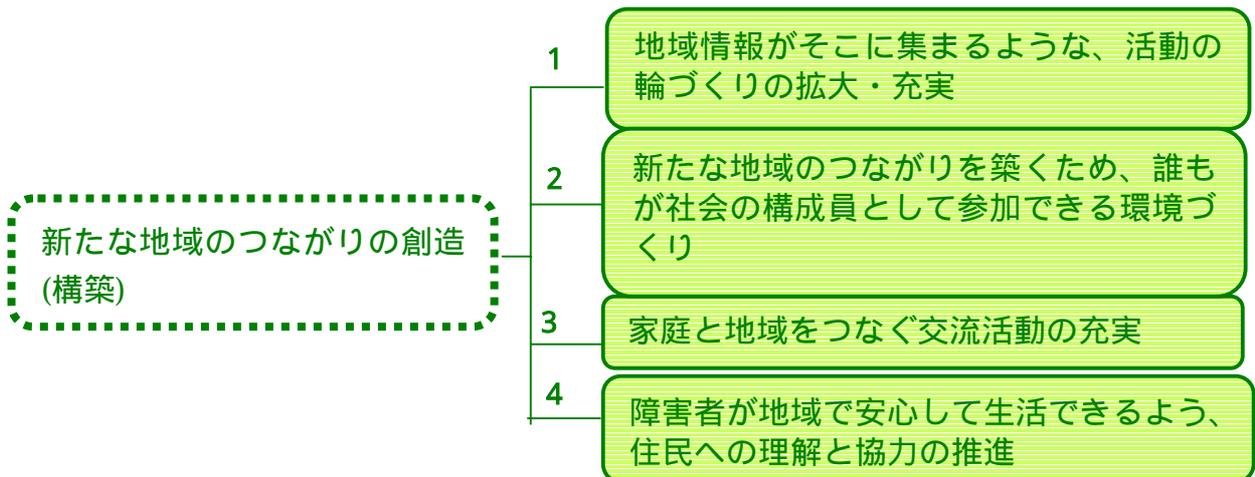
とくに、利用者がサービスを比較検討し、選択できるようにするため、サービス提供者自らが、福祉サービスや施設の評価情報を積極的に提供し、サービス内容の質の向上に取り組んでいく姿勢が求められています。

<目標基準に向けての取組み>

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること(市民の役割)
苦情解決事業による施設利用者の人権保護の増進 第三者評価による施設サービス評価機能の充実 成年後見制度に関わるサポートの充実	福祉サービス利用援助事業の推進	権利擁護事業【高齢の方や障害のある方の「権利」と「財産」を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう暮らし、福祉などに関するさまざまな支援を行うための事業】の理解と活用

< 施策の方向性 >

C 安全で安心して住みつけられる人にやさしいまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

住民にとって一番身近な地域情報の発信源は、自治会・町内会です。平成16(2004)年現在、所沢市では282の自治会、町内会が主に防災、地域安全、防犯活動、行政からの情報伝達などのコミュニティ活動を行っています。しかし、自治会の加入に対して、無関心な住民も増えています。その背景には、役員を務める負担感が強い、近所づきあいをしなくても困らない等の状況があり、市の職員も、地域住民であるため、自治会・町内会活動への参加については、より積極的に参加してほしいという声があがっています。

とくに、現代の多様で複雑な生活形態は、近隣とのつながりを薄くし、人と交流する機会を少なくしています。「人付き合いが億劫だ。」とか「話しかけるきっかけがわからない。」という思いが近所づきあいを疎遠にし、地域とのつながりを薄くしている要因のひとつとして考えられます。「自治会・町内会活動」「清掃、美化などの環境活動」「学校を通じた交流」などは、地域活動へ参加するきっかけとなります。これらの活動は、参加する意識があってはじめて交流することが可能となるもので、活動ができない、または、参加する意識がない人は地域とのつながりが弱いことを意味しています。

市民アンケート調査結果では、障害をもつ人から「障害についての理解がない。」「金銭管理に対する不安がある。」、近所づきあいでは、「日常生活で

困っているときに助け合える人がいる。」の割合はわずか 11%しかなく、近所づきあいに対する希望は 30%にも達していません。これらの課題に対して、「障害者にどのように接したらよいかわからない。」「身近にいない。」「話しかけるきっかけがわからない。」等の声もあります。

また、自治会・町内会の中にも、早くから子育てや高齢者問題に取り組んでいる地域もあり、福祉に対する関心や理解はあるものの、その取り組み姿勢には温度差があることも事実です。

近年、自治会・町内会活動だけでは、地域の様々な課題に対応できないことから、ボランティア活動や、NPO組織として高齢者支援、障害者支援、子育て支援、環境、教育などの支援活動に見られる社会貢献活動が広がっています。

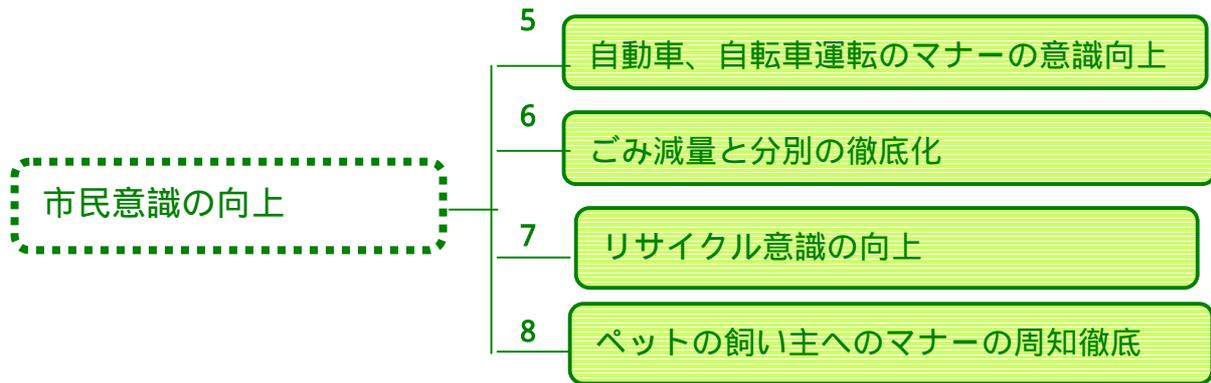
今後、新たな地域づくりのためには、自治会・町内会活動は、従来の活動に加えて、地域のネットワークづくりとして、住民一人ひとりが、地域のなかで、子どもからお年寄まで、障害のある人もない人も、いろいろな人が関わられるような地域課題を拾い出し、地域組織と結びつけながら、解決に向けての活動を行う体制づくりが必要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
自治会・町内会に対する積極的な情報提供活動の展開 地域のコミュニティ推進活動に対する積極的な支援 児童館や学校施設を活用した地域交流行事の支援	多方面な広報活動の展開 地域活動のリーダー育成 コミュニティを活用した各種行事・活動の実施 育成会や自治会などが連絡・調整の場の設置 ノーマライゼーションの推進	気軽にできることから、地域活動への参加 子どもの頃からの地域活動への関与 コミュニティ活動および異世代交流を実現させるための各種団体組織の充実

< 施策の方向性 >

C 安全で安心して住みつけられる人にやさしいまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

自動車・自転車運転マナーの低下は、大きな問題となっています。平成 16(2004)年中の交通事故は、人身事故、物損事故をあわせて 8,263 件が発生し、とくに高齢者を取り巻く事故が増加傾向です。本市の道路の特徴として、中心部から放射線上に道路が延びる構造になっているので、市内各所で交通渋滞が日常化し、脇道への車の通り抜けや時間帯規制をしている道路への侵入などが事故につながる危険を含んでいます。自転車による事故は、脇見運転、一時不停止、信号無視などの原因により、事故が交差点で多く発生しています。駅付近には、放置自転車や違法駐車が目立ち、駅および周辺の繁華街では道幅が狭まり、通行の妨げになっています。そのため、それぞれの世代にあわせた交通安全指導の充実として、交通安全に対する子どもへの声かけや、交通ルール・マナーの遵守、市民参加型の交通安全活動を推進していくことが求められます。

ゴミ減量とリサイクル意識については、平成 13(2001)年度から廃食用油リサイクル事業²⁴を実施後、拠点回収やゴミ減量への市民意識が高まっており、古紙回収の協力、フリーマーケット、ガレージセール²⁵への参加、スーパー等のトレイ回収の協力、集団資源回収の実施による資源保護など、住民の環境保全に対する意識は向上しています。

また、ゴミ量がかなり増加しているものの、行政回収において、雑誌の中にボール紙も含め、資源化へ向けた取り組みを進めた結果、総ゴミ量に対するリサイクル率は、平成14(2002)年、約19.2%(前年度比0.4ポイント減)になっています。ゴミ量を増加させている要因としては、便利で効率的な食品類の容器(トレイ)に、使い捨てのものが多いことが考えられます。

現在、ゴミ集積所を使う地域住民は、当番制で集積場を清掃していますが、収集日を守らず、また分別もされていない不法投棄が増え、地域住民はこれらを再分別化し、改めて、収集日に出す等、大変な思いをしています。

ポイ捨て迷惑防止対策の検討と自治会・町内会でのPR活動、ゴミの分別について、外国籍住民にもよりわかりやすく伝えられるような広報活動、リサイクル意識を高めるような啓発活動などを、市民といっしょに展開し、取り組んでいくことが必要です。

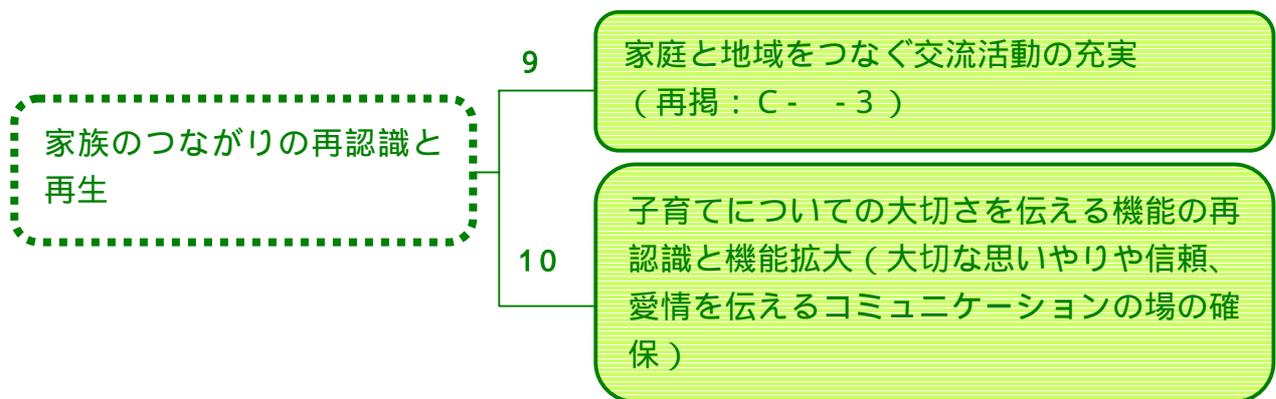
また、ペットに引き綱をつけないで散歩したり、玄関先や家の周囲、他人の所有地などに犬猫の糞尿が置き去りにされている等、マナーを守らない飼主が多いことから、最後まで責任をもったペットの飼い方に対する理解を深めるよう、周知徹底する啓発活動が必要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること (市民の役割)
それぞれの世代に合わせた交通安全指導の充実 外国籍住民にも、よりわかりやすいゴミ分別のPR活動の展開 リサイクルに対する意識を高めるような啓発事業の展開 ペットの飼い主に対するマナー周知の徹底	市民参加型の交通安全活動の展開 ポイ捨て等迷惑防止対策の検討と町内会でのPR活動 集団資源回収の実施による、資源保護・環境保全の意識の向上	交通安全に対する子どもたちへの言葉かけ 交通ルール・マナーの遵守 日常生活への支援が必要な人へのごみ出し支援 古紙回収の協力や、フリーマーケット、ガレージセールへの参加や、スーパーのトレイ回収の協力 最期まで責任をもったペットの飼育 散歩の時には、糞を必ず持ち帰る、清潔なまちづくりへの配慮

< 施策の方向性 >

C 安全で安心して住みつけられる人にやさしいまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

近年、核家族化が進み、一人暮らし、高齢者夫婦世帯数が増加しています。また、二世帯、三世帯同居であっても、日中単身老人【日中独りぼっちになる高齢者のこと】が多くなっており、将来に対する不安が生じています。

現在、交流の場としては、公民館やコミュニティセンター等の公共施設が主に利用されていますが、距離的な面で気軽に行くことが難しかったり、予約が取りづらい等の問題があります。また、地区の集会所がすべての地域で整備されているわけでもなく、高齢者や障害者、児童などが気軽に地域内で交流を図っていくのが難しい状況でもあります。

そのため、児童から高齢者に至るまで、誰もが参加できるようなコミュニティ活動や異世代が身近なところで気軽に集まれ、お互いに理解し合えるふれあい交流の場の確保が重要です。

また、日中単身老人の課題は深刻ですが、これは近所づきあいが少なくなっており、助け合いができない現状があります。お隣同士のちょっとした声かけ運動、手助けが大きな問題にならずにすむことが多くあります。地域との交流を進める中では、個人のプライバシーの問題も生じる場合もありますが、安心して地域に住み続けるためには、自分が地域の中で何らかの役割を担いながら人々と交流をしていく「支え合う地域づくり」を具体化していく

支援の充実が不可欠です。

子育て環境についても、近年の核家族化や女性の社会進出は、家族形態および機能を大きく変化させています。小・中学生、高校生へのアンケート調査で、両親の共働きや塾で帰りが遅くなること等の理由で、約半数の子どもたちが、あまり家族といっしょに夕食をとらないという結果からも、親子のふれあいや家族の団らんの場が減り、そのつながりやコミュニケーションも希薄化している状況が伺えます。

子を持つ親からは、児童クラブの場所が不便であったり、児童クラブの終了時間が一律ではないため、子ども一人での留守番時間が長くて不安、夕方ひとりで帰るため、かえって心配な状態になること等、様々な問題状況が提起されています。その一方で、子ども達が、近所の人や顔見知りの人に対して、「あいさつ」ができないという声もあがっています。

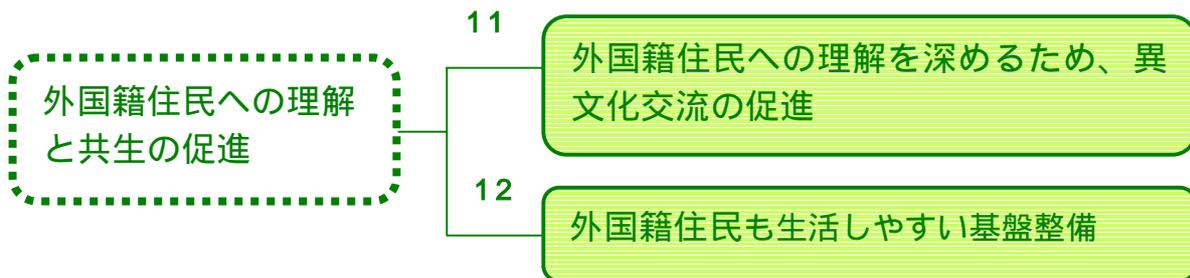
子育てをとおして大切な思いやりや信頼、愛情を伝えるコミュニケーションの場を確保していくことの重要性を再認識していくためにも、子育て教室や母親・両親学級の充実、子育て経験者の知恵を生かす場と機会づくり、子育て中の親に対する見守り支援など、地域内の子育て体制の充実を地域住民といっしょに取り組んでいく必要があります。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること (市民の役割)
自治会・町内会活動への支援の充実 子育て教室や母親・両親学級の充実	コミュニティを活用した各種行事や活動の実施 子育て経験者の知恵を生かす場と機会づくり	コミュニティ活動および異世代交流を実現させるための各種団体組織の連携 子育て中の親に対する見守り

< 施策の方向性 >

C 安全で安心して住みつづけられる人にやさしいまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

所沢市には、平成 16 (2004) 年 10 月末現在で、77 か国、3,470 人の外国籍の住民が暮しており、生活相談の充実や住民と交流できる場を求めています。

市では、外国籍住民のための生活相談窓口の設置や外国語版のパンフレットの発行などを行っています。また、日本語ボランティアグループでは、市内在住の外国籍住民の方たちと日本語教室というかたちで、国際交流を重ね、親善を図っています。

しかしながら、こうした市民サービスを利用したり、交流に参加している外国人は限られており、言葉や生活習慣の違いから、日常生活に不便を感じている外国籍住民は少なくありません。日常生活の情報不足もあり、「アパートやマンションに住んでいる外国籍住民のゴミの分別がわるい」という声も聞かれます。

こうしたことから、言葉の壁や習慣の違いに戸惑い、地域に溶け込めず、周囲の人たちから、孤立してしまうケースも見受けられます。

市では、市民が国際社会の一員であるという自覚をもって、理解や交流を

深めることが、国際平和につながるという考えから、昭和41(1966)年5月に、米国・ディケイター市と、平成4(1992)年4月に、中国・常州^{じょうしゅう}市と、また、平成10(1998)年4月には韓国・安養市^{あにやんし}と、姉妹都市締結を行い、高校生の派遣やスポーツ・文化などの異文化交流を促進しています。

また、総合学習の時間において、「他国を知り、他国の文化にふれる学習」の機会を設けて、外国人への理解を深めています。

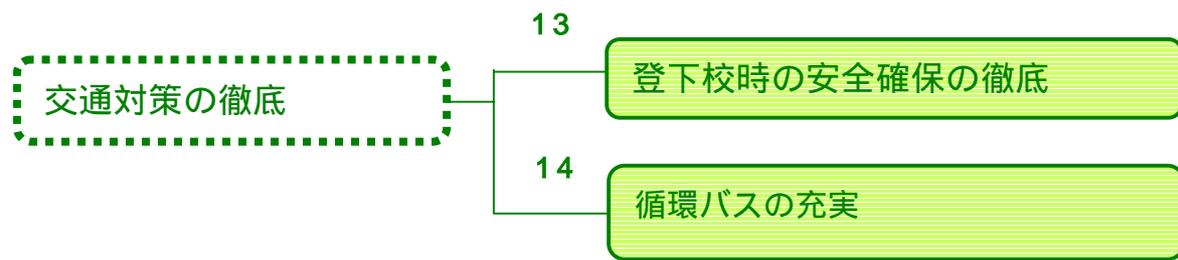
これからも、外国人が地域で安心して快適な生活が送れるよう、国籍や文化の違いを理解し、地域住民をはじめ、ボランティアグループとの連携や協力を図りながら、交流活動を充実し、外国人が生活しやすい基盤を整備し、外国人への理解と共生の促進を図っていくことが必要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること(市民の役割)
外国籍住民と触れ合えるような交流活動の充実 総合学習の時間における、「他国を知り、他国の文化に触れる学習」機会の提供 外国人への生活相談の充実	外国籍住民や外国滞在経験者の学校教育活動への積極的な参加の促進 外国籍住民が主体となった国際理解推進講座の開催 外国籍住民にもわかりやすい情報の提供 外国籍住民に対する日本語講習会をはじめとした各種講習会の充実	市民が集まる場所や参加する事業などへ外国籍住民の積極的な参加 小学校英語活動への協力(市民の英語堪能な方の協力) 語学ボランティアによる生活支援

< 施策の方向性 >

C 安全で安心して住みつけられる人にやさしいまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

「道幅が狭く、見通しが悪い。」「信号やガードレールのないところが多くある。」「スクールゾーンであるにもかかわらず、スピードを落とさずに走り抜ける車が多いため、子どもが危険である。」等の意見が寄せられています。

こうしたことから、日頃より、どういう場所が危険なのかを把握し、交通安全対策の観点からも、その情報を共有することにより、「地域の安全度」を上げることが可能です。

次に、高齢者や障害者に配慮した交通網の整備があげられていますが、市内を走る路線バスは、民営バス1社と不便な地域の利便性の向上を図るため、平成11(1999)年に運行を開始した市内循環バス(ところバス)があります。

高齢者や障害者の人たちからは、バスや電車の便が悪いとか、市内循環バスの運行経路、運行便数などについて、高齢者や障害者が外出しやすい運行形態を求める声がありました。

市内循環バスの充実については、平成16(2004)年11月から、2路線12便を増やし、公民館や各施設へのアクセスの向上を図ったところです。

しかしながら、市内を走るバスのうち、ノンステップバス(低床バス)の

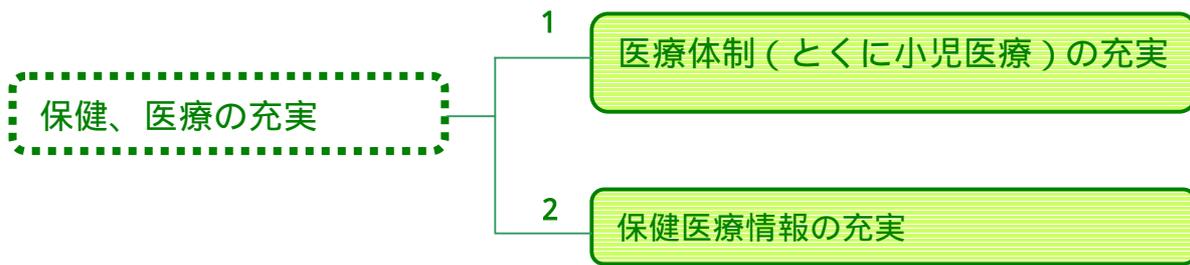
導入率は、平成17(2005)年1月が、29%であり、これは必ずしも充実しているとは言えないため、さらに、促進していく必要があります。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること(市民の役割)
通学路上危険と思われる箇所への安全対策の推進 循環バスの充実	PTA と地域の協力 学校と地域の定期的な話し合い	登下校時に、犬の散歩とあわせ、児童の安全確保に努める「わんわんパトロール」のような、見守り活動の実施 危険箇所の把握と情報提供

< 施策の方向性 >

D 年齢やライフスタイルに応じた健やかな暮らしづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

すべての住民が年齢やライフサイクル【20代や、30代の壮年期、中高年期、高齢期などの世代のこと】に応じた健やかな暮らしを送るためには、地域における保健・医療サービスの充実が重要な課題となります。

住民からは、とくに小児医療の充実についての要望が多く出されており、夜間・休日の小児救急診療の利用も、年々、増加してきています。また、近年の家庭環境や社会環境の変化に伴い、妊娠時の両親学級への参加希望や子育ての不安にかかわる相談も増加してきています。

こうした課題に対して、安心して医療を受けられる体制づくり（医療施設の充実や医療費の補助など）、初期（夜間・休日）救急医療体制の充実、身近な地域医療のネットワークづくりが求められています。

また、健康診査や訪問指導などの従来からの保健サービスに加え、子育て支援のための情報提供や学習の場づくり、子どもの健康状態や障害の多様化などに対して、より専門的な保健相談体制づくりも必要となっています。

一方、地域に医療機関があるにもかかわらず、大病院や有名病院偏重の傾向も見られています。近年では、生活習慣病が中心となっているため、住民

一人ひとりがかかりつけ医をもって、普段から健康や病気の管理について、相談しやすいつながりをつくることが求められています。また、病気や障害があっても、適切な病気の管理をしながらできるだけ活動を維持することが望ましいと考えられるようになってきています。

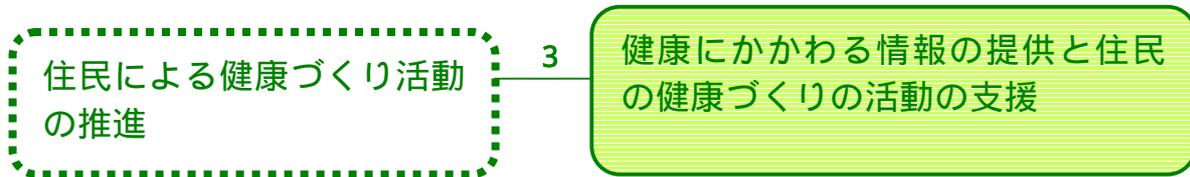
このためには、住民の適切な保健・医療サービスの利用意識を高めてもらうために、地域の医療機関や夜間・休日診療体制、各種の保健サービスについての情報提供がますます重要となっており、また、保健・医療・福祉の連携体制づくりも重要な課題となっています。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
夜間の対応も含めた小児医療体制の充実 健康教育の知識の向上につながるようなPR活動の展開	地域における医療情報の提供 健康教育ハンドブックの作成 基本的な健康教育を学習する機会の提供	平素から健康についての正しい知識と技術の習得 かかりつけ医を持つことによる、普段から相談しやすいつながりづくり

< 施策の方向性 >

D 年齢やライフスタイルに応じた健やかな暮らしづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

近年は、生活習慣病といわれる病気が極めて多くなっており、こうした病気の予防や進行の防止のためには、検診や薬の服用だけでは不十分であり、食生活や運動、休養、タバコやアルコール等、健康を考えた生活を送ることが基本であると言われるようになってきました。

さらに、近年では、こうした生活習慣病が子どもの時期から見られるようになっており、学童期における肥満や高脂血症などについて早急な対策が必要とされています。

こうした課題に対応するためには、まず何よりも住民一人ひとりが平素から健康について正しい知識を持ち、自分の生活を見直す態度を身につけることが重要です。ところが、健康問題に過敏になりすぎている人たちがいる一方で、そうした情報に無関心だったり、自分の生活調整に無関心な人たちも少なくありません。

また、ファーストフードやインスタント食品など、手軽に食べられる食品があふれている一方で、運動する場や機会がない等、健康に良い生活をしやすい環境も広がっています。

こうした状況に対して、まず従来からの健康教育の活動を推進するととも

に、そうした機会に参加しにくい人たちに対しても、その他のさまざまな機会を利用して正しい健康知識についてのPRを行うことが重要です。

また、食生活の見直しや禁煙、運動など、具体的な生活の見直しを支援するための活動の充実が求められています。こうした生活スタイルの変更はなかなか一人では難しいため、同じ課題を抱えている人たちどうしの交流や相互の支えあいを促進する等、身近なところで日常的に行える住民による健康づくり活動を推進していくことが重要になっています。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること(市民の役割)
健康や医療に関する個別情報が伝わりやすくなるような相談体制の充実	住民にとって身近な情報発信の場の展開 健康について親子が学べる機会の提供 地域ケア会議の充実	日常生活(食生活、生活時間)の見直し 日頃からの健康に対する関心(各年代に応じた健康づくりを意識した生活)

< 施策の方向性 >

E 子どもたちが健やかに育つ環境整備と、「ふれあい」「学びあい」のある豊かな交流のまちづくり

子育て意識の向上と子育て支援の充実

- 1 子育てについての大切さを伝える機能の再認識と機能拡大
(大切なおもいやりや信頼、愛情を伝えるコミュニケーションの場の確保)
<再掲：C- -10>

< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

核家族化により、子育ての世代間伝達が希薄になってきました。また、少子化により、一人の子どもに対して、過剰な期待がかけられてしまい、過保護・過干渉になっています。一方で、親自身の生き方も大切にしたいという気持ちから、育児と仕事の両立に悩む親が増えてきました。

さらに、保護者の就労条件やよりよい居住環境を求めての住所異動と、それに伴う慣れない環境での孤独な子育て、地域コミュニケーションの希薄な中での子育てが多くなり、児童虐待へと進むケースも増えてきました。

今後は、子育てにおいて大切にすべきことの学びの機会を確保するとともに、子育て中の親の交流機会を確保することが重要です。そして、共に学び、育ち合う親子関係づくりと、異世代間交流で子育てを学ぶ機会を確保することが求められています。もちろん、親の生き方を選択しやすい支援体制の整備、地域ぐるみの見守り体制、地域子育てネットワークづくりの推進、虐待予防の推進が課題と思われます。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
子育て教室や母親・両親学級の充実 親子参加のふれあい体験プログラムづくりと場の提供	異世代交流の場づくり 身近なところで子育て中の親が集まれるような場所づくり 集まりの場に参加できない人に応対できるような電話、インターネット相談などを用いてのネットワークづくり	他の家の子どもも、自分の子、孫と思って会話を増やせるような機会の拡大 子育て中の親に対する見守り

< 施策の方向性 >

E 子どもたちが健やかに育つ環境整備と、「ふれあい」「学びあい」のある豊かな交流のまちづくり



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

少子化・核家族化の中で、他の子どもとふれあう機会が少ないまま、親になる人が多くなりました。したがって、子どもの発育・発達について学ぶ機会がないのです。また、親の夜型化した生活のリズムに、子どもを合わせさせる現状があり、子どもの生活も、そのリズムが夜型になってきました。

また、長時間化・早期化が進む“メディア漬け”と、睡眠時間の短縮とズレ、朝食の欠食、運動不足を誘引とする“生活習慣の乱れ”による成長・発達への悪影響が懸念されています。親も、情報量や多様性に惑わされ、子育てに戸惑うマニュアル世代【なんでもマニュアル(手引書)に頼らないとやっていけない、独創性に欠けた世代のこと】の親が多くなってきました。

今後は、子育てに関する正しい情報の提供ができる窓口や手段、情報交換のできる場の確保が重要です。

また、子育て中の親の交流機会の確保により、親同士で問題解決ができる環境づくりを進めること、地域における子育てサポーターの育成支援、子育て経験者が育児支援ボランティアとして活躍する場の確保などが求められています。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
<p>子どものあそび環境の整備・充実</p> <p>子育てや子どもの生活のあり方に関する正しい情報提供や地域の子育てリーダーやサークル等の育成</p> <p>子育て中の親同士の情報交換や子育てに関する相談ができる場の拡大・充実</p> <p>研究機関との連携と、子どもの健全育成に関する研究知見の研修会の開催ならびに情報公開</p>	<p>出産前の母親教室の開催</p> <p>子育て講演会・研修会、親子の体験型ふれあいプログラム（親子クッキング、親子のふれあいあそび、親子体操）の企画と開催</p> <p>学校施設を活用し、子どもが安心して参加できるような放課後活動の実施</p> <p>子育てハンドブックの作成</p>	<p>母子手帳の積極的な活用</p> <p>提供されるあそび場や集いの活動・プログラムへの積極的参加</p> <p>地域の子育て支援事業に対するボランティアとしての参加</p> <p>子育てをする親に優しい環境づくり・身近なところでの相談相手</p> <p>ファミリーサポートセンター²⁶への援助会員登録の増進</p> <p>子育て経験者や研究者・学識者の知恵を生かす場と機会づくり</p>

< 施策の方向性 >

E 子どもたちが健やかに育つ環境整備と、「ふれあい」「学びあい」のある豊かな交流のまちづくり

3



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

アンケート調査によると、小学生(高学年)や中学生が思い切り遊んだり、活動できる場所がないという意見が多く寄せられていました。とくに、「ただ遊びたい」、「何もしないでボーッとする。」、「昼寝できる場所がほしい。」など、無目的に遊べる居場所を要望する意見が多く出ていました。また、中学生・高校生になると、学校での活動が中心となり、休日もクラブ活動で地域とのつながりが疎遠になり、家族単位での行動も少なくなっています。

一方、各地域の敬老会行事に、小学生・中学生などがボランティア活動の一環として参加し、高齢者とふれあう地域行事への協力も見られています。

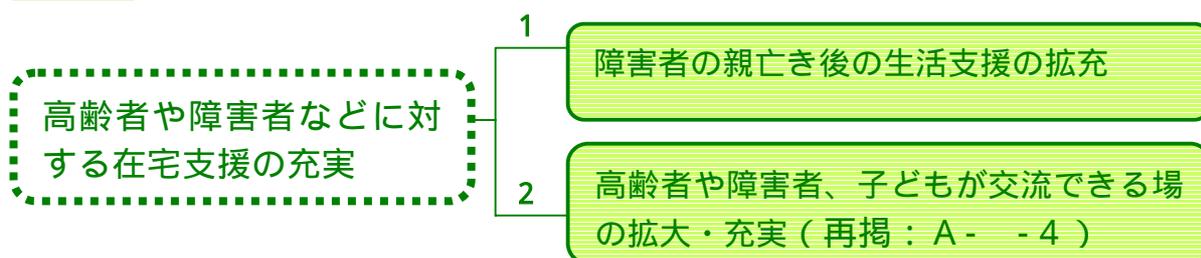
今後、地域行事へ青少年の参加を促進していくためには、行事企画の段階から、中学生・高校生の意見が反映されるような配慮をするとともに、青少年が「地域での役割」を担えるような機会を拡大し、主体的に活動できる場を確保することが求められます。そして、青少年が、地域でのびのびと過ごせるような環境整備を行うことが重要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること (市民の役割)
青少年の居場所づくり 青少年のリーダー育成 青少年活動の充実	市内の大学と連携を 図りながら、青少年リ ーダーの育成	文化活動の活発化 青少年の見守り活動の活 発化 青少年が地域の行事に意 識的に参加できる場面づ くり

< 施策の方向性 >

F 市民ニーズに対応した多様なサービスとサービス提供団体、組織等の育成支援



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

高齢者や障害者の方が地域で安心して生活していくためには、できるだけ身近なところで、さまざまな在宅支援の充実が必要となり、中でも住民どうしの近所付き合いや見守り等の地域の交流は、大切なサポートのひとつです。

市民意識調査でも、障害を持つ方のいる家族からは、親なき後の障害者の生活について、大きな不安の声があがっています。

また、高齢者や障害者支援については、自立生活を支える住宅の確保や在宅生活を可能とする住宅改修の促進、社会参加を支援する生涯学習・余暇活動の拡充、就労支援・福祉的就労の拡充、精神障害者施策の拡充など、さまざまな在宅支援を希望する声があがっています。とくに、障害者に対する周囲の理解と交流などのソフト面の支援が不足しているとの意見もあります。

今後、NPO やボランティア、コミュニティビジネス等、生活支援サービスを提供する団体によるさまざまな支援の広がり期待が寄せられており、このような一連の支援サービスは、これまでの介助や介護など、一面的な福祉支援に留まるのではなく、サービス利用者である高齢者や障害者などの社会参加や体験機会の拡充・自立を促進し、生活の質を高める観点から支援サービスの充実を図っていくことが求められています。

とくに、障害者に対する関心や理解を深めていくためにも、若者や住民との交流の場づくりを通して異世代とのかかわりを持つ機会や場を拡大し、共に理解し合えるような取り組みも必要です。

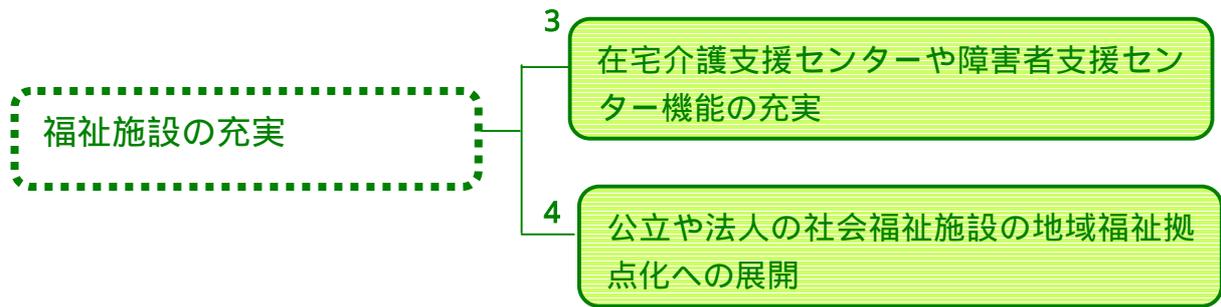
また、親なき後の障害者が、地域の中でできるかぎり自立して生活していくための生活支援については、公的サービスとして、^{けんりようご}権利擁護事業の充実をはじめ、住宅支援や就労支援の拡充など、市の果たすべき役割や市民の理解・協力を明確にし、協働で推進していくことが重要です。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
生活ホームやグループホームの充実 成年後見制度や苦情解決事業による支援の充実	障害者の技術習得支援に対する協力 働く場の拡大に向けた取り組みの実施 社会参加の機会の拡大 学校と地域の合同による地域行事の実施	施設生活や自宅生活へのボランティア支援 地域での声かけ(あいさつ)の活発化 行事への積極的な参加

< 施策の方向性 >

F 市民ニーズに対応した多様なサービスとサービス提供団体、組織等の育成支援



< 現状と課題、今後、望まれる施策 >

現在、所沢市では、基幹型在宅介護支援センター²⁷の運営を社会福祉協議会に委託しているとともに、地域型在宅介護支援センター²⁷の運営を市内社会福祉法人や医療法人などに委託し、高齢者の相談窓口機関としての役割を担っています。

また、主に、身体障害者の総合的な相談や福祉サービスに関する情報提供の場として、生活支援センターが地域型機関として機能しています。

これまで、社会福祉施設では、施設間交流や情報交換があまり活発に行われてきませんでした。そのため、施設職員からは、施設間の連携や職員交流、情報交換に対する要望や希望が聞かれています。

また、施設によっては、バザーや施設の催物などを通じて、地域住民との交流を活発に行っているところもありますが、これまで多くの施設では、主に、ボランティアとして住民の受け入れに留まってきた施設が多く、地域との交流は、あまり活発とはいえない状況にありました。

しかし、社会福祉法人の施設は、地域での専門家がいる拠点として期待されており、その専門性を生かした講座の開催や自治会・町内会が主催するイベ

ントへの積極的な参加、施設の理解を深めるための交流会など、地域の中に入っていくことが求められています。

そこで、在宅介護支援センターや生活支援センターのあり方について、見直しが図られ、これまでの役割や組織形態など、そのあり方が大きく変わろうとしています。

今後、施設は、改めて社会福祉法人としての意味や、施設を拠点とする地域福祉サービスという視点から、どのような地域貢献ができるのかが問われてくることとなります。

< 目標基準に向けての取り組み >

市の役割	市と市民の協働	市民主体で取り組めること（市民の役割）
高齢者や障害者の在宅生活支援機能の充実 苦情解決事業による施設利用者の人権保護の増進 第三者評価による施設サービス評価機能の充実	人材の育成や専門職の配置を考慮した相談機能の強化 住民学習会の活性化（出前講座の活用や公開講座への参加など） 施設が地域に開かれることを目指した、施設と市民の連携	口コミによる相談機能の周知 地域にある施設への理解と、住民ができることへの参加協力

新たな課題への取組み

前項の「基本的な施策の展開」の中で出てくる課題や問題状況の中には、社会を取り巻く環境が変化する中で、従来の公的サービスの枠組みの中では対応が難しく、さまざまな課題がでてきています。

とくに、高齢者や児童に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス、ホームレス、外国籍住民など、外部からは実態が見えにくかったり、問題を抱える人が地域から孤立化してしまい、徐々に問題を潜在化、複雑化させ、事件や事故にいたるケースも多く、新たな課題として、社会問題化しています。

そうした課題への対応が急がれる中、児童虐待の防止等に関する法律の一部改正【虐待の早期発見のために、学校・児童福祉施設・医療機関の職員などに早期発見の努力義務を課し、児童を虐待した親の親権を事実上一時的に停止するなど強制措置も規定】が行われたり、ホームレスの自立等に関する特別措置法【ホームレスの人々の自立の支援や、ホームレス状態に陥りそうな状態にある人への生活上の支援を行うことを目的とした、10年の時限立法】が成立したりと徐々にではありますが、法整備や新たな対策も進みつつあります。

一方、所沢市がそうした課題への対策を講じていく中で、住民のみなさん一人ひとりが、地域コミュニティを構成する大切な一員であることを理解し、問題が大きくなって、事件や事故にいたらないうちに解決の方向が見いだせるよう、市と住民がともに協力できるような新しい体制づくりが重要になってきています。

そのため、市では、地域で発生し、社会問題化している5つの課題について取り上げ、次のとおり対応していきます。

1 高齢者への虐待

虐待という問題については、虐待を受けている本人も家族も隠すことが多いこと、また、虐待という行為自体の特定が難しいこと、さらには、プライバシーの問題から虐待のおそれがあっても、家族の協力が得られないこと等、虐待の事実を確認することが難しく、かつ支援の方法もそれぞれの事例によって対応が異なり、解決までに大変時間がかかっているのが実態です。

現在、市の相談窓口として、高齢者いきがい課が中心となって、保健センターや介護保険課、在宅介護支援センターなどの関係機関と連携をとりながら情報の収集やその対応を進めています。

市の保健福祉部内では、虐待防止に対する横断的な対応について、検討していますが、とくに、情報の収集については、虐待を受けている本人からの訴えや家族からの相談は少なく、地域からの情報が重要となりますから、民生委員・児童委員をはじめ、みまもり相談員、自治会・町内会、福祉施設、地域住民の方々との協力と連携を強化し、情報収集に努めていかなければなりません。

2 児童虐待

本来、自分を守ってくれるはずの親や同居者から受けた虐待は、子どもたちの心身に深い傷を負わせ、将来に重大な影響を及ぼします。

所沢市では、平成12(2000)年に、「児童虐待の防止等に関する法律」を受け、児童虐待の根絶と児童の健全育成を目的とした、「**児童虐待防止ネットワーク**」を設置しました。保健・福祉・医療・教育・警察などの関係機関や関係者が連携して、児童虐待の早期発見・早期対応強化や虐待された子どもやその家族への援助の充実に取り組んでいます。

しかし、児童虐待に関する個々のケースを見ても、その周辺の大人たちが、虐待の兆候や気配を感じても、見過ごしたり、かかわりを避けたりする例も多く、その結果として、取り返しのつかない事態にいたることもあります。また、家庭内で隠すことが多く、虐待のおそれがあっても、その事実を確認することは難しい状況です。

今後、そうした問題状況をなくしていくためにも、自治会、学校、保育園、幼稚園ならびにPTAや保護者会など、地域組織や機関がともに連携を強化し、住民の理解と協力が得られるような環境整備を推進していくとともに、乳幼児健診の未受診児を把握し、その対応の中で、児童虐待予防の強化を図っていきます。

3 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、親密な関係にある男・女間で振るわれる暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といますが、多くの場合、暴力の被害者は女性であり、被害を受けている女性の人権を擁護し、男女平等の実現を図ることが重要な課題となっています。

DVには、身体的暴力や精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、その他の暴力(子どもに暴力をふるう、使用人のように扱う、家庭内の重要なことを自分ひとりで決めてしまう等)など、さまざまなかたちがあり、それらが複雑に重なり合って女性の心と身体を傷つけます。

また、暴力加害者の行動は『緊張の蓄積期』¹ ⇨『暴力爆発期』² ⇨『開放期(ハネムーン期)』³ というサイクルを繰り返す場合が多くあり、暴力が何年にも渡って繰り返され、DVを受けている女性は、恐怖や無力感にさいなまれ、心身に大きな傷を受けることとなります。

国では、そのような暴力に対して、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆるDV防止法が施行されました。

所沢市では、こども家庭課が相談窓口となって、常時相談にあたり、時間外や休日には、市の警備室を通じて職員に連絡ができ、緊急時にも対応がとれるようになっています。

また、男女共同参画推進センターふらっとにおいても、平成17(2

005)年1月から、「性別による権利侵害等に関する相談」の窓口を週1回開設し、こども家庭課と連携し対応します。

平成16(2004)年11月末現在、こども家庭課には、40件の相談が寄せられており、年度開始より8ヶ月ですでに平成15(2003)年度の相談総数40件にならぶ相談が寄せられています。

場合によっては、心身に受けた大きな傷が、事件・事故につながる場合もあり、地域の中で、そのような事態を招くことがないよう、今後、住民同士の理解と交流を重ね、支え合いの意識や環境を育てていくとともに、DVの防止に向けての意識啓発も行っていきます。

- 1 加害者が緊張の蓄積期とは、ちょっとしたことで機嫌が悪くなり、緊張感がまし、ピリピリしている時期のこと。
- 2 暴力爆発期とは、加害者の緊張感が高まり、感情のコントロールができず、暴力をふるう時期のこと。
- 3 開放期(ハネムーン期)とは、加害者が別人のようにやさしくなり、謝罪したり、『もう二度と暴力をふるわない』と約束したりする時期のこと。

4 ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ず、路上や公園で野宿生活をしている人たちを、総称して「ホームレス」と呼んでいます。

所沢市内では、平成16(2004)年8月の調査で、13人が確認されています。ホームレスにいたった経緯としては、リストラで職を失ったり、住所がないために就職ができなかったり、集団生活になじめずにホームレス状態になる等、さまざまな要因が重なり合っています。

現在、所沢市では、実態調査の際に、生活に関する相談や保健師が同行しての健康相談とともに、健康相談に関する案内のチラシを配布しています。

また、市内には、生活困窮者に宿泊の場を提供する施設として、NPO法人が運営する宿泊提供事業施設があり、自立したい意欲のある人をその施設に保護し、自立に向けての援護を行っています。

しかし、全国的には、ホームレスに対する暴行死傷事件も、新聞やテレビ等で報道され、調査によると、市内でもホームレスのテントが燃やされるといった事件が発生しました。

このような無理解と排他的行為を防ぐためにも、自治会や学校、民生委員・児童委員、関係機関や地域住民とも連携を図り、ホームレスに対する偏見や誤解を和らげ、地域社会での理解が得られるような環境整備を推進していきます。

5 外国籍住民

所沢市に住む外国人登録者数は、年々増加しています。平成 16 (2004) 年 10 月末現在、77 か国、3,470 人の外国籍住民が市に登録を行い、市の人口の約 1 パーセントを占めています。

現在、市では、外国語による生活相談窓口の設置や外国語版パンフレットの発行などの市民サービスを行うとともに、国際交流フォーラムを開催し、外国籍住民と地域住民の交流の場の提供や、国際交流ボランティア登録制度を設け、支援を必要とする外国籍住民とボランティアとして活動したい市民との橋渡しをしています。

また、市内のいくつかのボランティアグループも、日本語教室や交流イベントを開催し、支援・交流活動を行っています。

しかし、すべての外国籍住民が、こうしたサービスを利用したり、交流に参加したりしているわけではありません。言葉や生活習慣の違いに戸惑いながら、地域に溶け込めず、周囲の人たちから孤立してしまうケースもあります。

今後、市内に住むすべての外国籍住民が、国籍や文化の違いに関わらず、地域の一員として安心して快適な生活が送れるよう、地域住民をはじめボランティアグループとの連携や協力を図りながら、外国籍住民の要望や意見に配慮し、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進します。

第2章 計画の推進に向けて

計画の推進

1 計画推進の具体化

計画の推進にあたって、所沢市は、公的サービスのあり方を中心に保健・医療・教育・住宅・道路・交通・防犯・防災などの生活関連分野とも連携しながら、地域で必要な情報提供・相談体制やサービス供給体制の整備や活動拠点の整備、活動のネットワーク化、活動評価など、身近な地域での福祉の仕組みづくりをめざしていきます。

そのため、地域基盤を行政区単位で構成し、地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、住民、既存組織などを中心とした地



域福祉推進組織を行政区単位で、
順次、立上げていくことが必要で
す。この地域福祉推進組織とは、
「福祉の視点から自分の住む地
域がどのようになったら住みや

すくなるか」という考え方をもとに、地域住民が担う役割、地域内の情報提供のあり方、各機関、各組織とのネットワーク等について検討し、その地区の福祉推進活動の方向性を地域住民自らが決定していくことをめざしていくものです。

今後、社会福祉協議会が見直しを予定している地域福祉活動計画²⁸の中で小地域での福祉活動の方向性を具体化していく場合には、地域福

社推進組織と協働して、地域特性に沿って効率的に地域福祉活動が展開されるよう、小地域活動指針ともいうべき「**地区活動計画**」を策定していくことが望まれます。また、市としては、地域福祉計画の趣旨、内容が地域福祉活動計画の中の地区活動計画にも反映されることが望ましいと考えています。

そのため、地区活動計画の策定をめざしていく際には、庁内に地域福祉推進プロジェクトチーム【計画推進組織】を設置し、地域福祉活動計画の見直しをバックアップしていきます。

2 地区活動計画について

所沢市では、前項で地域福祉を推進していくためには、その基盤を行政区単位に置き、それぞれの地区にあった地域福祉推進のあり方を「**地区活動計画**」という形で具体的方向性を定めていく必要があると提起しました。しかし、サービスの提供や福祉活動は、住民一人ひとりの生活圏において提供されるべきもので、行政区単位で活動計画を策定するだけでは、すべての人を対象とした福祉ニーズ【不特定多数の要望、需要】をカバーできるものではありません。

ここで提起している地区活動計画は、より身近な生活圏域である小学校区や中学校区、地域リハビリテーション²⁹やデイサービス【通所介護】など、一定の専門的なサービスを提供していく上で複数の行政区を組み合わせたブロック単位での広域的な圏域など、課題の状況に応じた重層的な圏域設定や細分化した圏域設定も、今後、検討していく上での基盤となるものと考えています。

所沢市社会福祉協議会では、平成9(1997)年11月に地域福祉活動計画を策定していますが、すでに8年が経過し、社会情勢も変化する中、市民の側に立って、市民主体の地域福祉活動を推進していくことが求められています。

そうした状況を踏まえ、社会福祉協議会が民間主体の地域福祉の推進活動計画である地域福祉活動計画を見直すときには、具体的な市民活動

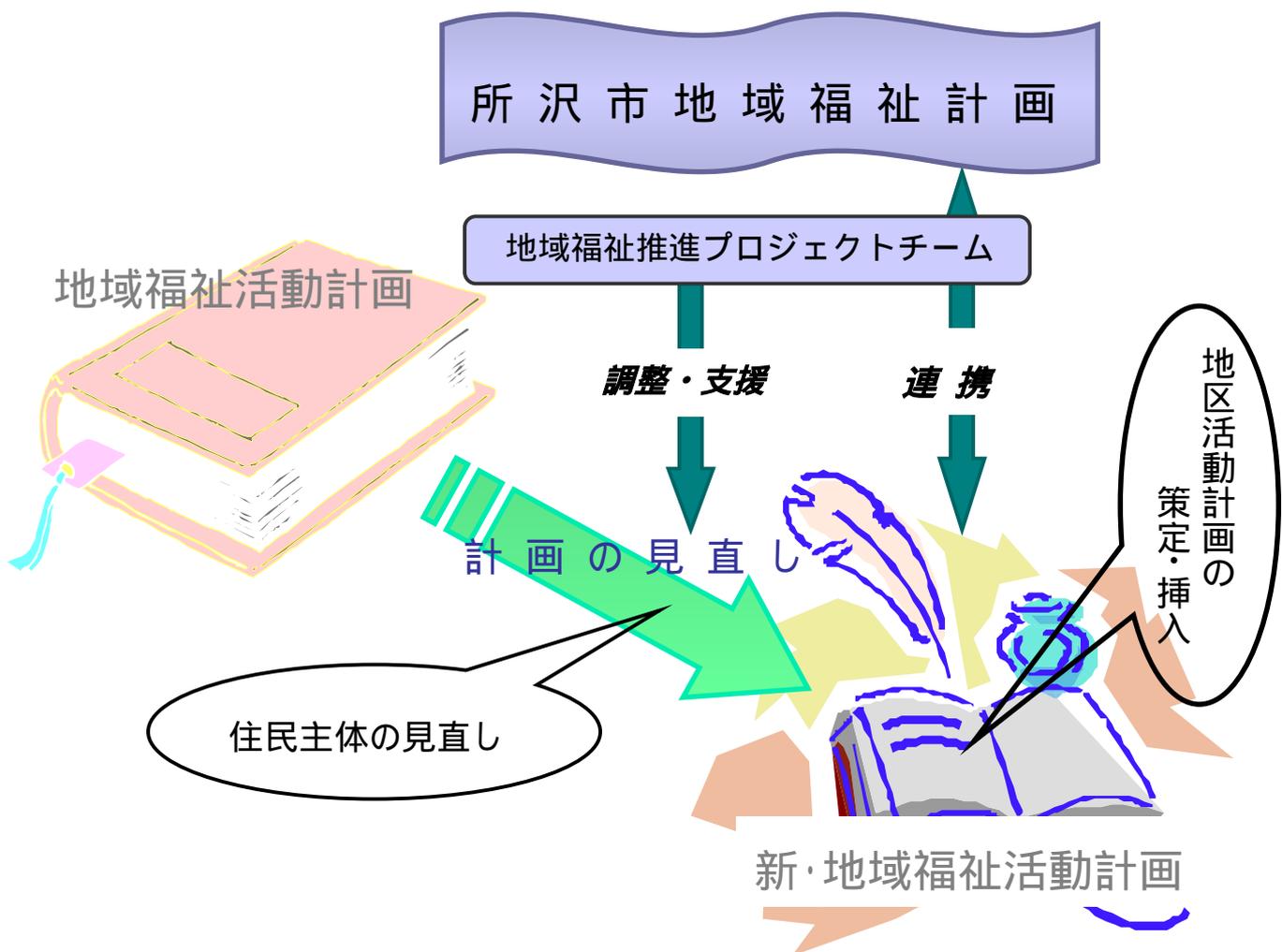
の手順や手法をわかりやすく提示していくことが、社会福祉協議会の使命の一つであり、地域福祉を推進していく上での市民活動指針の地域版として「地区活動計画」を地域福祉活動計画の中で具体化していくことが大変重要です。



3 所沢市の支援体制（地域福祉推進プロジェクトチームの編成）

市は、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を見直していく中で主体的に地区活動計画をめざしていく場合には、庁内に保健福祉部を中心に地域福祉推進プロジェクトチームを編成し、市の立場からバックアップし、状況に応じて協働していきます。

地域福祉推進プロジェクトチームは、市として取り組むべき地域ケアマネジメント体制³⁰のあり方も含め、地域内の各機関との調整・連携の基盤づくりを小地域推進体制という視点から検討し、地区活動計画の策定とその推進がスムーズに進むよう、組織的に支援を行っていきます。



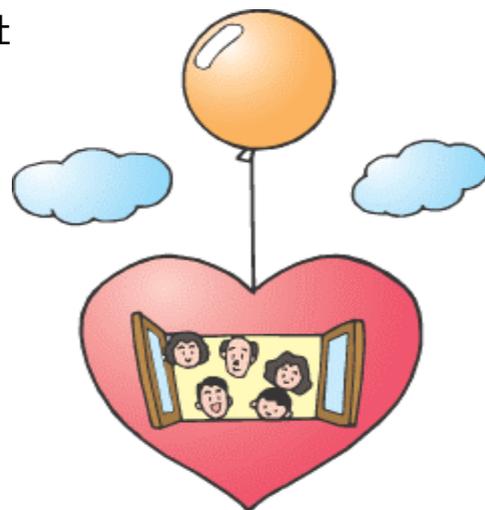
市民との協働

住みよいまちづくりを実現していくため、住民一人ひとりが健康づくりの必要性や福祉に対する認識を新たに持ち、住民自身がその主役であることの共通理解のもと、自治会や防犯、防災などの地域活動に関わっていくことが重要です。

アンケートの中にも、「住みよいまちづくりは、まずは地域の人々の仲間意識が芽生えてから始まる。」という意見や、「もう少し、家と家とのつながりが持てたり、いっしょに公園にいったり等の近所の交流があるとよい。」など近所付き合いの必要性や大切さが感じられる意見もたくさんありました。

そのためには、一人ひとり住民の立場から地域を見つめ直し、住民同士でいっしょに地域のあり方を考えていくことが、住みよいまちづくりに向けての第一歩になるのではないのでしょうか。そして、自分が住む地域を知り、愛着を持つことが、地域福祉

しかし、近年、核家族化や家族観の変化、価値観の多様化など、親子関係を中心とした家庭機能やその環境は大きく変わり、その求心性も失われつつあります。



家庭は、社会を構成する最小単位であり、親子のふれあいや家族の団

らん等、親やきょうだいとのかかわりの中で自分を見つめ、基本的なマナーや社会通念を身につけていく人間形成の基盤となる場であり、人と人、あるいは人と地域をつなぐ重要な基盤であり、よりどころとなることを多くの人が忘れかけているのではないのでしょうか。

市民意識調査で回答を寄せてくれた小・中学生からは、家庭について「アンケートを通して、家族のありがたみがわかった。休日は家族と食事を取ろうと思った。」とか「家族があつてよかった。」という、家族を見直す意見のほか、「父親とあまり話しをしていないことに気がついた。」、「アンケートに記入しているうちに母親と仲良くなった。」等の副次的効果も見受けられました。

今、地域では、お隣同士でちょっと声を掛け合えば済むような問題から、住民同士で話し合わなければいけない大きな課題や問題まで、さまざまな形で出てきています。そうした課題や問題について、となり近所や地域との交流を重ね、お互いの共通理解を深めていくことができれば、地域の課題や問題にも関心が向き、みんなで取り組めるような環境づくりへと進んでいくことが期待されます。

一方、ひとり暮らしの高齢者や障害者の増加、核家族化に伴い、近所同士のふれあいや交流の大切さも、ますます高まっている状況です。

そうした住民同士、家族同士の近所づきあいから自治活動などの地域交流やボランティア活動などの社会活動にいたるまで、さまざまな連帯意識の向上が望まれ、心と心をつなぐ地域コミュニティの再構築と創造

が求められています。



地域福祉や地域コミュニティを考
えていく上では、連携がとても重要な
キーワードになっています。そのため、
住民・行政それぞれが担うべき役割、
さらには民間組織を含めた協働的役

割をできるかぎりわかりやすくしていくことが必要です。

自宅や地域で暮らし続けたいという希望を持つすべての住民に対して、
その希望に沿った地域の福祉力を発揮できるように、近隣住民やボラン
ティアの協力を含め、関係する市民それぞれの役割と連携が見えるよう
にしていくことが大切です。

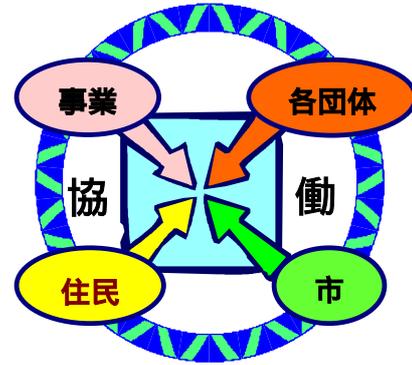
また、連携を図るにあたって、「まず連携ありき」ではなく、住民の
望む生活が中心にあることを忘れてはなりません。何のための連携であ
るのかが重要で、住民がどのような生活を望み、どのような生活課題や
生活欲求があり、その解決・解消に向けてどのような連携が必要である
のか、ということ順序だてて明らかに
していく必要があります。



そして、地域を活性化し、地域の福祉
力を高めしていくという観点から、まず、
住民自身の主体的な連携・連帯を築いていくことが基本となります。

地域組織や団体、法人等との連携とそれぞれの役割

地域社会の活力の向上と調和のある発展を推進していくためには、住民をはじめ、各団体や事業者、市がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいくことが重要です。



1 自治会への期待とその役割

現在、所沢市と社会福祉協議会は、地域福祉推進のために、地域住民と協働して地域福祉コミュニティ推進事業を行政区単位で進めています。

地域福祉計画は、より身近な地域で、よりきめ細かな福祉サービスが提供されるよう、住民主体の支え合い活動や助け合い等、小地域での地域福祉推進体制を整備していくため、「**地域の主人公は、そこに暮らしている住民のみなさんです**」という考え方を基本において、さまざまな活動を展開していくことをめざしています。

自治会・町内会は、一定の地域に住む人たちが、仲良く助け合って暮らしていくため、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組む任意組織として、また、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な地域の任意団体として、地域福祉を展開していく中でも重要な役割が期待されています。

自治会・町内会は、これまでも支部社協として、その役割を担ってきた組織でもあります。

市民意識調査や策定懇話会委員のアンケート調査でも自治会に対して、「支えあい活動は、本来は自治会の役割ではないか。」とか「お互いに理解し合えるふれあいの場が少しでも増えるといいと思うので、自治会の役員にはもっと積極的に関わってほしい。」という、自治会に期待する声が多く、学校長からも「地域ぐるみの活動を推進していくためには、学校と地域（自治会・町内会）との連携が基盤となると思う。」という、自治会・町内会との関わりを深めていきたいとの意向も見うけられます。

このように、自治会に対しては、そこに住む地域住民の理解と主体的な参加を促進し、小地域での推進体制を整備していく上でのまとめ役として、さらに大きな期待が寄せられています。

2 民生委員・児童委員への期待と役割

民生委員・児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることとされています。これまでも、民生委員・児童委員は、住民の生活実態を把握し、住民の立場に立って福祉的視点から相談・援助活動を行ってきました。今、社会福祉の公的サービスが個人で選択して利用する方向で進んでいる中、利用制度の仕組みから漏れたり、利用したがない人たちへの対応など、民生委員・児童委員の役割は、さらに大きくなっています。

また、今日、社会的問題となっている虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度や施策では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもり等の心の問題を抱えた人たちの発見と、そうした人たちとの信頼関係を築きながらの相談・支援も期待されています。



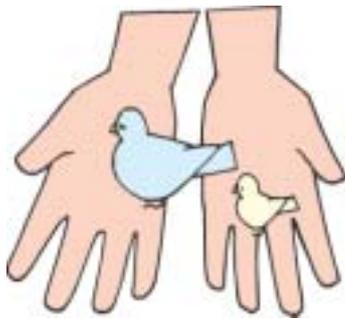
一方、これらの「新しい問題」に対応していくためには、地域住民の理解が必要であることも否定できません。そのため、民生委員・児童委員は、地域住民の理解を進め、これらの問題を抱えた人たちと地域の「つながり」をつくるための橋渡しの役割、すなわち、地域に住むすべての人々が安心して生活していけるような福祉コミュニティづくりという視

第2編 計画の推進

点で活動していくことが期待されています。

市民意識調査では、とくに高齢者の方たちから「民生委員の訪問回数が少ない。」とか「各地区に民生委員がいるようですが、誰が民生委員なのかわかりません。」という意見や、自治会からは民生委員との連携を望む声が出ていました。

そのため、住民との話し合いの機会を多く持つていくよう心がけていくとともに、より多くの住民に主体性を発揮してもらうためには、これ



までも負担を背負いすぎる傾向にある民生委員・児童委員が、さらに負担を負ったり、**何でも引き受けるのではなく、住民を主役として、後方から支援するという姿勢**が望ましい姿といえるでしょう。

3 社会福祉法人への期待と役割

社会福祉法人は、施設の事業運営で完結するのではなく、地域住民の主体性を尊重し、より広範な住民と協力しながら、地域福祉にどのように協力できるのかという視点で、その役割と連携の仕方をあらためて検討していくことが必要です。施設は、児童や高齢者、障害者まで幅広い社会福祉の専門知識と施設の物的・人的資源を持ちあわせています。

例えば、老人福祉施設が会食や入浴サービスに施設を提供したり、専門性を生かして家族介護教室を主催したりすること、障害者施設がヘルパー派遣の対象にならない軽度の障害者へのヘルパーを派遣している事例があります。

このように、地域において社会福祉事業を展開する施設も制度外の支援サービス（インフォーマルサービス³¹）や地域交流に積極



的に取り組み、住民と積極的な交流を充実させていくことが望めます。

保育園や幼稚園、学校との連携、福祉教育・研修を通して地域貢献を果たしつつ、施設が地域の中で資源として認知されるよう、積極的に地域に入り込んでいく姿勢が大切です。

4 ボランティア・NPOへの期待と役割

ボランティア・NPOは、既成概念にとらわれることなく、自由な発想で住民のニーズにきめ細かく、しかも、迅速に対応することができる特徴を持っています。市としても、地域ニーズに適応した施策を推進するにあたって、ボランティア・NPOとどのような福祉の地域づくりを協働で進めていけるか等、その役割や連携の仕方を検討していく必要があります。

しかし、アンケート調査をみると、大きな課題の一つとして、高齢者の方からは、「ボランティア団体があって活躍されているようですが、どんな内容のことをしていますか、なにがしかの方法で知りたいと思います。」とか「ボランティアを通して何かお役に立ちたいと思うのですが、情報が得られません。」といった情報不足との声が寄せられています。

情報が広がらない一因としては、困っている人を助けるものというこれまでの福祉のイメージが、支援する側と支援される側という役割りに切り分けることになり、福祉は、支援が必要な特定の人、あるいは関心のある人だけの情報として、日常生活の中では、見過ごされてきたことも事実です。

今後、市は、ボランティア・NPOが活動団体として、これまでの経験や技術、知識を生かして、福祉コミュニティの構築に貢献していけるよう、支援のあり方や方法を積極的に検討していく必要があります。



5 その他の団体、組織などへの期待と役割

現在、地域には、在宅で生活している高齢者を対象に、相談支援組織として 10 ヶ所の地域型在宅介護支援センターや民生委員・児童委員、自治会関係者、保健師、高齢者の支援団体などで構成する地域ケア会議が 14 ヶ所に設置されています。

こうした組織や団体は、国の高齢者福祉対策事業の一環として設置され、地域密着型の組織として高齢者の状況把握に努め、支援ネットワークの輪を



広げながら、高齢者福祉の向上に寄与しています。

一方、地域には子育てに悩んでいたりと、障害を持ち日々の生活に不便を感じながら暮らしている人や引きこもり、虐待などの新たな問題もクローズアップされ、その解決に向けてさまざまなアプローチ【対象となることや物に接近すること】が検討されています。

また、そうした福祉課題について、個別対応に留まることなく、家庭あるいは**地域の問題として身近な視点から総合的・横断的に対応していく必要性**が高まっています。

そのため、在宅介護支援センターや地域ケア会議など、地域状況を把握している組織が、その技術や知識を生かしながら地域福祉の視点から広く活動・支援していくことで、地域の福祉課題に対する解決に向けての大きな一歩となるよう、期待されています。

所沢市の責任と市社会福祉協議会への期待と役割

1 計画推進にあたっての所沢市の責任

市が行政計画として策定する地域福祉計画を小地域で推進していくためには、小地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉の仕組みをつくっていくことが必要です。また、地域でそうした基盤整備や仕組みづくりを進めるにあたって、どれだけ多くの市民参画が得られるかが非常に大切です。

今後、地域福祉地区活動計画が具体化し、推進体制が整備されるときには、市役所内の生活関連部署との連携を強化し、総合的・横断的な推進サポート体制を組むことが必要となります。



今後とも、高齢者や障害者、児童などの施策も含め、施策の形成過程にも直接的に市民のかかわりが持てるような機会の拡充に努め、市民との連帯意識を高めていくことができるような行政経営に努めていきます。

2 社会福祉協議会への期待と役割

地域福祉推進にあたって、社会福祉協議会は、社会福祉法（109条）の中で中心的な役割を担う団体として位置づけられています。

このことから、これまでの取り組みも含め、今後、新たに地域に対して何をしようとし、何ができるのかという明確なビジョンを発信していく必要が生じています。

所沢市社会福祉協議会は、在宅福祉サービスや福祉施設の運営管理など、市からの受託事業が非常に大きな割合を占めてきた事情により、地域福祉の協議体としての連絡調整や組織化機能が十分に発揮されにくい状況にあります。

地域福祉におけるサービスの提供や福祉活動は、住民一人ひとりの生活圏において提供されるべきもので、支援を必要とする特定の住民を対象とした在宅福祉中心の事業展開に追われている状況や支部社協があまり機能していない状況では、一人ひとりの福祉ニーズや課題に対応していける体制ではありません。

そのため、社会福祉協議会には、その地域を知り、地域住民のために何をすべきか、何が必要なのか、何ができるのか等、住民と考え、行動していく姿勢が求められます。

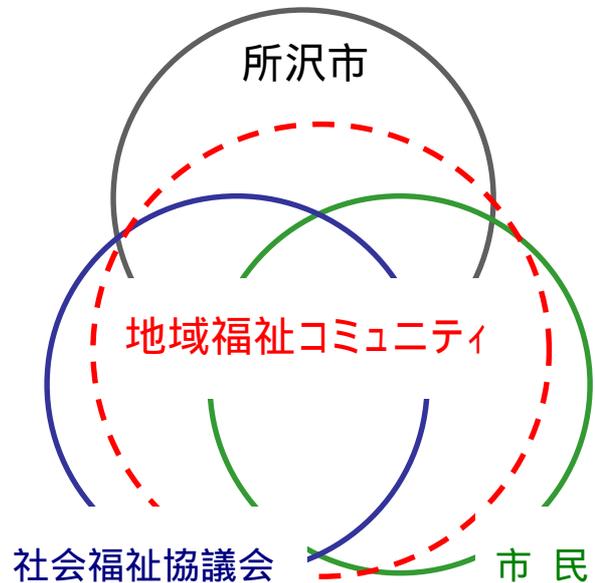
行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていくとともに、例えば、地域担当者を置いて、住民からも見える体制づ

くりやさまざまな専門機関、教育機関などとの連携を強化しながら地域の中に入っていくことが重要であり、

地域福祉推進の中心的な役割を

果たすことが求められています。

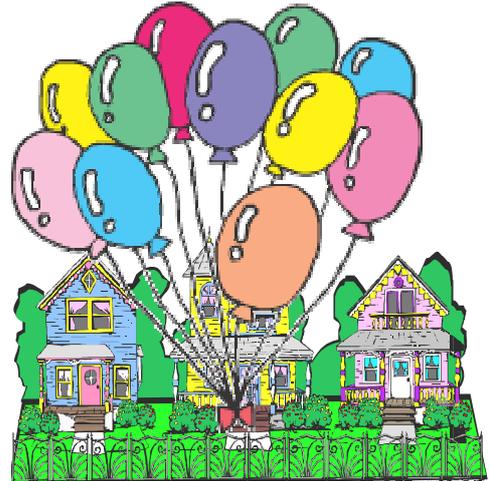
今後、**地域活動型社協**として、地域の福祉活動のあるべき姿を住民主体のまちづくりという視点で具体化していくことに期待が寄せられています。



評価・推進体制の確立

所沢市では、「『行政経営』有言実行宣言」(所沢市行政改革大綱<平成16(2004)年4月>)において、中長期的視点に立ち、成果を重視した自律型行政経営を目指しています。

所沢市地域福祉計画は、これまでの行政計画とは異なり、市民と市が協働で進める計画であり、その取り組みを効果的に推進するため、進捗状況やその事業の方向性をチェックする評価・管理体制の確立が必要となります。



そのため、所沢市では、地域福祉計画に基づく具体的な推進策の中で、「住民主体の地域づくり」「市民と市の協働の地域づくり」等の進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、「(仮称)所沢市地域福祉推進検討委員会」を設置します。

第3編 資料編

1 提言にあたって

地域福祉計画策定懇話会は、平成15年7月22日、市民の立場で、地域福祉を推進するために必要な事項を検討する機関として、設置されました。

また、地域福祉計画策定委員会は、平成15年7月30日、斎藤博所沢市長から、市民参加による地域福祉を推進するための計画について審議し、提言を行うよう求められました。

策定懇話会と策定委員会は、相互に連携を図りながら、約1年8ヶ月にわたり、所沢市にふさわしい地域福祉の推進にかかわる事項や内容について、市・住民・団体・事業者との相互理解、信頼に基づく「みんなでつくる」という協働意識のもと、審議してまいりました。

とくに、策定懇話会では、生活課題を中心テーマに、平成15年度に、三ヶ島地区で実施した地域福祉計画地域づくりモデル事業の中で提起された課題や地域福祉計画市民ニーズ及び市民意識調査で出てきた課題、さらには、策定懇話会委員自らが実施した約200件のアンケート調査をもとに、日常生活の中から浮かび上がってきた生活課題を900件余り、抽出してまいりました。

そうした生活課題を、解決につなげていくための指針に整理し、課題解決に向けての47項目を目標基準として設定するとともに、市と市民の役割分担や協働して進めるべき事項をまとめる等、市民の立場から審議を重ねました。

策定委員会は、策定懇話会でのこうした審議事項や内容を、文章構成の中

で整理し、まとめてきました。

また、提言に先立ち、平成 17 年 2 月には、市内東西 2 ヶ所での市民説明会の開催や、パブリックコメントを実施し、地域福祉計画に対する市民の理解を広げていくとともに、できるだけ多くの市民からのご意見やご提言も聴取してまいりました。

当該提言書は、市域全体の推進構想であり、その具体化を推進する方策については、平成 17 年度以降、11 行政区を単位として、地域における福祉の仕組みづくりを構築していくのと並行して、地域住民主体の活動・行動計画として、地域住民自らが地区活動計画を作成していくことを明記しております。

そのため、住民が主体となって計画の推進を図っていくという考え方を確実なものにしていくため、計画期間を 10 年とし、3 年ごとに見直すことといたしました。

今後、効果的に地域福祉を推進していくためには、住民自らが地域を担うという意識や行動が最も重要であることから、具体的圏域設定と、そこに住む住民の自治意識に基づく推進体制の確立が必要であります。

所沢市におきましては、第三者機関として評価・推進体制を確立するとともに、地域福祉の仕組みづくりを福祉部門だけで担うのではなく、保健・医療をはじめ、教育、道路、都市整備、環境、商工部門など、各部門と連携し、市民に見える形で地域福祉を推進するための庁内横断的な組織を設置し、総合的に取り組んでいくことが最も重要な役割となると考えます。

本日、策定委員会ならびに策定懇話会は、地域福祉の推進に向け、「豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち」を実現するため、市民に親しめるよ

う、『助けあい 支え合う 住みよいまち ところざわ』という副題を付けてここに、地域福祉計画策定にあたり計画素案として提言いたします。

つきましては、所沢市がこの提言書の趣旨を十分に反映し、市・住民・団体・事業者が共通理解と連携のもと、総合的かつ効果的に地域福祉を推進することを要望いたします。

平成 17 年 3 月 2 8 日

所沢市長 斎藤 博 様

所沢市地域福祉計画策定委員会
所沢市地域福祉計画策定懇話会

2 策定経過

(1) 策定委員会

開催日	審議概要	委員
H15. 7.30 第1回会議	1 地域福祉について及び市民意識調査結果について 2 地域福祉コミュニティづくりモデル事業について 3 所沢市地域福祉計画策定懇話会第1回会議の概要	6人
H15. 9.29 第2回会議	1 所沢市地域福祉計画基本方針について 2 彩の国さいたまの地域福祉協働・創造指針について 3 第3回策定懇話会検討結果について	6人
H16. 3.30 第3回会議	1 第4回地域福祉計画策定懇話会会議概要について (報告) 2 地域づくりモデル事業について(報告) 3 生活課題等の整理・分類について	6人
H16. 8. 3 第4回会議	1 計画策定スケジュール(案)について 2 計画素案の構成(案)について 3 基本的な施策の展開について 問題状況に対する解決に向けてのベンチマーク (指針) 地域福祉計画体系図	6人
H16.10.25 第5回会議	1 計画の総論(案)について 2 計画の各論作成に向けて	5人
H16.12. 27 第6回会議	1 計画書の総論について 2 計画書の各論について 3 パブリックコメント実施について 4 計画書のサブタイトル(案)について	6人
H17. 1.31 第7回会議	1 計画書の総論について 2 計画書の各論について 3 パブリックコメント実施方法について 4 計画書のサブタイトル(案)について	4人
H17. 3.28 第8回会議	1 計画素案の最終確認について 2 提言文書の確認について	6人

第3編 資料編

(2) 策定懇話会 (: 策定懇話会 / : 検討部会)

開催日	審議概要	委員
H15.7.22 第1回会議	1 地域福祉について及び市民意識調査結果について 2 地域福祉コミュニティづくりモデル事業について 3 第1回ワークショップ	20人
H15.8.25 第2回会議	1 第1回ワークショップの振り返り 2 第2回ワークショップ	18人
H15.10.23 第3回会議	1 彩の国さいたまの地域福祉協働・創造指針について 2 第2回ワークショップの振り返り等の資料説明 3 第3回ワークショップ 4 検討部会の設置について	15人
H15.12.19 第1回検討会議	1 地域福祉における生活課題の意義づけとワークショップの確認 2 策定懇話会におけるWS後の方向性 3 次回の策定懇話会の議題検討	5人
H16.1.16 第4回会議	1 地域福祉計画策定組織における会議概要について 2 第1回検討部会の会議概要について 3 生活課題の意義づけ及び生活課題調査報告について 4 策定懇話会の今後の方向性について	18人
H16.3.24 第2回検討会議	1 これまで提起されてきた課題と対策をうけて～配布資料説明 2 今後の施策の組み立て方について	4人
H16.4.20 第3回検討会議	1 課題の整理と対策について 2 今後の組み立て方について	4人
H16.5.7 第5回会議	1 検討部会における協議概要について(報告) 2 問題状況の整理・検討について	17人
H16.5.24 第4回検討会議	1 問題状況の整理・検討(前回の懇話会の続き) 2 目標基準の作成に向けて	5人
H16.6.7 第6回会議	1 検討部会における問題状況等の整理について(報告) 2 問題状況を改善するためのベンチマーク(指針)づくりについて:グループ討議	18人
H16.7.5 第5回検討会議	1 ベンチマーク(指針)の整理・検討 2 計画の体系について	4人
H16.7.16 第7回会議	1 目標基準の検討・整理 2 施策の方向性についての検討:グループ討議	13人

開催日	審議概要	委員
H16. 9.17 第6回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画策定スケジュールについて 2 素案の構成 3 計画の体系について 4 ベンチマーク(指針)に対する施策調査結果について 5 策定懇話会の進行内容について 	4人
H16. 9.28 第8回会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画策定スケジュールについて 2 計画素案の構成について 3 計画体系について 4 目標基準に対する施策調査結果について：ベンチマーク(指針)に関わる施策調査一覧 5 ベンチマーク(指針)に対する市民の役割分担について：グループ討議 	14人
H16.11.26 第9回会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画書の各論について（現状と課題の抽出）：グループ討議 2 計画書の総論について 3 計画書のサブタイトルについて 	14人
H17. 1.12 第7回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画書総論について 2 計画書各論について 3 計画素案に対するパブリックコメントおよび市民説明会について 	2人
H17. 1.17 第10回会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画書総論について 2 計画書各論について 3 計画素案に対するパブリックコメントおよび市民説明会について 	14人
H17. 2..3 第8回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民説明会のすすめ方について 	4人
H17. 2.21 第11回会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画素案に対する市民意見徴収状況及び第1回市民説明会の報告 2 計画書資料編について 3 計画書サブタイトルについて 	12人

(3) 推進検討会議

開催日	審議概要	委員
H15. 8.6 第1回会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針について及び市民意識調査結果について 2 地域福祉コミュニティづくり（モデル事業）について 3 所沢市地域福祉計画策定懇話会及び策定委員会第1回会議の概要 	24人
H15. 11.10 第2回会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 所沢市地域福祉計画基本方針について 2 所沢市地域福祉計画策定懇話会検討課題について 	21人
H16. 8.25 第3回会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定スケジュールについて 2 計画素案の構成について 3 目標基準に対する実施事業の調査結果について 	26人
H17. 1.14 第4回会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画書の総論について 2 計画書の各論（案）について 3 パブリックコメントについて 	24人

3 地域福祉計画策定組織設置要綱及び委員名簿

(1) 所沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に示された、新しい社会福祉の理念を達成するための方策として所沢市地域福祉計画を策定するため、所沢市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる調査及び事項を審議し、市長へ提言するものとする。

- (1) 所沢市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 所沢市地域福祉計画策定懇話会の取りまとめ事項及び所沢市地域福祉計画推進検討会議の取りまとめ事項の編集及び調整に関すること。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 所沢市地域福祉計画策定懇話会の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 所沢市地域福祉コミュニティ推進事業参加者

(会議)

第6条 委員会の会議は、代表委員が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の徴取等)

第7条 代表委員は、必要に応じて広く市民から意見を聴くための会を開催することができる。

2 代表委員は、必要に応じてその会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、保健福祉部福祉総務課の職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、代表委員が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

所沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No	区 分	推薦等の関係機関・団体	氏 名	備 考
1	所沢市地域福祉計画 策定懇話会の代表者	早稲田大学人間科学学術院 教授	前 橋 明	
2	学 識 経 験 者	日本社会事業大学社会福祉 学部教授	手 島 陸 久	
3	"	日本社会事業大学社会福祉 学部講師	中 島 修	
4	"	埼玉県立大学保健医療福祉 学部助教授	本 田 芳 香	H16.3.30～
5	"	所沢市医師会会長	金 井 忠 男	～H16.8.2
			有 村 博 行	H16.8.3～
6	"	所沢市歯科医師会会長	小 野 敬 恵	
7	所沢市地域福祉コ ミュニティ推進事業参 加者		大 瀧 邦 男	

代表 副代表

(2) 所沢市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 所沢市地域福祉計画の策定に当たって、地域福祉の担い手となる住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者が自ら計画策定に参画し、意見を反映させるため、所沢市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 所沢市地域福祉計画の策定に向けて市民の意見の取りまとめに関すること。
- (2) 地域の福祉活動における公と民の役割分担に関すること。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について必要な調査及び審議を終了する時までとする。

(会長等)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(検討部会)

第7条 懇話会は、検討内容を集約するため、検討部会を設けることができる。

2 検討部会は、委員のうちから会長が指名する者5人をもって組織する。

3 部会長は、副会長の職にある者をもって充て、部会を主宰する。

4 副部会長は、部会長の指名する者をもって充てる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(意見の徴取等)

第8条 懇話会は、必要に応じて広く市民から意見を聴くための会を開催することができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

所沢市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

	区 分	推薦等の関係機関・団体	氏 名	備 考
1	学 識 経 験 者	早稲田大学人間科学学術院教授	前 橋 明	
2	”	早稲田大学人間科学学術院教授	鈴 木 秀 次	
3	保 健 師	所沢市立保健センター主査	竹 内 和 代	
4	民生委員・児童委員	所沢市民生委員・児童委員連 合会副会長	高 山 幸 雄	.
5	自治会関係者	所沢市自治連合会理事	勝 場 政 範	(~H16. 5.24)

	区 分	推薦等の関係機関・団体	氏 名	備 考
6	所沢市社会福祉協議会職員	所沢市社会福祉協議会地域振興課長	村岡和子	
7	所沢市ボランティア連絡協議会会員	所沢市ボランティア連絡協議会副会長	増田綾子	
8	NPO法人関係者	NPO法人コミュニケーションスペース花ぶどう	小川祥子	
9	NPO法人関係者	NPO法人さいたまNPOセンター	神武恭子	
10	所沢市PTA連合会役員	所沢市PTA連合会総務財政部長	広瀬千加子	~H16.7.15
		所沢市PTA連合会理事	吉田一真	H16.7.16~
11	所沢市障害者施策推進協議会委員	所沢市障害者施策推進協議会会長	平野善五郎	
12	所沢市高齢者保健福祉計画推進会議関係者	所沢市高齢者保健福祉計画推進会議委員	桑原忠好	
13	地域型在宅介護支援センター関係者	地域型在宅介護支援センター職員	原田喜美子	
14	所沢商工会議所関係者	所沢商工会議所事務局長	大館安治	
15	地域福祉コミュニティ推進事業参加者	所沢市地域福祉計画地域づくりモデル事業(三ヶ島地区)代表者	柴井せん	
16	公募市民		小藪敦子	~H16.7.16
17	〃		田中見伊子	
18	〃		鈴木一徳	
19	〃		加藤木鮎子	
20	〃		小川洋一	

会長

副会長

検討部会委員

(3) 所沢市地域福祉計画推進検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 所沢市における総合的な地域福祉の推進を目的として、福祉サービスの総合化及び生活関連分野との連携等を図るため、庁内に所沢市地域福祉計画推進検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 地域福祉の推進に関わる相談支援体制、ケアマネージメント体制、適切な福祉サービスを支援する仕組みなど基盤整備に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関わる全庁的な調整に関すること。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は第 2 条に規定する事項について必要な調査及び審議を終了する時までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討会議に委員長 1 名及び副委員長 2 名を置き、委員長には保健福祉部長を、副委員長には保健福祉部福祉総務課担任次長及び保健センター長をもって充てる。

2 委員長は、検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討会議は、必要に応じてその会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(推進検討プロジェクト)

第 7 条 検討会議に、専門的事項を調査及び研究させるため、推進検討プロジェクトを置くことができる。

2 推進検討プロジェクトの組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 検討会議及び推進検討プロジェクトの庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

第3編 資料編

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか検討会議に関し必要な事項は、委員長が別に検討会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成15年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 1月 5日から施行する。

別表(第3条関係)

保健福祉部長	保健福祉部高齢者いきがい課長
保健福祉部福祉総務課担任次長	保健福祉部こども家庭課長
保健福祉部生活福祉課担任次長	保健福祉部保育課長
保健福祉部保健センター長	保健福祉部介護保険課長
総合政策部政策企画課長	保健福祉部保健センター母子保健課長
総合政策部文書行政課防災対策室長	保健福祉部保健センター成人保健課長
財務部財政課長	環境クリーン部環境総務課長
市民経済部コミュニティ推進課長	環境クリーン部廃棄物対策課長
市民経済部コミュニティ推進課出張所長 (市長が指名した者に限る。)	まちづくり計画部都市計画課長
市民経済部青少年課長	まちづくり計画部都市整備課長
市民経済部交通安全課長	道路公園部建設総務課長
市民経済部商工労政課長	教育委員会教育総務部教育総務課長
保健福祉部生活福祉課長	教育委員会教育総務部生涯学習センター所長
保健福祉部障害福祉課長	教育委員会学校教育部学校教育課長

平成 15 年度地域福祉計画地域づくりモデル事業

1. 事業の詳細

(1) 1年間の流れ

本事業では、年間 10 回のワークショップと、その合間にグループごとに行う参加者主体の独自活動の支援を行った。1 年間のワークショップの予定は事前にある程度決めていたが、実施していく中で状況にあわせて部分的な変更を行った。

日程	プログラム	詳細	変更等
4/19 (土)	第 1 回 ワークショップ 「現状把握」	「支え合いのまち」をテーマに三ヶ島地区について学びあい、長所・短所、課題を整理します。	・第 2 回ワークショップまでに参加者がそれぞれ調査をしてくることとした。
5/10 (土)	第 2 回 ワークショップ 「活動のアイデア探し」	第 1 回目に出てきた課題について、解決策のアイデアを出し合います。	・最初に「ワークショップとは」の解説を行った。 ・調査結果の発表を行った後、課題に対する解決策の検討を行った。
5/24 (土)	第 3 回 ワークショップ 「活動計画づくり(1)」	自分の関心のあるテーマでグループに分かれて、中長期計画を検討します。この後 2 月までのグループを基本として活動します。	・発表のコツについて説明・デモを行った。 ・計画作りまでは行わず、活動のアイデア出しまでを行った。
6/7 (土)	第 4 回 ワークショップ 「活動計画づくり(2)」	中長期計画に基づき、2 月までの活動計画を作成します。活動の内容や頻度は、グループごとに参加者が検討します。	・前回の結果を受けて、グループを変わりたいと思った人は最初に移動してもらった。 ・前回出されたアイデアから活動を一つに絞り、それについて「活動計画書」の作成を行った。(途中まで)
6/21 (土)	第 5 回 ワークショップ 「活動開始式」	活動開始式を行い、この日から活動計画にもとづいた活動を開始します。	・「活動計画書」を完成させた。 ・グループごとに計画と参加者の意気込みを発表。 ・地域へのお知らせニュースの作成を行った。
...	(活動期間 前半)	この間の活動は、活動計画にもとづいたものになります。参加者全員が無理なく参加できる活動を行います。	(社協スタッフが各グループ会議のファシリテーションやイベントの実施などを支援)
9/20 (土)	第 6 回 ワークショップ 「活動報告会」	各グループの活動結果を報告し合い、後半の活動につなげます。	
...	(活動期間 後半)	報告会での反省を踏まえて、活動を続行します。	(社協スタッフが各グループ会議のファシリテーションやイベントの実施などを支援)

(次頁に続く)

(前ページの続き)

日程	プログラム	詳細	変更等
12/6 (土)	第7回 ワークショップ 「フォーラム 準備」	フォーラムは活動報告を外部に向けて行うものです。準備としてグループごとに活動概要や成果、反省点、これからなどをまとめます。	
1/24 (土)	第8回 フォーラム	講演、グループごとの活動発表、パネルディスカッションなど	・当初の日程は1月17日であったが24日に変更。
2/7 (土)	第9回 ワークショップ 「育成プログラムの 改善案づくり」	1年間の活動をふり返り、他地区で育成プログラムの改善案づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・育成プログラム改善案づくりは行わなかった。 ・フォーラムの振り返り、グループ活動の振り返り、来年度のグループ活動や三ヶ島コミュニティワーク全体のあり方についての検討を行った。 ・今後のあり方についての検討の中で、参加者一人ひとりの今後の参加意向や、グループ活動の方針について確認した。
2/21 (土)	第10回 ワークショップ 「来年度に向けて」	次年度参加に向けての意思確認(継続することも、これで終わりにすることも可能です)グループ編成の見直し、他地区での実施に向けて、など	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の日程は2月14日であったが21日に変更。 ・最初に前回のワークショップで検討したことの再確認、まとめを行った。 ・グループを分解して4グループに再編成し、三ヶ島コミュニティワーク全体のあり方や市・社協との関わりについて検討を行った。 ・第9回の結果を受けて事務局で作成した「他地区へのメッセージ」を参加者に配布し、内容を確認してもらった。

表：三ヶ島地区「コミュニティワーク」活動プログラム

2 事業の成果・評価

(1) 予想された課題とその対策

事業実施中、参加者が自主的に活動できるようにするには？

【対策】

- ・ 活動テーマの選定や活動内容の検討にあたっては、事務局側は極力意見を出さず、参加者の発意を尊重するようにする。
- ・ 事務局側で無理に流れをつくるのではなく、参加者の様子に合わせて進めていく。(基本の流れは設定するが、状況に応じて柔軟に変えていく)

【結果】

- ・ 参加者が過度に事務局に頼ることなく、それぞれがやりたい活動をそれぞれが可能な範囲で行った。
- ・ 最終的にはそれぞれ成果を出し、フォーラムで発表することができた。

【評価】

- ・ 各グループの進行をサポートしたスタッフの関わり方がちょうど良かった。
- ・ 自主的に活動する力のある参加者が他の参加者を引っ張った。
- ・ 各グループとも、グループ内の雰囲気がとてもよく、互いによく協力できた。

事業終了後、参加者に自立して活動をしていただけるようにするには？

【対策】

- ・ 事業打合せにグループ代表者の参加を求める。
- ・ 事業実施中、事務局のお仕着せで活動していただくのではなく、自発的に活動していただくようにする。
- ・ 事業実施中、参加者の活動を手伝いすぎない。

【結果】

- ・ 会議の進行計画を協働でつくった。
- ・ 事業終了後も全てのグループが活動を続けることを検討した。
- ・ 「来年度以降は市や社協のルールに載せられるのではなく、もっと自分たちでやっていこう」という意見が参加者の中から出て、賛同者も多かった。

【評価】

- ・ グループの自立が生まれた。

- ・ 参加者の中に活動に意欲的な人達がいた。そして、グループの雰囲気が高く、楽しく活動ができた。

事業活動を地域へ発信していくためには？

【対策】

- ・ 地域の中でグループ活動を展開し、その際に地域の人や団体に広く声をかける。
- ・ イベントやニュースを通じて情報発信を行う。
- ・ メディアに声をかける。

【結果】

- ・ グループ活動の展開や地域福祉フォーラムの実施、各メディアによる取材を通して、事業活動に関する情報が地域に発信された。
- ・ ボランティア情報誌の設置には多くの施設の協力を得ることができた。
- ・ 市民フォーラムの後、活動に参加したいという市民の声があがった。

【評価】

- ・ 積極的にメディアを活用することができた。
- ・ 参加者の熱心さやバランス感覚が魅力的な活動に結びつき、その結果、地域の理解を得ることができた。

事業終了後、モデル事業の計画を他地区におけるコミュニティ推進事業として活用できるようにするには？

【対策】

- ・ 事業実施中、機会を捉えて、事業内容について参加者一人ひとりの意見を聞くようにする。
- ・ 地域住民に事業内容を理解していただく機会を多く設けられるか。

【結果】

- ・ ワークショップ終了後、参加者から旗あげアンケートで感想をくことができた。
- ・ 事業内容をフォーラムや広報紙で周知できた。

【評価】

- ・ 旗あげアンケートだけでなく、自由意見を求めるアンケートも必要であった。

た。

- ・ フォーラムによって地域住民に発表する計画は、事業内容を理解していただくために有効であった。

(2) 事業の成果

本事業によって、三ヶ島地区に次の3つの活動グループが生まれ、今後も活動を続けることとなった。

グループ名	グループ概要
グリーンティー	10名。ボランティア情報誌づくり。
緑と小川の会	4名。砂川堀の自然環境改善活動。
四ツ葉のクローバー	10名。心のバリアフリー、居場所づくり。

第10回(最終回)ワークショップ最後の旗あげアンケートの結果は次表の通りである。

表：第10回(最終回)ワークショップ 旗揚げアンケートの結果

問1 この1年間を振り返ってどうでしたか？

1	三ヶ島地区について新しい発見があった	9人
2	楽しかった	14人
3	仲間と出会えてよかった	20人
4	ワークショップという会議形式が新鮮だった	9人
5	その他	0人

問2 これからに向けて・・・

1	早く次の活動を始めたい	3人
2	勉強したり仲間を増やしたりして、活動の幅を広げたい	13人
3	これから何をしていくか、改めてじっくり考えたい	15人
4	しばらく休みたい	4人
5	その他	0人

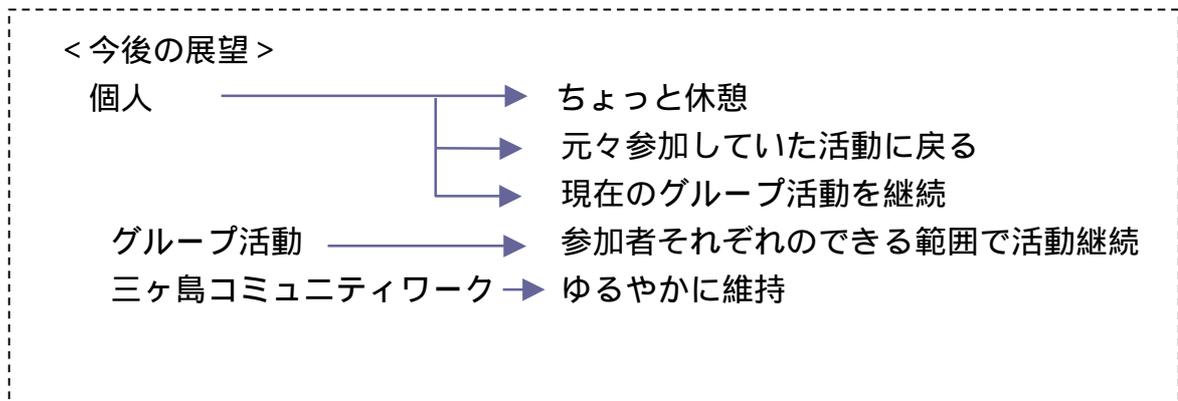
最終ワークショップ全体を通して、「良い仲間に出会えた」という感想が参加者に多かった。また、今後については来年度以降も何らかの形で今の活動を継続したいという意見が多かった。旗あげアンケート問2では「2」や「3」が多いが、これらも参加者にはグループ活動の中の作業の一つとして捉えられている。

「自分たちの地域のことは自分たちで考え、活動する」という地域福祉計画で求められる「地域の支え合い活動」の第一歩として、大きな成果が上げられたと言えるだろう。

本事業を成功事例として他地区にも広げていくことで、市全体の支え合い活動が活性化されていくものと期待される。

(1) 今後の展望

最終回ワークショップで、参加者の意向を確認した。この1年間のワークショップの中で参加者は大きく3つのグループに分かれたが、いずれのグループも何らかの形で活動を今後も続けていくとのことである。一人ひとりについてはそれぞれの事情に応じて、今後も積極的に活動していく人、元々参加していた別のグループの活動に戻る人など、さまざまである。また、三ヶ島地区コミュニティワークとしてのつながりは、今後も維持したいとのことであった。



参加者の意向を受け、三ヶ島地区コミュニティワークのつながりをゆるやかに保ち続けるため、社会福祉協議会が各グループの代表者と連絡を取り続けることとなった。それ以上の活動については、今後の各グループの活動状況や参加者の動向・意思に合わせて対応していくこととなる。

第10回ワークショップの後、参加者の間で「みかじまコミュニティワーク」の枠組みが先にあるのか、各グループの活動が先にあるのかということが議論になった。そのことについて、4月3日に参加者が集まり話し合うことになっている。

また、同様の事業を平成16年度も他地区において実施する予定である。今後各地区で行っていくコミュニティワークをネットワーク化していくことで、個々のコミュニティワーク活動の幅や深みが増していくことが期待される。



グリーンティー



緑と小川の会



四ツ葉のクローバー



全体写真

(2) 1年間の評価

流れ	評価
初動期 第1～2回	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの内容に重複があり、作業量も多かったことから、参加者にとって会の趣旨がわかりにくかったようである。
初期 第3～4回	<ul style="list-style-type: none"> ・その反省を踏まえて第3回以降からは作業内容を少なくし、シンプルなプログラム作成を心がけた。 ・第3回、第4回を通して、だんだん活動内容が明確になってきたことから、参加者の参加意欲も高まったように感じられた。
中期 第5～6回	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回の活動開始式では、参加者の表情も明るく、これから行う活動への期待感ややる気で熱気に溢れた会となった。 ・第6回のワークショップは自主活動の中間報告会であり、ワークショップの中では実際に動き出してぶつかった壁やうまく行かないことなども出された。
後期 第7～8回	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回ではある程度活動の成果が見えてきており、参加者にも落ち着きや自信が見られた。 ・第8回にあたる地域福祉フォーラムでは、会場一杯に入った聴衆に対してグループ活動の報告を行い、また、代表者がパネルディスカッションに参加した。参加者は地域に対して堂々とグループ活動の成果をアピールした。また、司会や受付・駐車場係など、フォーラム運営の一部を参加者が担った。
最終期 第9～10回	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回、第10回では、参加者に1年間の振り返りと今後に向けての検討を行ってもらった。 ・プログラム初期には参加者の戸惑いも多く見られたが、最終回では戸惑いは一切なく、活動の達成感と次に向けてのエネルギーに溢れていた。 ・市や社協に手伝ってもらったという意識はほとんどなく、「自分たちで全部やった」という意識と参加者同士の団結力の強さが感じられた。参加者の一人から「今後は市も社協も不要」との声が上がり、他の参加者もそれに賛同していた。 ・一方で、「社協からファシリテーションの支援を今後も受けてほしい」との意見もあった。

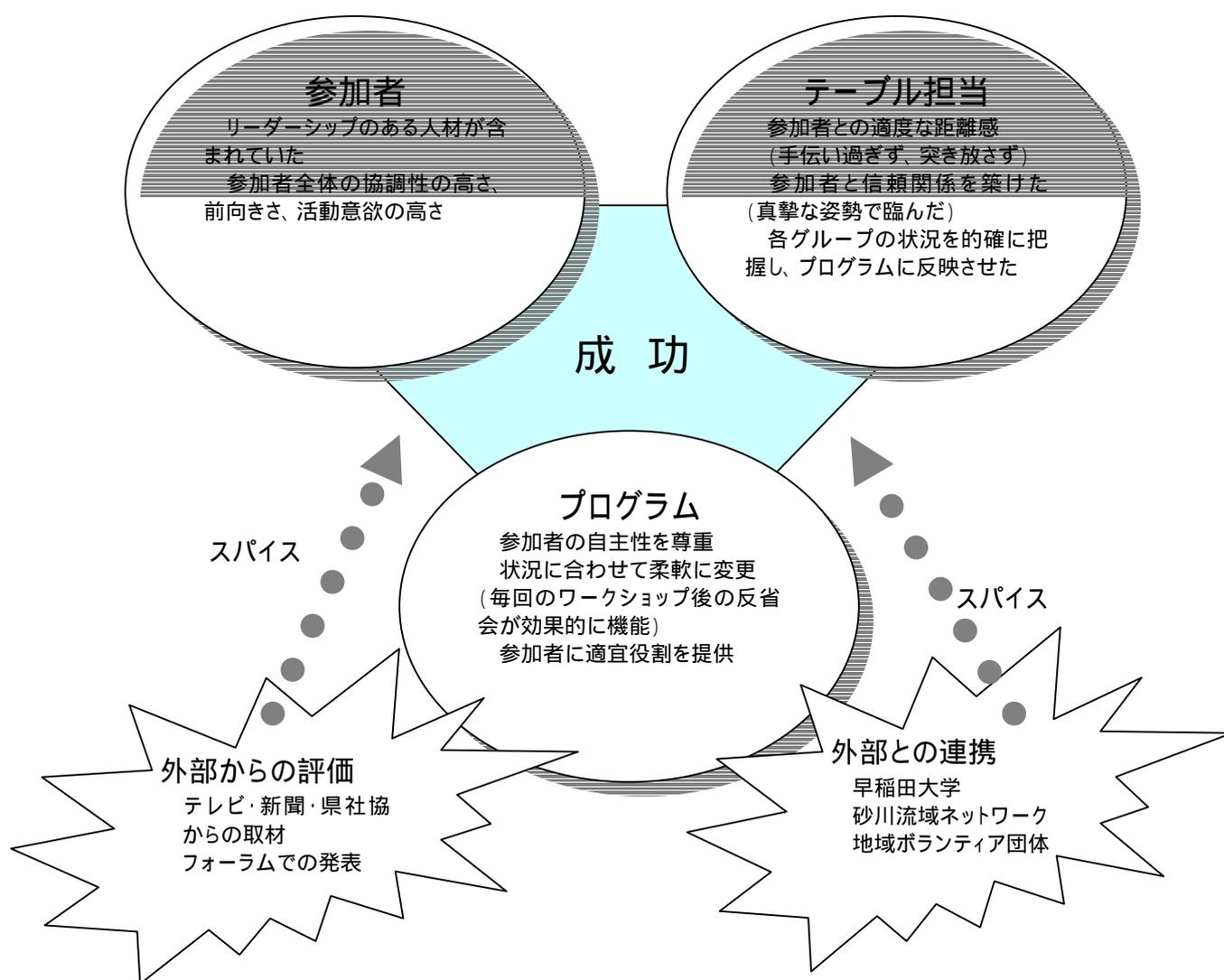
事業全体の評価

本事業は、市民の支え合い活動の立ち上げとその仕組みづくりを目的としていたが、次の4つの成果が上がったことから、本事業は成功したと言って良いだろう。

コミュニティワークから生まれたグループ活動が今後も活動を継続していくことになった
新しいリーダーの掘り起こしができた
一つの効果的な仕組みとしてプログラムが機能した
市民フォーラムで地域住民へ活動の報告をし、支え合う地域づくりについて発信できた

その成功の要因を整理すると以下の図のようになる。

図:成功の要因(3要素)



ひと：55項目			
懇話会からの問題状況	委員の課題調査による問題状況	市民意識調査からの問題状況	地域づくりモデル事業から提起された問題状況
<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の希薄化 ・世代間継承できていない ・自治会に入りたがらない ・閉じこもり、引きこもりの増加 ・男性高齢者が付き合い下手 ・住民登録の無いアパート入居者等市、地域との約束事を守らない ・ゴミ捨てマナーが悪い (分別化、ポイ捨て防止) ・核家族で高齢者のいじめを現実に見ている 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、公民館の予約受付をしてくれる家の方が7年ぐらい継続しており、変わりたくても後任がない。 ・近所のゴミ集積場では、燃えるゴミと缶と不燃物が混ざり合っ、たくさんゴミが出ている。 ・分別されていないゴミがいつまでも集積所に残されている。 ・区域外の人がゴミを出しに来る。 ・道徳の欠如している人が増えている。 他人の所有地に家庭ゴミや犬のフンを捨てていく。 タバコのポイ捨て 公園でのゴルフや犬の放し飼い ・社会的弱者(乳幼児、障害者、女性、高齢者)に対する安全確保や共生意識が薄い。 ・放置自転車や市街地の駐車違反が多い。 ・スクールゾーンであるにも関わらず、スピードを落とさずに走り抜ける車が多い。 ・商店街は自転車が邪魔で、歩きづらい。 ・夜間に無灯火の自転車が多い。特に通勤の帰宅時間に多く見られ(約7割程度)、しかも若い世代に多い。スピードも速くて、歩行者は普通時よりも注意が要求される。 <p>他37項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の交流があると良いと思います。自分が子どもの頃は、友達の父親とたくさん遊んだ覚えがあるが、今は、父親があまり他の家庭の子どもと遊んでいないように感じます。もう少し、家と家とのつながり合いを持って、一緒に公園にいけるようになればと思います。 ・人を預けるのに遠慮したり、老人をデイサービスに託すのに「面倒をみない。」ようにいわれる。人のことに批判はしても手を貸さない人が多い。まず、子育てや老人の面倒を見る主婦の意識改革をしないとストレスがたまる一方になってしまう。 ・核家族化が多い現在、我が家の事でも嫁、姑の壁は厚く、嫁からは相談事はまったくなく、一つ屋根の下でも、いかにしてみんなで努力して協力して生きていくか思案中です。 	
まち：45項目			
懇話会からの問題状況	委員の課題調査による問題状況	市民意識調査からの問題状況	地域づくりモデル事業から提起された問題状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン問題 ・放置自動車 ・商店街、地域製造業の空洞化 (駅周辺の発展と地域の空洞化) ・バリアフリー化が進んでいない 地域で自立できる支援体制が不足 ・就労の場が少ない ・障害児が地域で交流できる機会が不足 ・特養老人ホームの不足と財源的裏付け ・配食サービスが不足 <p>他2項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜の道や、日中の人通りの少ない道が怖い。 ・駅と西山公園に灰皿等がない。 ・雑木林の下草が生え放題になっている。 ・所沢インターチェンジから東所沢に出る誘導路がカーブになっており、暗くて走りにくい。 ・街灯が少ない。 ・畑の作物が野鳥の害に遭わないように、細い釣り糸のようなネットが張り巡らされている。そこに鳥がかかってもがいている姿を見過ごすことができない。何らかのやさしい対応方法があれば良いのに。 ・公園や広場に公衆トイレが設置されていない。 ・高齢者や障害者にとっての散歩は、健康維持のために必要なことであり、その時に公園や広場はあっても、トイレが無いと苦勞する。 <p>他20項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住み良いまちづくりは、先ず、地域の人々の仲間意識が芽生えてからでないと進まないと思う。 ・実際に子育てをしている母親の声をまちづくりに取り入れて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガードレール、縁石で仕切られていない路肩...歩道の整備を ・交差点にミラーが少ない。 ・なかなか変わらない信号。 ・横断歩道の車優先。 ・各種施設の案内に一貫性が無い。

くらし：54項目			
懇話会からの問題状況	委員の課題調査による問題状況	市民意識調査からの問題状況	地域づくりモデル事業から提起された問題状況
<ul style="list-style-type: none"> 給食費を払えない世帯増加と、それに便乗する払わない世帯の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 所沢には大きな音楽ホールがあるのに、観にいきたい公演がない。 改憲の動きが急で、「富国強兵」と弱者切り捨ての社会へと逆戻りするのではないかという不安がぬぐいきれない。 子ども達が、近所の人や顔見知りの人に対して、挨拶できない。 災害時に避難所まで行くのに、一人では不安。 高齢者が狭いところの椅子で2時間待っていたら、気分が悪くなった。 * 1日平均120人前後で、10時頃には受付終了となった日もあるとか。 空き地、駐車場などゴミだらけのところが目立つ。空き地などは枯れ葉が溜まって、火災の危険がある。 <p>他25項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療・体外受精に対する保険の適用がない。 地域の防犯灯は市と自治会で管理しているが、高所作業もあり全部市で管理して欲しい。 親の生活習慣の変化、労働時間の問題などで子ども達の生活リズムが乱れている。 子育てについて、育児不安、ストレスを感じている保護者が増加。 地域全体の人々が互いに学び合えるような親密な人間関係を結べる取り組みが必要。 <p>他6項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若い母親、子供の安全に遊べる場所が少ない。 地域交流が近くにない...周回バスはできないのか。 子供を媒介とした母親の交流はあるが、壮年の男性の交流がない...対策を 公民館、コミュニティセンター利用のサークルづくり、広場の確保を <p>他7項目</p>
支援：160項目			
懇話会からの問題状況	委員の課題調査による問題状況	市民意識調査からの問題状況	地域づくりモデル事業から提起された問題状況
<ul style="list-style-type: none"> 不安を抱えた人たちへの支援 他人が踏み込み難い、立ち上がった課題への対応 家庭内の高齢者へのいじめ 分野別の対応で、同じことを別々に対応している。 問題の多い人ほど、いろんなサービスや相談を受けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 東所沢地区にある旧区画整理事務所は、公園などの清掃用の資材置き場と清掃員の休憩所にしてもったいない。 ストーカー、悪徳商法による被害、子育て、教育、家庭内暴力、離婚、相続、近隣とのトラブルへの対処法等について相談できる施設・機関が身近になく、問題を抱え込んだままで大事に至るケースが多くなっている。 所沢の広報紙等を新聞折込と一緒に入れるのではなく、重要な情報は、マンション内の回覧で廻すようにして欲しい。 若い頃から受けられる補助付きの検診事業がない。 行政機関の非能動性 相談場所や相談相手の欠如 東川南側私有地に桜の枝が伸びており、剪定して欲しい。 市内のバス停（特に定期バス等の停留所）に待合用の椅子が常設されているところと、設置されていないところがある。 身近なところに高齢者や、障害者の集える場がない。 公民館でいろいろなサークル活動が行われているが、参加していない高齢者もかなりいる。小さな単位の集会場（カラオケができる所など）が欲しい。 <p>他78項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員がだれだか聞いたことがない。 民間のサークル等の情報がなかなか耳に入らない。 近所の高齢者から家の掃除に来て欲しい（有料で）と言われるが、NPOやボランティアの情報が無い。 市の広報が地域を知る唯一の手がかりですのできめ細かい内容として欲しい。 子育て、介護、ボランティアの情報が少ない。 ボランティアの時間預託制度を考えて欲しい。 仕事を辞めた後の時間の使い方ですが、健康であれば近所の高齢者の方とお話し合いや家事の手伝いをしたい。 高齢者・障害者の医療施設を増設・充実して欲しい。 福祉サービスの情報が伝わりにくい。 地域で何かがあってもわからない。どこに電話をしていいのかが情報がない。 情報不足を痛感している。広報や窓口にたよるだけでなく工夫をして欲しい。 <p>他57項目</p>	

問題状況の解決に向けての目標基準

施策	目標基準	問題状況	要望
A : 自立と自己実現をめざして、共生と支え合いのまちづくり (自立と生きがいづくり)			
心のバリアフリーの推進	1 障害について理解を広げるための交流の場づくりや、ともに学ぶ機会づくりの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する市自体の理解が不足している。 ・精神障害に対する理解がない。 ・障害のある方は地域の中であまり親しい近所づきあいは多くなく、近所との関係をもっと親しいものにしたいと感じている人は全体の約3割にのぼる。一方、あいさつ程度以上の関係を望まない人も2割いる。 ・障害者自身、近所と付き合いにくい理由として、自分の持つあるいは一般的な障害に対する理解が不足しているためと感じている人が3割いる。 ・発達期にある障害幼児の家庭療育における諸問題についての、市民の理解が少ない。 ・障害を持っている子どもの受け入れができていない。(2件) ・公立施設での障害乳幼児への理解(日々の生活、保護者のニーズなど)が未だ不十分である。理解が進めば、子ども達の地域での生活が広がりやすくなる。 ・福祉教育の推進に努め、講演会や教職員の研修、生徒の福祉施設との交流やボランティア(生徒会主催)の計画が少ない。(7件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害に対する一般市民向けの講座の開催がない。現在、保健センターで実施している「こころの健康講座」のような講座を増やしてほしい。 ・難聴児は普通学級に在籍してきこえの教室に通級しているが、朝礼での先生の話や授業中など、支援を受けず過ごしている。障害児が通う小学校に支援員を配属してほしい。
	2 大人の側から子ども達へのあいさつ促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が、近所の人や顔見知りの人に対して、あいさつできない。 	
商店街の活性化	3 地域住民との協働によるまちの活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街、地域製造業の空洞化 ・高齢者や障害者にとって必要な食料品や雑貨購入のための商店街が大規模店におされて閉店が続かないよう、商店の振興を考えなければならなくなっている。 ・団地がたくさんあり、人も多く住んでいるのに、商店街がさびれてスーパーがつぶれ、買い物に不便になっている。 	
地域の既存施設の有効利用	4 高齢者や障害者、子どもが交流できる場の拡大・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者、障害者など、皆が気楽に集まれる広い公園が近くにない。 ・高齢者が日常的に学校(小学校区)に出入りできる場の設営、給食室の地域利用と高齢者への給食が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上新井には、集会所もなく、気楽に高齢者が集う場所がない。65歳以上の方が、いつでもお茶を飲みながら、昔話の思い出を語れる場を提供してほしい。
	5 身近なところでふれあえる居場所づくりの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、公民館、老人いきいの家、旧庁舎、文化会館などの公共施設がそれぞれの用途制限のなかで、特定の団体だけしか利用できないところもある。 ・高齢者・障害者・外国人などと細分化されており、共生できる集いの場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室を利用した共同事務所ができれば願う。(5件)
	6 余裕教室の有効活用の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の空き教室がみられるようになった。今後は少子高齢化の進行のなかで、空き教室の増加も予測される。(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内で廃校になった小学校がみられるようになった。それらは、NPOハウスと呼ばれ、団体が拠点として有効利用しようとしており、その拠点づくりに協力いただきたい。
ボランティア活動者の発掘	7 高齢者をはじめ、市民の持っている能力を活かせる場づくりの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のうち、男性の多くが引きこもりのようである。ボランティアとして、男性が多く参加されると助かるので、協力いただきたい。(4件) ・定年退職後、なんとなく家にいるという人が多い。 ・リタイアした人が気軽にボランティア活動できる機会がない。(草むしり、病院への送迎、話し相手、子どもを預かる)(1件) 	
文化施設・公共施設の充実	8 文化施設・公共施設のバリアフリー化の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・地区の公民館での運動施設がほしい。健常者ばかり利用しているが、肢体不自由者も使用できる器具がほしい。 ・公共の場で近くにリハビリ用のプール歩行のできるような施設ができるとよい。 ・近所に、図書館がもっとあったらいいと思います。
			<ul style="list-style-type: none"> ・犬を飼っているが、リードを外して自由に走らせてやれる場(ドッグラン)がほしい。

施策	目標基準	問題状況	要望
B :だれでも必要な支援を受けられるサービス提供の仕組みづくり (ネットワークづくり)			
バリアフリーのまちづくりの推進	1 歩道と車道の確保など、安心して歩ける道づくりの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道と車道の段差が大きく、高齢者や車椅子利用者には極めて不便、危険である。(2件) ・歩道が狭く段差があり、でこぼこも多く、安心できない。(年寄りや転びやすく怖い。自転車、車椅子、ベビーカーなどの通行がとても困難)(4件) ・障害者施設が近くに複数有るが、道が狭く、歩道が確保されていないため、車で通るときに危険を感じる。朝の登園、昼の散歩や夕方の帰宅時など、人と車が同時のことも多く、改善できたらと思う。 ・歩道が狭く、人が互いにすれ違うことができない。ましてや通学路なので、心配である。自治会に相談したこともあるが、“地主がどかない限り無理”と言われた。 ・R463のけやき並木が育ちすぎて道路が割れ、足の不自由な方や、通学路としては通行の障害となっている。 ・歩道の無い狭い道路(一方通行)で、自転車に乗っていると目の高さに植木が突き出ている。危険なので何とか整理して欲しい。なお困ることに、その道の片側は私道ということで赤白のポールを立てて、さらに道幅を狭めている。 ・歩道が狭く、障害物などがあり、障害者や高齢者などが杖歩行あるいは車椅子で通行するのに危険で不便である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のない道は自動車中心である。白線の外側に電柱や標識がある。安心して歩ける路側帯がほしい。(3件)
	2 市民が休息できるような場づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・道の途中に高齢者や障害者のためのベンチがない。 ・最寄の駅までの歩道上に自転車の侵入防止柵(ステンレス製)があるため、障害物競走をしているようで危ない。 ・商店街で路上にはみ出している広告用の立看板は、視覚障害者にとって著しく危険である。 ・雨が降るとレンガが滑り、危険である。 ・高齢者の方が切符の買い方が分からず、自動販売機の前で困っているのをよく見かける。 ・買い物時の価格表示が小さすぎる。 ・駅にエレベーターがないと、障害者や高齢者、赤ちゃんのいる人には非常に不便である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・疲れたときに休める場所がほしい。 ・実際に子育てをしている母親の声がまちづくりに反映されていないので、ぜひ取り入れてほしい。
防犯対策、防災対策の強化・充実	3 災害時要援護者(地域で支えるべき人)にもわかりやすい防災体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所まで行くのに、一人では不安である。 ・将来、高齢化したときに、非常事態発生時の緊急連絡方法や対処方法が未計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者・高齢者の方が災害時において対応できる知識を深められる情報が不十分である。広くPRしていただきたい。
	4 安全で安心して生活できる防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯のない道路、街灯があっても暗い道が多い。(12件) ・道の片側には街灯がついているが、向かい側は林のため、夜は暗く、その道を通るのが怖い。 ・同じ新所沢地区でも、明るい道や暗い道があるが違いはあるのか。 ・駐輪場の奥に灯りがいないため、自転車がいたずらされやすい。 ・小学校の通学路に、不審者があらわれるとということが連絡網でまわってくる。(親として心配である。) ・近所で痴漢の被害があるらしいが、子どもがいない家庭では状況がわからない。 ・連れ去られそうになったことがある。未遂ですんでいるが、心配。(1件) 	

	施策	目標基準	問題状況	要望
			<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人からバイクでつけまわされたことがあった。もし気が付かなければ、バックの引ったくりに会っていたかもしれない。また、言う場所が無い。 ・航空公園駅周辺には公共施設が多くあり、日中多くの人が駅を利用している。駅前に交番がないため、道を聞いてくる人も多く、子どもも知らない人から声をかけられることがある。不審者が子どもに関わる事件も多い。 ・路上強盗をはじめとする犯罪が非常に多い。 ・地域内で空き巣が続発しており、防犯に不安を感じている。(5件) ・高齢者家庭(特に単身高齢者)へのピックアップや引ったくりによる被害がある。 ・警察官の不在が多い。(松井交番、中新井交番) ・航空公園駅東口から中富南にかけて交番が無い。 ・航空公園駅に交番がない。 ・夜になると駅周辺に客引きがたくさん出てきて、日中の雰囲気と一変してしまう。夜は歩くのが怖い。 ・新所沢駅周辺の路上に立つ人が多い。雰囲気も悪く、避けながら通り過ぎることが多い。 	
	高齢者、障害者の自立支援と介護予防の充実	5 単身高齢者や障害者に考慮した居住環境の整備 6 介護予防、生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・古い家やアパートに、単身老人が多い。 ・公団賃貸住宅に住んでいるが、このまま高い家賃を払い続けることができるかという不安がある。高齢者の場合は、年金額と住宅費の間の問題として深刻であり、働き盛りの世代でも不況や低賃金、リストラなど、不安は同じである。 ・自宅内ではある程度自立している人が、自立の度合いを維持するためには、外出支援などの外的刺激をもたらす手段の充実が必要であるが、充実していない。孤立化 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の中だが、今後も高齢者施策には重点的に配慮してほしい。 ・障害を持っている人同士で生活できる場がほしい。お互いの悩みを相談できて良いのではないか。 ・障害者が集える場所の有料化をやめてほしい。(収入が少ないのに、同じようにお金を取られる。)
	ホームレスへの理解と自立支援の促進	7 支援が必要と思われる人の人権を尊重した自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスが公園や団地内にいる。(2件) 	
	情報提供と相談窓口の充実	8 サービスや相談窓口についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新所沢中央公園にはステージがあるが、活用されていない。(子どものボールあそびの場になっている。) ・イベントをする会場が少ない。 ・自治会活動の必要性を理解してもらうための広報や、地域福祉への関心を高めるための広報活動が積極的に行われていない。 ・市の広報が地域を知る唯一の手がかりだが、十分でない ・地域に福祉に関する情報コーナーの設置がもっと必要である。 ・障害者計画に対する障害者自身の周知度が極端に低い。 ・介護保険を活用しているが、どこに行けば正確な情報が得られるかわからない。 ・市の場合の生活福祉資金貸付対象と、社協の生活福祉貸付資金が異なる部分と重複する部分があるので、内容によっては、たらいまわしの感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機会あるごとに、長生クラブや自治会などに行っていただきたい。(3件) ・自治会の重要性を市の広報でもっと繰り返して住民に知らせてほしい。 ・きめ細かい内容としてほしい。 ・障害者はとくに雇用関連情報に対するニーズが高い。 ・情報不足を痛感している。広報や窓口にたよるだけでなく工夫してほしい。 ・市の福祉活動や催し物などを広く宣伝していただき、一人でも多くの市民が参加できるようにしていただきたい。(2件)

	施策	目標基準	問題状況	要望
			<ul style="list-style-type: none"> ・行政に対する意見、提案等をもっと広く、気安く収集する方法は考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施している福祉活動の年間計画がゆきわたっていない。福祉活動の計画や内容を冊子にして配付して知らせてもらいたい。 ・情報を得ようとする気力は少なく、どんなサービスがあるのかもわからない。重要な情報は繰り返し流してほしい。 ・市内の福祉施設や、市が行っている福祉活動に関する情報を学校に提供してほしい。
		9 身近な相談窓口の充実とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・困った時に相談できる、生活上のちょっとした困りごとを話せる、あるいは不安を抱えた人たちのための相談場所や相談相手が欠如している。(2件) ・高齢者問題や介護などについて相談する窓口が、自治会や町内会にない。 ・民生委員さんと住民との連携がスムーズにっていない。気楽に相談できる施策を求める。 ・他人が踏み込み難い、立ち入った課題への対応ができていない。相談窓口、相談室の設置 (2件) ・本校は市外からの生徒が80%であり、生徒や保護者からなかなか市内の情報が入ってこない。意識的に地元情報をとっていき必要性を感じている。 ・地域の市民活動の情報を得ることで、利用者の社会参加を深めていきたいが、福祉施設職員に対するの広報誌がない。(各施設の取り組み、アドバイス、アイデアの提供、地域の方との交流方法の情報誌など) ・自治会内に福祉部門を設置したが、本当にケアしなければならない人の情報を把握していない。情報を共有し、活用することの大切さとプライバシーの「侵害」に関して、行政は硬直化していないか。 ・相談窓口がいろいろあって、どこへ行けばよいのかわからない。 ・中学生の多くは勉強に対する悩みを抱えている。 ・いじめについては、中・高生に比べ、小学生で悩んでいる子が多い。 ・小学生では「いじめ」、中学校では「勉強」、高校では「友達」や「学校生活」が悩みである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て悩み相談を受けているが、相談に来る人が少ない。個人的に実施している団体の情報提供をお願いしたい。(2件) ・情報収集力、展開力のある市と、現場の情報を持つ社協が、共に「市民参加」の精神で事業を進められたら良い。
	ボランティア・市民活動の活性化	10 地域の中での見守り体制・住民主体のネットワークづくりの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の崩壊が多く、将来が不安である。とくに、息子と母親の2人で生活している家庭は、親の病気や痴呆に気がつかないで、手遅れになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による地域住民のための福祉ネットワークを考える必要がある。高齢者世帯の生活支援や寝たきり予防、子育て支援など、福祉ボランティア、NPOで支援をしていく必要がある。
		11 ボランティアセンターの基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループでは、今後、異なるテーマを行うグループ同志の連携や、男性、若者の参加が課題である。(講座を受けるにあたり・・・)(2件) ・ボランティア活動を底上げするための拠点がなくない ・地域における公的な活動拠点がなくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点確保と公共施設の優先貸し出しをお願いしたい。 ・ボランティアの時間預託制度を考えてほしい。 ・時間・労力の無償提供には異存はないが、必要な機材や運営上の経費については是非とも助成していただきたい。
		12 高齢者をはじめ、市民の持っている能力を活かせる場づくりの整備(再掲:A- -7)	<ul style="list-style-type: none"> ・リタイアした人が気軽にボランティア活動できる機会がない。(草むしり、病院への送迎、話し相手、子どもを預かる)(1件) ・教育活動は、全てにわたり安全に行われることが前提となり、様々な活動を計画する中で、人的・物的に安全対策が充分に取れないとき、きめ細やかな保険制度が必要になると感じることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の世帯数が多く、負担である。今後、どこの地区も高齢者世帯が増え仕事量も増えていく現状を考えてほしい。
	福祉サービスの質の向上	13 福祉サービスに対する適切な評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者として市は、施設利用及び福祉サービス全般に関し、公平性をどう保つのか。各施設に負わせる責任の範ちゅうにおいても、市がオンブズマンとしてチェックしていく必要があるのではないか。 	

	施策	目標基準	問題状況	要望
		14 苦情解決事業の充実		・利用者や家族からのクレームに対し、提供者側の状況も聞いて実状を判断してほしい。事業者側が弱い立場になることが多い。
		15 福祉サービス利用援助事業の促進	・支援費制度が始まってみてようやくわかってきたことのひとつが、親同士の連携が取り難くなってきたということで、個人の契約ということで、福祉制度が整う以前の孤独な状況に、親達が放りだされたということを感じている。	
C :安全で安心して住みつけられる人にやさしいまちづくり (住民主体の福祉コミュニティの再生)				
新たな地域のつながりの創造(構築)	1	地域情報がそこに集まるような、活動の輪づくりの拡大・充実	・自治会の加入に対して、無関心。(特にマンションやアパート住人) (7件)	
			・自治会に入りたがらない理由としては、会費負担が嫌、班長を輪番で務めるのが嫌、近所づきあいしたくない、近所づきあいをしなくても困らない、などが考えられる。一方で、防犯装置や全員回覧板などでの情報入手といった	
			・現在の自治会では、同じ人が役員を何年も続けたり、時には、政治的な意図が見えたりする。また、個人的の仲間意識が強く、よく知らない人の意見はなかなか取り上げてもらえない。(1件)	
			・新年度の役員改選で留任を余儀なくされることが多い。(1件)	
			・自治会がない。(1件)	
			・町会単位が一番身近であるにも関わらず、組織として年間行事に終始している。住民自身の関わり方だと思っても、行政の末端組織のように思われて、膠着状態のように思われる。	
			・地域が暮らしやすくなるためのさまざまなニーズ情報がないことと、活動や人と知り合う場がない。	
			・公民館活動の普及と広報が弱い。コミュニケーションの場がない。	
				・公民館活動の普及と広報が今一步で、コミュニケーションの場づくりが必要とされている。
				・活動計画を立てて実施するだけでなく、地域の問題を解決するための議論がない。(2件)
新たな地域のつながりを築くため、誰もが社会の構成員として参加できる環境づくり	2		・市役所の職員も自宅に帰れば一市民なのに、町内会活動にも参加しない。	
			・町内会員の中には市職員もいるが、町内活動にはいま一つ協力体制がない。	
			・自治会員には福祉に対する関心や理解はあるが、実行については行政任せの傾向がある。自己の課題であるという意識の高まりが必要。	
				・統合失調症は、今は薬の進歩で治る病気となりつつあり、その健康となった労働力を社会で十分に活かさなければならない時代になってきている。市当局はこの点をよく認識して、適切な施策を早急に実施してほしい。
家庭と地域をつなぐ交流活動の充実	3		・誰もが参加できて、気軽に集まれる場所がない。(4件)	
			・自治会地域内に、市民、高齢者、児童などの集会所がないため、地域のコミュニティが図られない。(7件)	
			・地元意識が希薄。	
			・近隣とのつながりが薄く、人と交流する機会がとても少ない。	
			・活動の場の問題は、市民活動を妨げる要因になっている。空き店舗の貸し出しについて検討いただきたい。	
			・集合住宅の地域のため、住民間の交流がスムーズに進まない。また、高齢化が進み、若い世代の役員が誕生しない。	
			・日常生活で交流の機会がない。(転入者、隣近所、子育て、高齢障害者介護、壮年男性など) (5件)	

	施策	目標基準	問題状況	要望
		4 障害者が地域で安心して生活できるよう、住民への理解と協力の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交流が少なく、健康づくりの手助けが不足している。 ・金銭管理に対する不安がある ・公民館、コミュニティセンター利用のサークルがない ・友達が家の近くに住んでいない。近くに友達がいるといいなと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者で個々の意見・要望の発信が難しい人もいるので、サポートできる人の配置が必要である。 ・地域交流の場が近くにない...周回バスはできないのか。
	市民意識の向上	5 自動車・自転車運転のマナーの意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の住んでいる近辺の道路やコンビニに自転車を勝手に置いて、そのまま乗り捨てていったり、駅付近に違法駐輪をするなど、非常にマナーの悪い人々が増えている。 ・駅前に放置自転車が多い。(3件) ・駅周辺の繁華街で、放置自転車や違法駐車などで道幅が狭まり、通行の妨げとなっている。 ・放置自動車が目立つ。多い。 ・違法駐車で困っている。(7件) ・運転マナーの悪さが目立つ。(生活道路での高スピード、狭い道路に大型車)(3件) ・夜間に無灯火の自転車が多い。特に通勤の帰宅時間に多く見られ(約7割程度)、しかも若い世代に多い。スピードも速くて、歩行者は普通時よりも注意が要求される。(2件) 	
		6 ごみ減量と分別の徹底化	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ捨てマナーが悪い。(分別化、ポイ捨て防止)(3件) ・地域住民20数戸で利用しており、家庭ゴミの分け方にしがって収集日に出し、収集後は当番制で集積場を清掃。ところが、収集日を守らず、また分別もされていない不法投棄が増え、地域住民はこれらを再分別し直して当該収集日に出し直すという作業の繰り返しを行っている。当番に当たった住民は大変な思いをしている ・他人の所有地に家庭ゴミや犬のフンを捨てていく。 ・新しい住宅ができ、他の区画からもゴミを持ち込んでいる。マナーも悪く、迷惑している。(1件) ・単身者(アパート居住)の家庭用ゴミの分別が不完全なため、清掃車が回収できずにゴミが散乱し、近隣が迷惑している。 ・単身者・外国人の住む賃貸アパートやマンションの住人のゴミの分別が悪い。(5件) ・タバコのポイ捨てが多い(2件) ・車道脇のゴミ集積場において、不法投棄のゴミが後を絶たない。(5件) 	
		6 ごみ減量と分別の徹底化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路周辺やバス停周辺でのゴミの散乱がみられる。 ・信号待ちをしている車の窓から、食べ物が入ったパックやビニールが入ったビニール袋が、植え込みの中に投げ捨てられていく。 ・道路や公園に、大きめの石がごろごろしているところを見受ける。自然の石やコンクリートのような人造石など、明らかにどこからか持ってきて置かれている。(3件) 	
		7 リサイクル意識の向上		
		8 ペットの飼い主へのマナーの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの飼い主が悪い。引き綱をつけない散歩や、エレベーターに載せるなど...。(8件) ・犬猫の糞尿の不始末が多い ・玄関先や家の周り、生活道路とされている道に、犬の糞尿が置き去り。 ・他人の所有地に家庭ゴミや犬のフンを捨てていく。 	

施策	目標基準	問題状況	要望
家族のつながりの再認識と再生	9 家庭と地域をつなぐ交流活動の充実(再掲:C- -3)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の崩壊が多く、将来が不安である。とくに、息子と母親の2人で生活している家庭は、親の病気や痴呆に気がつかないで、手遅れになる。 ・核家族で高齢者のいじめを現実に見ている。 ・昼間単身高齢者は、単身老人・老人のみ世帯の方と違って、子ども夫婦への遠慮からか、何も話してくれない傾向がある。(3件) 	
	10 子育てについての大切さを伝える機能の認識と充実(大切な思いやり、信頼、愛情を伝えるコミュニケーションの場の確保)		
外国籍住民への理解と共生の促進	11 外国籍住民への理解を深めるため、異文化交流の促進		
	12 外国籍住民にも生活しやすい基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・単身者・外国人の住む賃貸アパートやマンションの住人のゴミの分別が悪い。(5件) 	
交通対策の徹底	13 登下校時の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールゾーンであるにも関わらず、スピードを落とさずに走り抜ける車が多い。(2件) ・周辺道路が狭く、登下校時が危険である。 ・道幅が狭く、見通しが悪いところが多過ぎる。そのうえ、路上駐車している車(ダンプやトラック)止まっていることも多いため、危険である。 	
	14 循環バスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関へのアクセスが悪い。 ・公民館や集会場へのバスのアクセスが悪く、不便。(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通不便地区の高齢者は出かけたくも出られない。ところバスの路線の延長をお願いしたい。(1件)
		<ul style="list-style-type: none"> ・バスや電車の便が無く、高齢者や障害者が外出し難い地区がある。(1件) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ところバスの運行経路、時間、回数について、高齢者や障害者の方などの外出に利用しやすい形態になっていないように思われる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・バスの本数が少なく、また雨や風をしのげる停留所がない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・やなせ荘(説明)を利用したくても立地条件が悪く、自転車もしくは車でないと行けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手軽に使えて、安価な移送手段がほしい。(2件)
D : 年齢やライフスタイルに応じた健やかな暮らしづくり(社会参加の促進)			
保健、医療の充実	1 保健医療体制(とくに小児医療)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康面での問題が増大。 ・若い頃から受けられる補助付きの検診事業がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者の医療施設が充実してほしい。 ・24時間対応の小児病院が近くにほしい。
	2 保健医療情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で簡単な介護の仕方を教わり、家族だけでなく地域で支えていく形をとると、医療費や家族の負担も少なくなると思う。 	
住民による健康づくり活動の推進	3 健康にかかわる情報の提供と住民の健康づくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する情報がない。 ・高齢者や障害者は、福祉施設や保健・医療の情報不足を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療等のサービスがよくわからない。広報の他に「しおり」等があるといい。
E : 子どもたちが健やかに育つ環境整備と、ふれあい、学びあいのある豊かな交流のまちづくり (子育て環境の整備と支援)			
子育て意識の向上、子育て支援の充実	1 子育てについての大切さを伝える機能の再認識と機能拡大(大切な思いやりや信頼、愛情を伝えるコミュニケーションの場の確保)(再掲:C- -10)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援をさらに進めたいが、保育士が不足している。(2件) ・これからの時代は高齢者が増えて若者が減少し、共働き世帯が増大するにもかかわらず、保育施設が不足している。(世帯数が多い自治会だが、近くに幼稚園、保育園がない。)(2件) ・子育てについて、育児不安、ストレスを感じている保護者が増加した。(5件) ・子育てに苦労しながら働く母親が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園のようなところに専任の地域担当をにおけるよう、人件費の補助をお願いしたい。

施策	目標基準	問題状況	要望
		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児への虐待がある ・病児保育をしてもらえず、育児と仕事の両立が難しい。 	
子どもの本来あるべき育ちの保障	2 子どもの発育・発達、権利、生活を大切にしたい支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親の生活習慣の変化、労働時間の問題などで子ども達の生活リズムが乱れている。 	
青少年育成環境の整備・充実	3 青少年が活動できる場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの自然がなくなりかけているし、遊び場が減っていると思う。(2件) ・広い公園がないため、広い場所を使っただけのあそび(花火など)ができない。 ・中高生が遊べる場所があまりない。(2件) ・高学年(小学生)の子どもが遊べる場所が少ない。(7件) 	
F : 市民ニーズに対応した多様なサービスとサービス提供団体、組織などの育成支援 (サービス提供団体、組織による多様なサービスの整備)			
高齢者や障害者などに対する在宅支援の充実	1 障害者の親亡き後の生活支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の親亡き後の生活が不安である。 ・障害を持つ人の将来について、親はとても不安を感じている。現在は家族の対応が可能であっても、親が高齢となり、介護される立場になった時や、親亡き後に誰が子どもの生活を守ってくれるのか？支援費制度となり、サービスの選択ができ、契約によるサービスの提供になったと言っても、個人的なところで親亡き後のことを考えると、地域で生活することが可能であっても、入所できるうちに入所させてしまおうという人もいる。 ・障害者の行く末をどこに頼めるのかという不安は、親亡き後に誰が子どもの生活を守ってくれるのかという心配事が土台になっているが、安心できるほどの受け皿が整っていないことへの心配が大きい。(2件) ・視覚障害者でも働く場所があるでしょうか。母子2名の生活ですが、母亡き後のことが一番心配です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にとって、親亡き後、仕事もできて安心して暮らしていけるような施設がない。(作って欲しい。) ・親亡き後の入所施設がない。施設を市内の交通の便の良い所に作ってほしい。高齢者の施設はいろいろあるが、それ以前の年齢の人の受け入れる施設がない。もっと近代的な器具等を取り入れたリハビリ施設をつくっていただきたい。
	2 高齢者や障害者、子どもが交流できる場の拡大・充実 (再掲:A- -4)	<ul style="list-style-type: none"> ・私の住んでいるところは、高齢化が進み、一人暮らしの老人が増え、自治会では、高齢者のボケ予防も兼ねてお楽しみ会を月2回開いているが、何の援助もない。 ・地域活動にもっと補助金を出してもらえると、より活動が豊かに展開できる。 ・福祉施設との交流活動を活発にしていこうと考えるが、該当施設での児童の受け入れ体制が不十分なところがある。 	
福祉施設の充実	3 在宅介護支援センター、障害者支援センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援センターの支援は不可欠であるが職員数が少ない、より充実させるために、職員の増員をお願いしたい。また、支援センター内に離職者のための作業場、あるいは独自に作業所内にそうした受け入れ態勢があると、もっと就労に向けて外に出そうと、障害者の親も努力するはずである。 	
	4 公立や法人の社会福祉施設の地域福祉拠点化への展開		<ul style="list-style-type: none"> ・食べる、寝るだけの暮らしから、生きる意欲、楽しみのある暮らしにするには、施設だけのレクリエーションでは限界があり、外の支援の仕組みとの連携が不可欠である。
その他			
福祉施設の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児・者の通所施設や作業施設が足りない。 ・松原学園は市のはずれに設置されており、施設関係者からは、10年以上前から、できるだけ市街地に近い所への建替え要望が出されているにも関わらず、全く改善されていない。 ・産婦人科が地域にないため、東京都まで通い出産した。交通費など出費が多かった。 ・老人いこいの家が近くにない。(1件) 	

施策	目標基準	問題状況	要望
		<ul style="list-style-type: none"> ・老後(動けなくなった時)の心配が一番気になるのは、特別養護老人ホームが少ない。 ・世帯数が多い自治会だが、近くに幼稚園や保育園がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に身体障害者のショートステイ施設も、療護の施設もない。福祉の拠点として、総合福祉センターの建設を要望する。 ・高齢者や障害者が安全で安心して社会参加できるまちづくりのため、地域の支援拠点の増設、支援する人の増員が必要である。
自然環境と利便性		<ul style="list-style-type: none"> ・近くのケヤキの木の通りも丸坊主になり、しばらく葉がでるまでは悲しい思いをした。 ・公園や広場に公衆トイレが設置されていない。 ・市街化調整区域の本下水問題がある。 ・排水溝が大雨の時にあふれ、道路沿いに低所へ流れ込み、住宅地への不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境が不整備である。むさし野の自然が失われている。自然を残してほしい。
住環境の改善		<ul style="list-style-type: none"> ・東所沢に住んで25年。市が区画整理した地域なので将来も安心して生活できる場所として引っ越してきたが、今2丁目では14階建てのマンションの工事が進んでおり、一戸建ての住宅への影響が心配。旧市役所近くでずっと過ごしてきた知人が高層ビルの谷間の生活に我慢できなくなり、民間が開発した戸建住宅分譲地に引っ越した。 ・飛行機の音がうるさい時が多い。(最近はやも) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東川沿いに15階建てのマンションが建設中だが、反対運動へ参加しないことで、批判や中傷を受けており、とても生活し難い。行政として環境基準を満たしているのであれば、個人レベルの問題も起こることも想定して対応できるよう、お願いしたい。
市民との協働～役割分担の明確化			<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策全てに企画の段階から市民(障害者を必ず含む)を入れていただきたい。 ・他の関連機関との連携を充実し、行政事業や助成事業の展開をしてほしい。 ・高齢者に関する施設が多いので、もっと連携をとっていけば、利用者と働く側、双方にとって良くなると思う。 ・分野別の対応で、同じことを別々に対応している。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加が進むにつれて、各種の審議会や懇話会に多くの市民が参加するのは喜ばしいが、選出を誤ると底の浅いものに変質する危険性がある。 	

市民意識調査結果のまとめ
(一般市民アンケート)

種類	配付数	回収数	回収率
高齢者	1,000	738	73.8
18歳～65歳未満男女	1,000	487	48.7
障害をお持ちの方	1,036	657	63.4
合計	3,036	1,882	62.0

(一般市民(子ども)アンケート)

種類	配付数	回収数	回収率
子ども(小学6年生)	264	264	100.0
子ども(中学2年生)	248	248	100.0
子ども(高校2年生)	160	151	94.4
合計	672	663	98.7

(市民団体アンケート)

種類	配付数	回収数	回収率
自治会(区)長	125	113	90.4
民生委員・児童委員	280	274	97.9
ボランティア・NPO会員	200	148	74.0
合計	605	535	88.4

(関係機関・施設アンケート)

種類	配付数	回収数	回収率
社会福祉協議会職員	30	25	83.3
シルバー人材センター職員	7	7	100.0
高齢者施設職員	100	72	72.0
障害者施設職員	41	23	56.1
児童福祉施設職員	27	27	100.0
在宅介護支援センター職員	14	13	92.9
学校長(小・中・高)	55	53	96.4
合計	274	220	80.3

	配付数	回収数	回収率
総計	4,587	3,300	71.9

1 市民の暮らしの現状

(1) 市民や市民団体の地域での暮らし

日常生活の相談や助け合いへのニーズは、市民に共通してみられる。地域活動やボランティア活動は、「交流の場」とするとともに、「仲間づくり」の場。

自治会では、地域安全防犯や行政の情報伝達、レクリエーションの活動が主である。

ボランティア・NPOでは、高齢者支援、障害者支援、子育て支援等の活動が主である。

(2) 市民の健康についての意識

「バランスの取れた食事」は、世代を越えて、健康づくりの基本と考えられている。

高齢者になると「病気の予防」や「健康状態のチェック」などへの関心が高く、「健康づくり」への情報ニーズが低い傾向にある。

(3) 子ども達の家族との関係

小学生、中学生、高校生とも家族でとる食事が減っていることがわかる。理由としては小学生では「父親の帰りが遅い」、中学生では「塾の帰りが遅い」、高校生では「クラブ活動で食事の時間が合わない」という理由が多いのが特徴である。

家庭において親からの傷つく言葉や体罰の経験は、中学生にその割合が高い。

(4) 子ども達の休日や放課後等の過ごし方

学齢を問わず、「友人と家庭」が子どもの拠り所となっているといえる。

所沢の気に入っている場所：航空公園、プロペ通り、川、学校、自宅
無目的で遊べたり友人と集まれる居場所へのニーズがうかがえる。
ボランティア体験への意向は、高校生について、その割合が高い。

(5) 市民の情報入手方法や、不足している情報

市の広報や行政機関など公的な情報が中心的な役割を担い、高齢者では、自治会や民生委員の役割も小さくない。

障害者では、福祉施設や、インターネットの活用も見られる。障害者では雇用情報や社会参加情報へのニーズも高い事が特徴である。

(6) 地域の市民活動の把握状況(関係機関・施設)

地域の在宅介護支援センターや小学校では、他団体活動の積極的な情報収集を行っている。

高齢者施設、障害者施設、児童施設等では、他団体活動の状況については把握していないが、今後の連携意向はある。

(7) 活動のための情報収集や外部への情報提供について(市民団体)

(情報収集)

民生委員・児童委員や、ボランティア・NPOでは、「定例的な集まりの場」が主要な役割

自治会では、「回覧」や「班長役員を通じて」など、個から個への情報のやりとりが特徴(情報発信)

ボランティアでは、「定例会」の場や、「通知」「会報紙」が主たる手段である。

自治会では、情報収集の場合と同様、「回覧」や「班長・役員を通じて」が主たる方法

2 地域の暮らしの課題

(1) 地域の生活課題について(市民活動団体・関係機関や施設)

高齢者に関する課題、道路や施設づくりなどの基盤整備の課題として認識されている。

高齢者では「一人暮らしの不安」や、「外出や買い物ができない」ことが課題

食事の提供や、見守りにより生活の質がある程度維持されることから、「地域を巻き込んだ生活支援システム」づくりが必要である。

自宅内ではある程度自立している人が、自立の度合いを維持するためには、外出支援などの外的刺激をもたらす手段の充実が必要である。

食べる、寝るだけの暮らしから、生きる意欲、楽しみのある暮らしにするには、施設だけのレクリエーションでは限界があり、外の支援の仕組みとの連携が不可欠。

18～65歳未満男女では「子育て・育児の不安」が主要な項目としてあげられている。

自治会では、高齢化に伴い町の活力が低下しており、道路や交通事情の問題が切実。

民生委員では、ひきこもりなどの高齢者支援とともに、子育て世帯の問題にも注目。

ボランティアグループでは、今後、異なるテーマを行うグループ同士の連携や、男性、若者の参加が課題。

(2) 子どもの生活課題（関係機関・施設）

親の生活習慣の変化、労働時間の問題などで子ども達の生活リズムが乱れている。

子育てについて、育児不安、ストレスを感じている保護者が増加。地域全体の人々が互いに学び合えるような親密な人間関係を結べる取り組みが必要。

教育の現場では、家庭教育の場としての機能も求められている。

アレルギー、偏食、朝食を取らずに登校するなど、子どもの健康面での問題が増大。

勉強は、子ども達の共通の悩みとなっている。

小学生では「いじめ」中学生では「勉強」高校生では「進路」「友達」や「学校生活」が悩み

困りごとの相談相手は、友達と母親が主

子どもの年齢が上がるに連れ、母親への依存度が減少し、友達や自分自身で解決する割合が増加している。

3 課題への取り組み

(1) 支え合う地域づくりに必要なこと（一般市民）

「地域の様々なニーズ情報があること」

「活動や人と知り合う場があること」

(2) 支え合う地域づくりへの新たな役割認識 (市民団体)

自治会では「交流の機会づくり」や、「民生委員との連携強化」

民生委員・児童委員では「相談活動の充実」、ボランティアは「生きがいづくりの場や提供」(孤立しやすい人への支援策)

民生委員・児童委員やボランティアを中心に取り組みがみられる。

自治会では、民生委員・児童委員との連携を図る、高齢者の交流会の回数を増やす

民生委員・児童委員では、話し相手や、訪問回数の増加

ボランティアでは、交流イベントの開催

(3) 他の福祉団体や機関との連携の意向 (市民団体)

自治会では、他団体の活動状況をあまり把握していないが、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携により福祉支援を強化したいと考えている。

ボランティア団体では、グループ同士の連携や、異なる分野のグループとの横断的連携によるまちづくりに対応できる体制づくりが模索されている。

(例 : 配食サービスグループに移動支援グループが配達サービスを支援するなど)

(4) 関係機関や施設が今後担うべき役割 (関係機関施設)

社会福祉協議会は、「福祉コミュニティづくりの中心的推進役」

福祉施設は、「施設と地域のつながりの強化を通じた利用者の自立と社会参加の促進」

在宅介護支援センターでは、「専門施設としての市民への情報提供・相談活動」

学校では、「ボランティア活動の奨励」や「民生委員・児童委員との連携」「地域交流の機会づくり」

(5) 今後連携を強めたい団体とその内容 (関係機関・施設)

高齢者福祉施設

ボランティア団体や他施設との連携

音楽療法の導入、地域ボランティアとの連携、施設関係者とのフォーラム等の情報交換等

在宅介護支援センター

自治会、地域ボランティアグループ、民生委員・児童委員との連携

地域における支援ネットワークづくり、要援護老人の把握、外出支援の充実等

障害者福祉施設

ボランティア団体、就労支援センター、地域在住市民との連携

人材確保、就労支援の充実、障害者の自立支援

児童福祉施設

障害者施設、老人施設、地域組織との連携

多様な世代間交流、地域交流の強化

学校

地域との連携強化の動き、多様な分野の様々な団体との連携

総合学習の導入を受け、福祉教育、国際理解、環境問題などのテーマへの取組み

所沢市の現状

1 地域特性

所沢市は、首都圏30km圏の埼玉県南西部に位置しています。市域は東西約15.6km、南北約9.1kmにわたっており、面積は71.99km²で、埼玉県の約1.9%を占めています。

表 1 - 1 面積・広さ

面積	71.99 km ² (7,199 ha)
位置	東端 東経 139° 33'
	西端 東経 139° 22'
	南端 北緯 35° 45'
	北端 北緯 35° 50'
広さ	東西 15.6 km
	南北 9.1 km
標高	最高 170.0 m
	最低 15.2 m
	平均 80.0 m

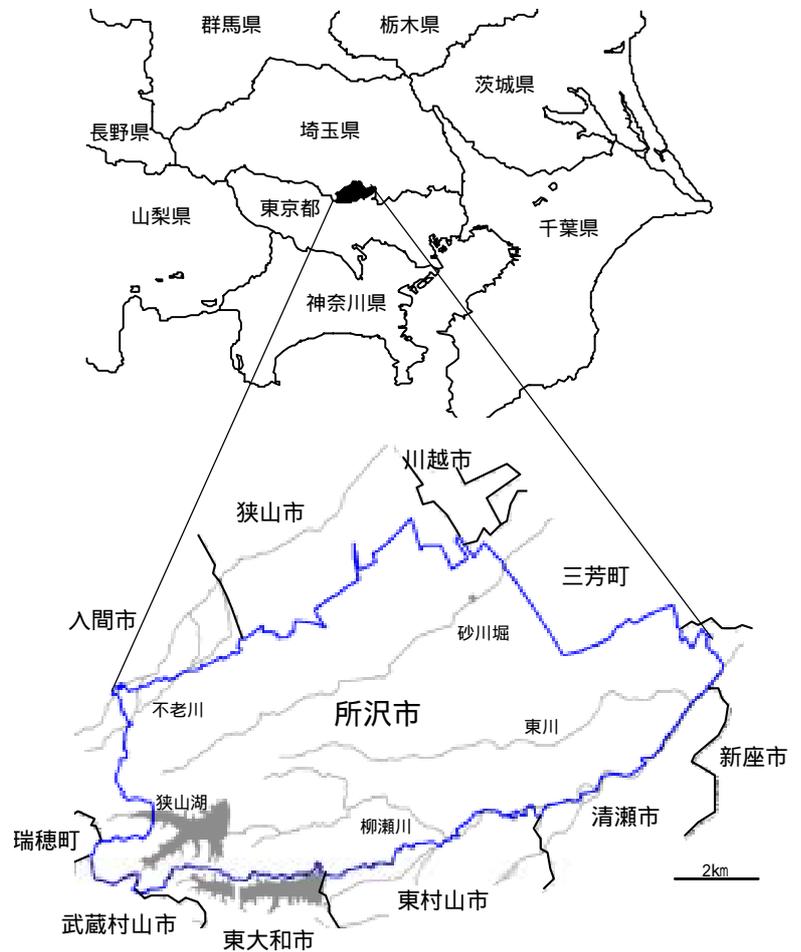


図 1-1 所沢市の位置

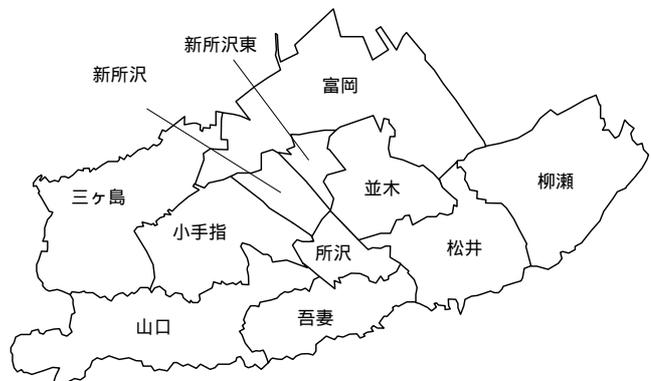


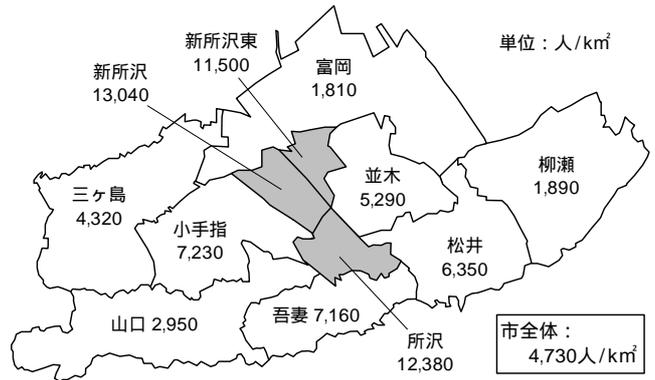
図 1-2 所沢市の地区

(1) 人口

2004 (平成16)年12月末日現在の人口は33.7万人となっています。人口の伸びは近年鈍化しているものの、今後も増加していくものと見込まれています。

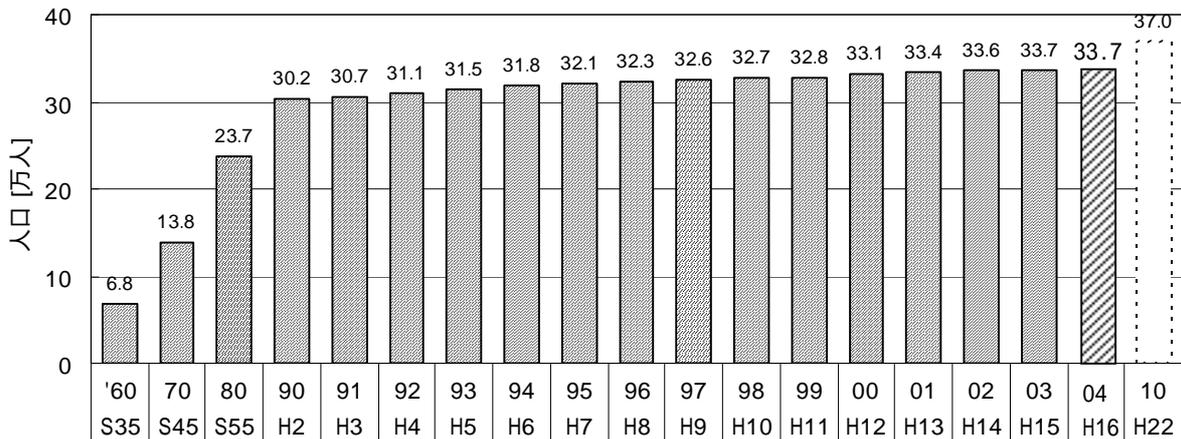
市域の人口密度は1 km²当たり約4,730人であり、新所沢地区、所沢地区、新所沢東地区は1 km²当たり11,000人以上の高密度な地域となっています。

年齢構成別の人口は、高齢者が増え、20才未満の子どもが減少しており高齢化が進んでいます。



注 地区別の面積：地図から推計(公式の面積ではない)
人口：平成14年12月末日現在

図2-1 地区別の人口密度



出典：平成14年までの人口 所沢市統計書(平成15[2003]年は速報値)
平成22年の将来人口 第4次所沢市総合計画(2001~2010)

図2-2 人口の推移 (各年12月末日現在)

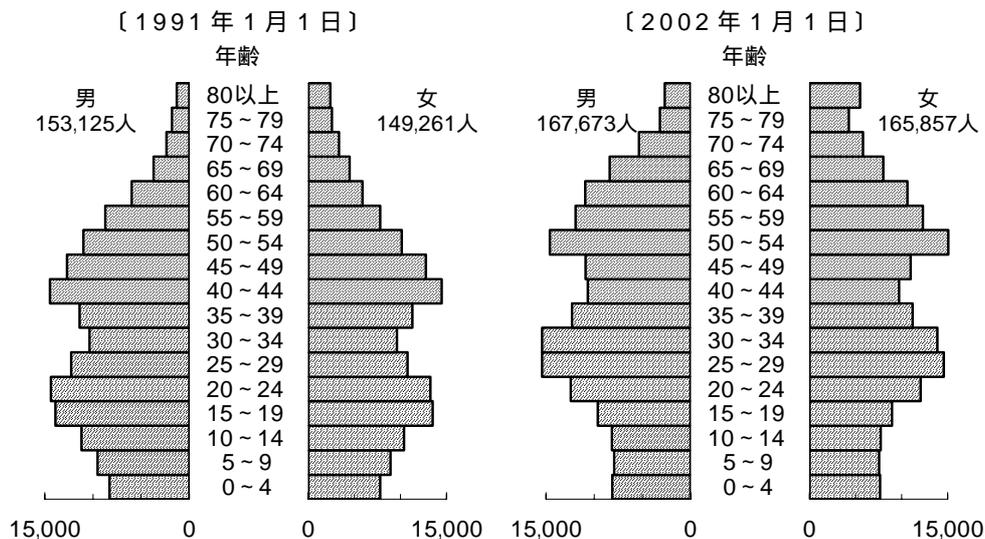


図2-3 年齢別人口 (1991年と2002年)

(2) 世帯数と世帯構成

2004 (平成16)年12月末日現在の世帯数は、13.6万世帯、平均世帯人数は、2.48人となっています。平均世帯人数は年々減少しており、世帯の少人数化が進んでいます。

2000 (平成12)年10月1日現在の家族類型別の世帯数は、子どものいる核家族が57,664世帯と最も多くなっていますが、全体に占める割合は年々減少しています。これは、単身世帯や夫婦のみの核家族の世帯数が大きく伸びているためです。

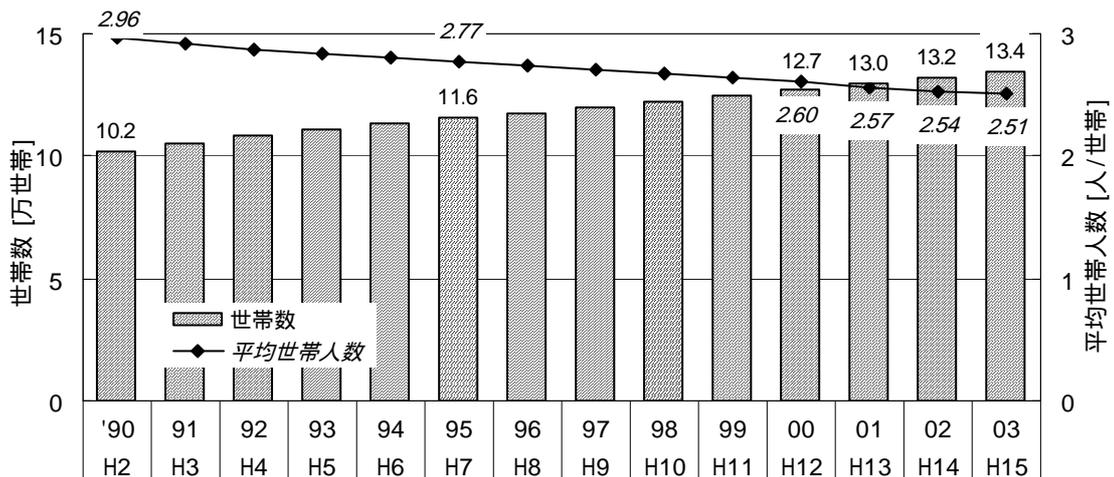


図2-4 世帯数と平均世帯人数の推移 (各年12月末日現在)

注 平成15[2003]年は速報値

出典：所沢市統計書 (平成14年版)

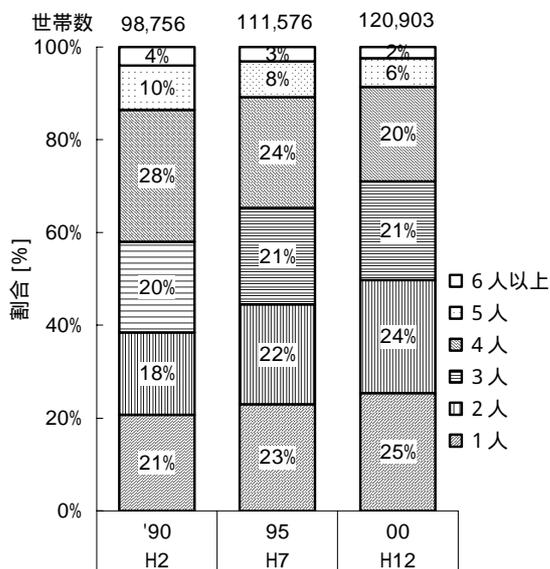


図2-5 家族人数別の世帯数の割合の推移

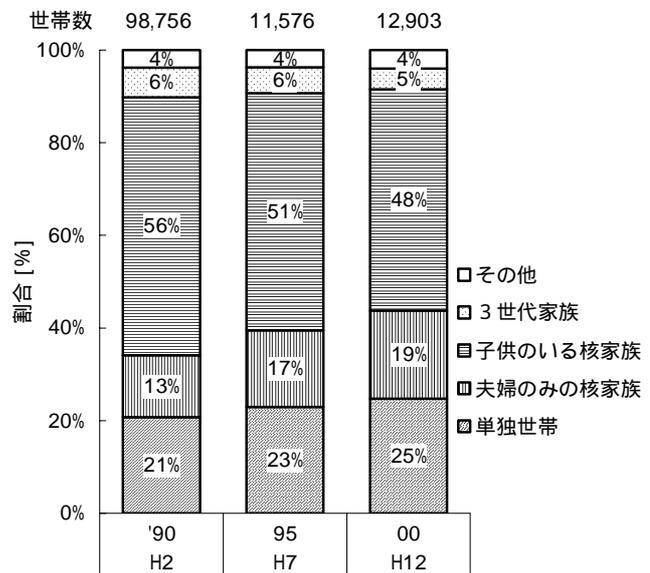


図2-6 家族類型別の世帯数の割合の推移

出典：所沢市統計書 (平成3年版～平成13年版) に示される国勢調査の結果

家族類型：16区分を次のようにまとめた

「子どものいる核家族」とは、「夫婦と子ども」、「男親と子ども」、「女親と子ども」の3区分の合計

「3世代家族」とは、「夫婦、子どもと両親」、「夫婦、子どもと片親」の2区分の合計

「その他」は、上記5区分と「夫婦のみ」、「単身世帯」を除く9区分の合計

(3) 外国人登録者数

< 地区別登録者数 >

地 区	平成13年			平成14年			平成15年		
	登録者数			登録者数			登録者数		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
並 木	185	229	414	187	239	426	181	219	400
所 沢	148	164	312	162	189	351	178	224	402
新所沢	100	118	218	108	145	253	129	151	280
新所沢東	84	143	227	81	158	239	88	184	272
松 井	121	150	271	133	168	301	134	167	301
吾 妻	148	178	326	186	192	378	190	188	378
山 口	76	126	202	70	121	191	79	127	206
小手指	145	171	316	163	185	348	162	206	368
富 岡	88	88	176	80	83	163	103	87	190
柳 瀬	175	196	371	171	182	353	169	183	352
三ヶ島	89	105	194	101	122	223	102	138	240
総 数	1,359	1,668	3,027	1,442	1,784	3,226	1,515	1,874	3,389

表 2-1 地区別年度別登録者の推移(各年12月末日現在) 出典:所沢市統計書(平成15年版)

< 国籍別登録者数 >

表 2-2 国籍別年度別登録者の推移(各年12月末日現在) 出典:所沢市統計書(平成15年版)

国 籍	平成13年			平成14年			平成15年		
	登録者数			登録者数			登録者数		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
ブラジル	297	260	557	260	231	491	267	241	508
中 国	274	469	7443	300	530	830	314	574	888
イラン	38	6	44	42	5	47	40	3	43
韓国・朝鮮	288	391	679	324	406	730	325	400	725
パキスタ ン	50	2	52	46	2	48	46	2	48
ペルー	19	16	35	17	20	37	16	16	32
フィリピ ン	24	251	275	55	276	331	78	321	399
タ イ	7	29	36	7	35	42	8	45	53
米 国	88	64	152	99	66	165	99	56	155
その他	272	178	450	291	211	502	321	216	537
無国籍	2	2	4	1	2	3	1	0	1
総 数	1,359	1,668	3,027	1,442	1,784	3,226	1,515	1,874	3,389

3 都市基盤

(1) 土地利用

土地利用

市の面積の半分以上が宅地と畑です。用途指定地域は、市域全体の約30% (2,896.5 ha) で、用途の内訳は、住居専用地域が大半を占めています。

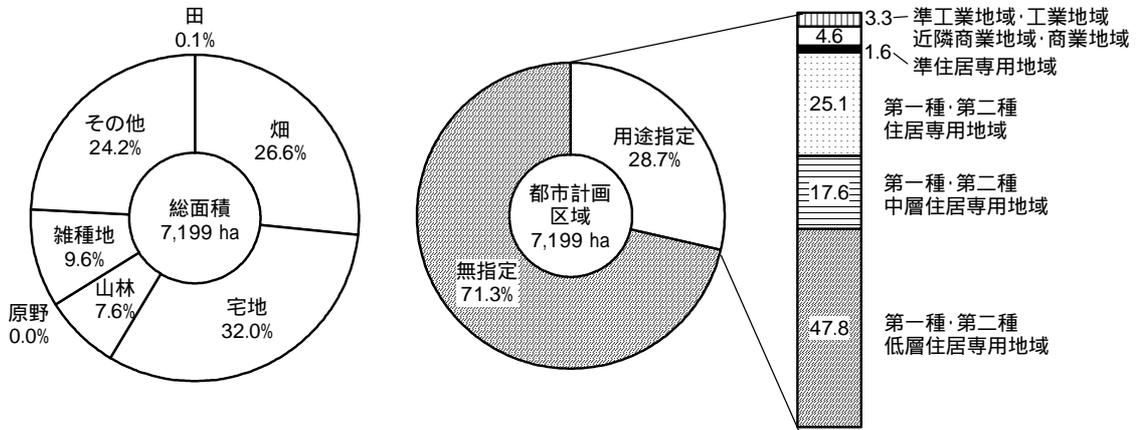


図 3-1 地目別土地面積と用途地域別面積

出典：所沢市統計書

緑地の分布

本市の平成 8 (1996) 年末の緑被状況は、市街化区域で約20%、市街化調整区域で約66%、全体では約48%となっています。

区域の面積と緑被の状況平成 8 年 (1996) 末

- ・市街化区域 (2,784ha) : 19.8%
- ・市街化調整区域 (4,400ha) : 66.0%
- ・市域全体 (7,184ha) : 48.1%

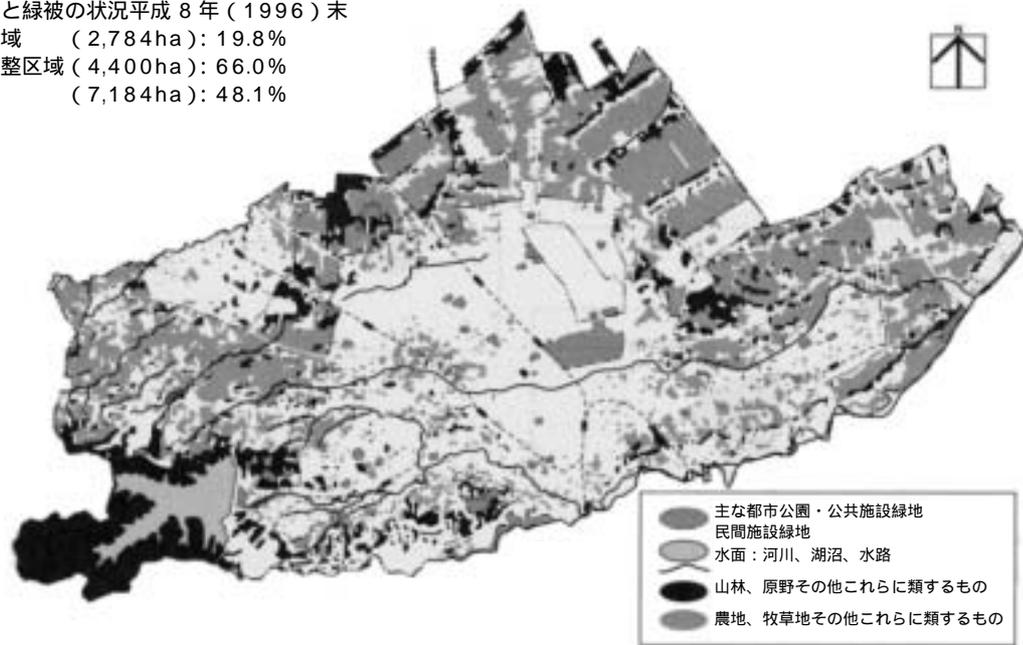


図 3-2 所沢市の緑地の分布

出典：所沢市緑の基本計画、平成 10(1998)年

(2) 産業構造

平成12(2000)年の就業者数は約16万人であり、平成7(1995)年からそれほど増加していません。就業者の内訳では、産業部門に相当する第1次産業就業者、第2次産業就業者の割合が年々減少しており、第3次産業就業者の割合が増加しています。平成12(2000)年の就業者数の割合は、第1次産業が1.6%、第2次産業が24.4%、第3次産業が71.1%となっています。

第1次産業就業者のほぼ全てが農業であり、就業者の高齢化が目立ちます。第2次産業では鉱業はほとんどないため、ほぼ全てが建設業と製造業に就業しています。

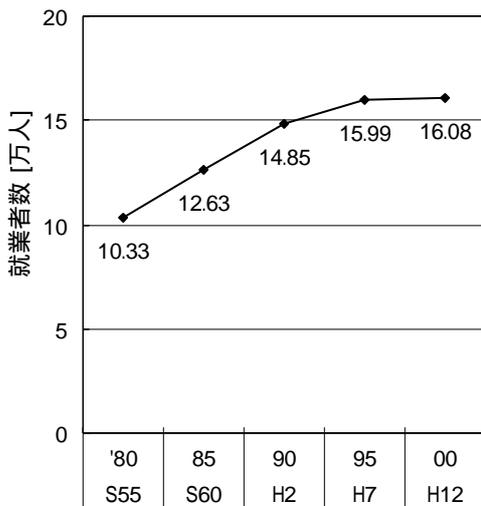


図3-3 就業者数の推移

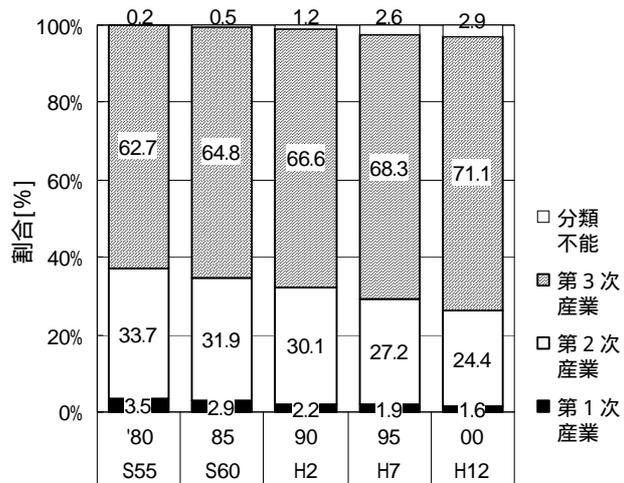


図3-4 産業構造別就業者数の割合の推移

出典(図2.3.1～図2.3.4): 所沢市統計書(国勢調査の結果)

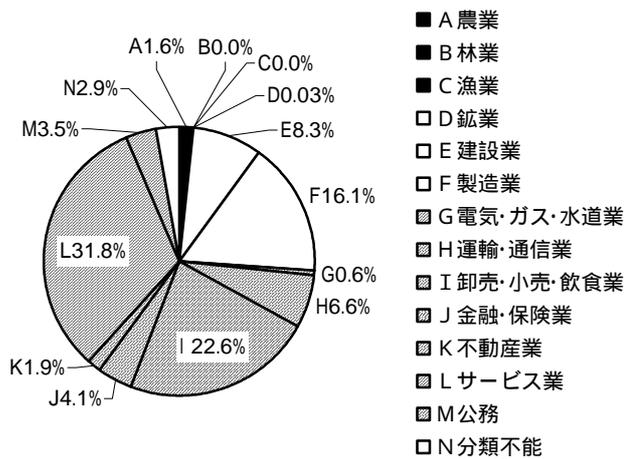


図3-5 産業大分類別の就業者の割合
平成12(2000)年10月1日現在

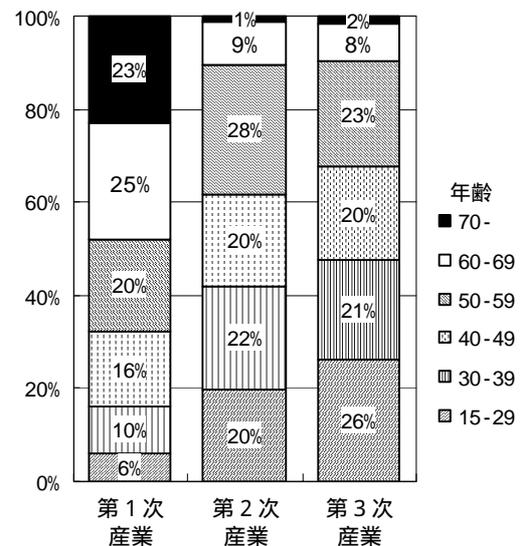


図3-6 産業構造別就業者の年齢構成の推移
平成12(2000)年10月1日現在

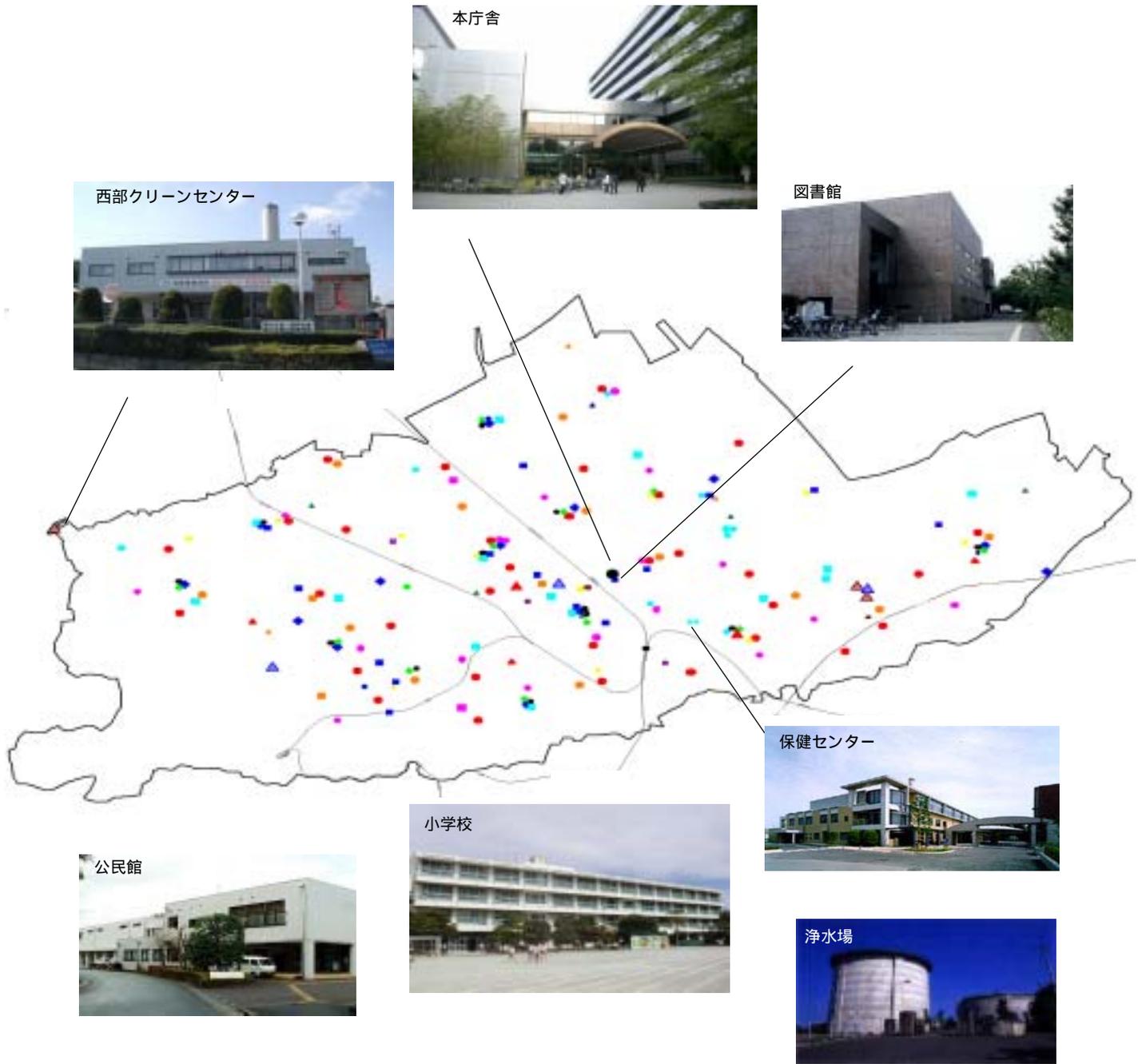
(3) 市の施設

市の施設は、本庁舎をはじめとし、図書館、小中学校、公民館など 140 以上の施設があります。今後の市の施設整備は、改修・増改築が主となりますが、旧庁舎跡地、工場跡地における市街地整備事業の検討も進められています。

表 3-1 市の施設

用途	施設名
庁舎・出張所等	本庁舎 松井出張所 富岡出張所 小手指出張所 山口出張所 吾妻出張所 柳瀬出張所 三ヶ島出張所 新所沢出張所 新所沢東出張所 所沢出張所 狭山ヶ丘サービスコーナー 所沢駅サービスコーナー 消費生活センター
公民館	中央公民館 小手指公民館 小手指公民館分館 吾妻公民館 柳瀬公民館 松井公民館 富岡公民館 新所沢公民館 新所沢東公民館 山口公民館 三ヶ島公民館 並木公民館
児童館	ひばり児童館 こばと児童館 つばめ児童館 つばき児童館 すみれ児童館 さくら児童館 わかば児童館 まつば児童館 みどり児童館 やなぎ児童館 ひかり児童館
文化施設等	市民文化センター 文化会館 男女共同参画推進センターふらっと 教育センター視聴覚センター 生涯学習センター 埋蔵文化財調査センター 狭山ヶ丘コミュニティセンター 新所沢コミュニティセンター 中富南コミュニティセンター
図書館	所沢図書館 所沢分館 椿峰分館 狭山ヶ丘分館 富岡分館 吾妻分館 柳瀬分館
老人福祉センター	うしぬま荘 あづま荘 さやまがおか荘 緑寿荘
老人憩の家	さくら荘 とめの里 峰寿荘 みかじま荘 こてさし荘 やなせ荘 とみおか荘 ところ荘
老人ホーム	老人ホーム亀鶴園 軽費老人ホーム松の郷
知的障害児通園施設	松原学園
保健・医療施設	市民医療センター 保健センター
消防署	中央消防署 西分署 南分署 東消防署 北分署 柳瀬分署
環境関連施設	東部クリーンセンター 西部クリーンセンター 東部収集事務所 浄化センター 配水管理センター 浄水場(4カ所)
保育園	西所沢保育園 西新井保育園 小手指保育園 吾妻保育園 新所沢保育園 富岡保育園 山口保育園 松井保育園 柳瀬保育園 つばみ保育園 所沢保育園 三ヶ島保育園 北所沢保育園 さやまが丘保育園 松郷保育園 山口西保育園 北秋津保育園 中新井保育園 安松保育園 並木保育園
幼稚園	所沢幼稚園 所沢第二幼稚園
小学校	所沢小学校 ^{*給} 明峰小学校 ^{*給} 南小学校 北秋津小学校 荒幡小学校 北小学校 ^{*給} 清進小学校 ^{*給} 伸栄小学校 美原小学校 中新井小学校 並木小学校 並木東小学校 松井小学校 若松小学校 安松小学校 和田小学校 ^{*給} 牛沼小学校 柳瀬小学校 ^{*給} 東所沢小学校 ^{*給} 富岡小学校 西富小学校 中富小学校 小手指小学校 ^{*給} 上新井小学校 北野小学校 北中小学校 山口小学校 泉小学校 椿峰小学校 三ヶ島小学校 若狭小学校 林小学校 宮前小学校
中学校	所沢中学校 向陽中学校 美原中学校 中央中学校 南陵中学校 東中学校 安松中学校 柳瀬中学校 富岡中学校 小手指中学校 北野中学校 山口中学校 上山口中学校 三ヶ島中学校 狭山ヶ丘中学校
学校給食センター	第1学校給食センター 第2学校給食センター 第3学校給食センター
その他	狭山ヶ丘区画整理事務所 第二上新井区画整理事務所 斎場管理事務所

*給：単独校調理方式を採用している（給食室のある）小学校



凡例

庁舎・出張所等
文化施設等
図書館
体育施設

児童館
公民館
老人憩いの家、老人憩の家、老人ホーム
障害者福祉施設
保健・医療施設

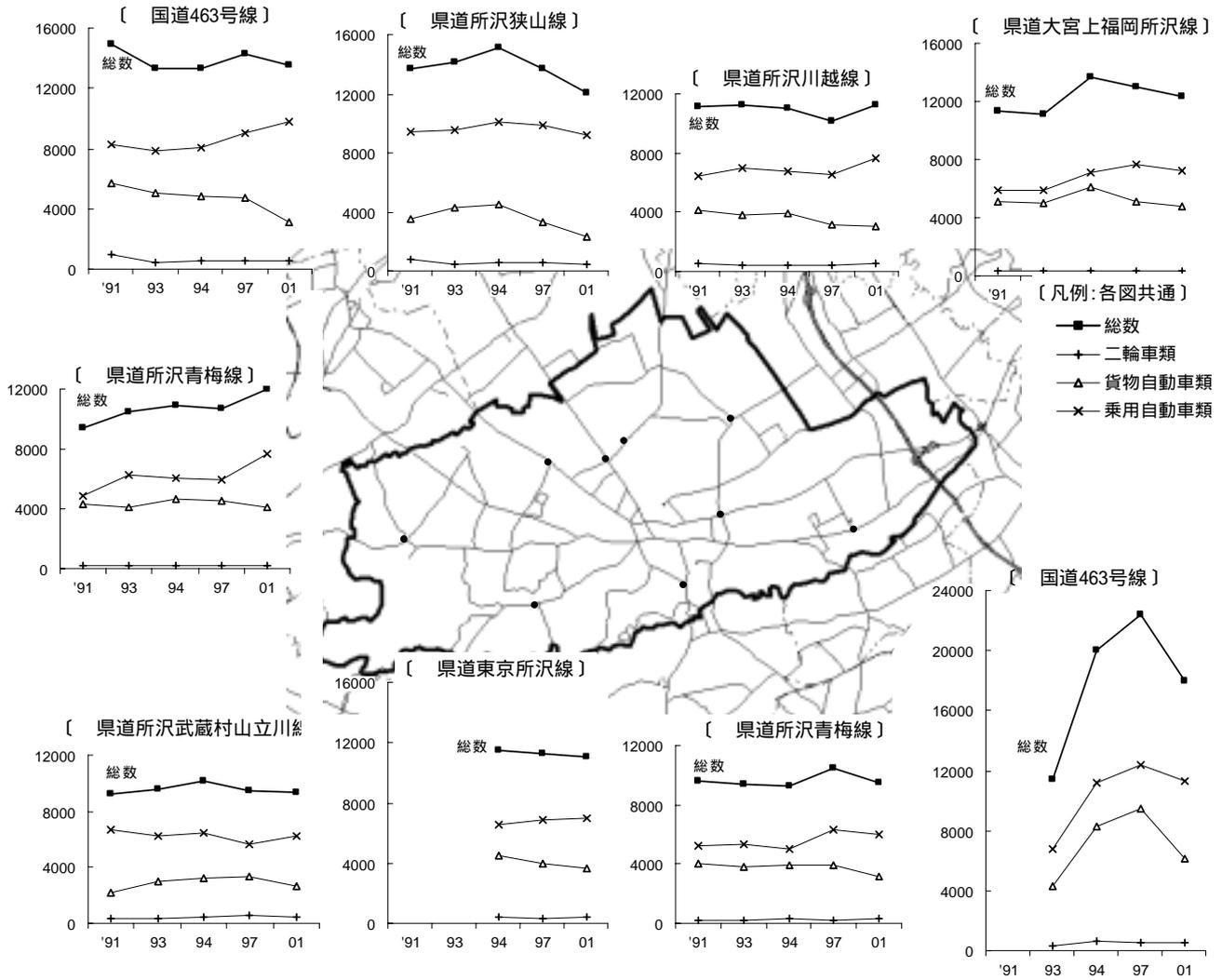
保育園
幼稚園
小学校
中学校
給食センター

上下水道
清掃
消防署
斎場・区画整理事務所

図3-7 所沢市の公共施設

(4) 市内交通量の状況

市内の道路網としては、市道のほか、関越自動車道や一般国道、県道が、市街地を中心に放射状に整備されています。主要路線毎の交通量は、平成3(1991)年から平成13(2001)年の調査日で大幅な変化は見られませんが、平成6(1994)年以降、貨物自動車の交通量が若干減少し、乗用車が増加している傾向です。



県道所沢青梅線：東所沢駅入り口西側
 県道所沢青梅線：三ヶ島農協西側
 国道463号線：小手指陸橋北交差点西側
 国道463号線：東新井町交差点東側
 県道大宮上福岡所沢線：松下交差点南側

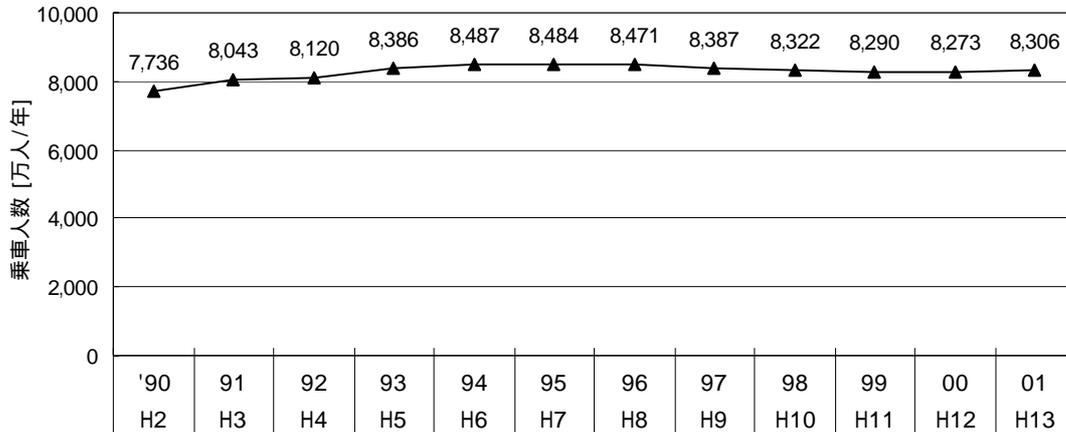
県道東京所沢線：東住吉交差点西側
 県道所沢武蔵村山立川線：山口城址東側
 県道所沢狭山線：緑町4丁目交差点西側
 県道所沢川越線：北所沢町交差点東側

図 3-8 市内交通量（調査日の午前7時から午後7時までの通過台数）の推移

(5) 公共交通機関の利用状況

鉄道

市内の鉄道網は西武鉄道が3路線とJR東日本の1路線があります。鉄道駅の乗車人数はほぼ横ばいで推移しており、平成14(2002)年度の市内鉄道駅(秋津駅、新秋津駅も含む)の乗車人数は年間8,362万人となっています。



注 鉄道駅： 所沢、新所沢、航空公園、西所沢、下山口、西武球場前、
 小手指、狭山ヶ丘、東所沢、秋津(市外)、新秋津(市外)
 乗車人数： 統計書に示される1日平均の乗車人数を365日倍した値

図3-9 鉄道駅からの年間乗車人数の推移

出典：所沢市統計書



図3-10 鉄道駅の乗車人数(平成14(2002)年度の1日平均)

出典：所沢市統計書

バス

西武バスの年間乗客数は、平成2(1990)年度から平成11(1999)年度まで減少していましたが、その後はほぼ横ばいとなっており、平成14(2002)年度の年間乗客数は1,137万人となっています。

市は交通不便地域の解消と、高齢者や障害者等の交通弱者の足の確保を目的として、市内循環バス(ところバス)を東西南北の4路線で運行しています。平成14(2002)年度には25.2万人の利用がありました。

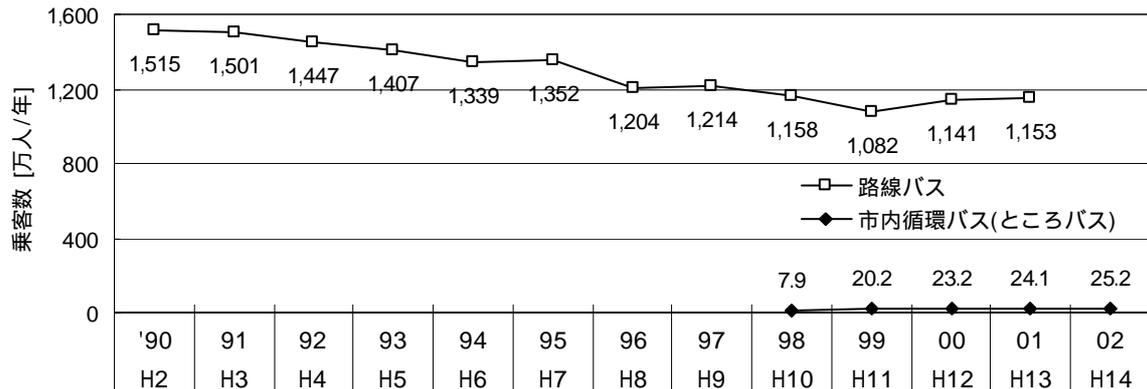


図3-11 路線バス(西武バス)と市内循環バスの年間乗客数の推移 出典：所沢市統計書
表3-2 バスの路線<平成14(2002)年度>

起点	経由	終点	起点	経由	終点
所沢駅西口	上福岡	大宮駅西口	所沢駅東口	跡見女子大	志木駅南口
	上福岡	八軒家		航空公園駅	エステシティ所沢
	大六天	椿峰ニュータウン		こぶし団地入口	航空公園駅
	大六天	早稲田大学		安松	清瀬駅北口
	所沢東高校入口	鶴瀬駅西口		所沢車検場	エステシティ所沢
	航空公園駅	並木通り団地		安松	東所沢駅
	松が丘中央	西武園駅		東所沢駅	エステシティ所沢
	松が丘中央	西武園ゆうえんち		全生園	清瀬駅南口
新所沢駅西口	~	秋草学園高校	新所沢駅東口	~	所沢ニュータウン
	下富	西武フラワーヒル		上赤坂	本川越駅
	秋草学園高校	西武フラワーヒル		並木通り団地	航空公園駅
				所沢ニュータウン(深夜)	
航空公園駅	~	エステシティ所沢	小手指駅南口	~	早稲田大学
	所沢市役所	並木通り団地		狭山ヶ丘駅	箱根ヶ崎駅
	所沢ニュータウン	並木通り団地(深夜)		狭山ヶ丘駅	宮寺西
				国立西埼玉病院	狭山ヶ丘駅
				大六天	宮寺西
		大六天		金子駅入口	
		~		椿峰ニュータウン	

出典：所沢市統計書

(6) 廃棄物処理

平成2(1990)年度からのごみ総量(可燃物と不燃物類の合計)は、やや増加傾向であり、平成14(2002)年度の総量は12万7000tとなっています。同様に、平成12(2000)年度の市民1人当たりのごみ総量は370kgであり、平成2(1990)年度の6.3%増となっています。

家庭ごみについては、8分別が実施されており、約2割のごみが資源回収されています。

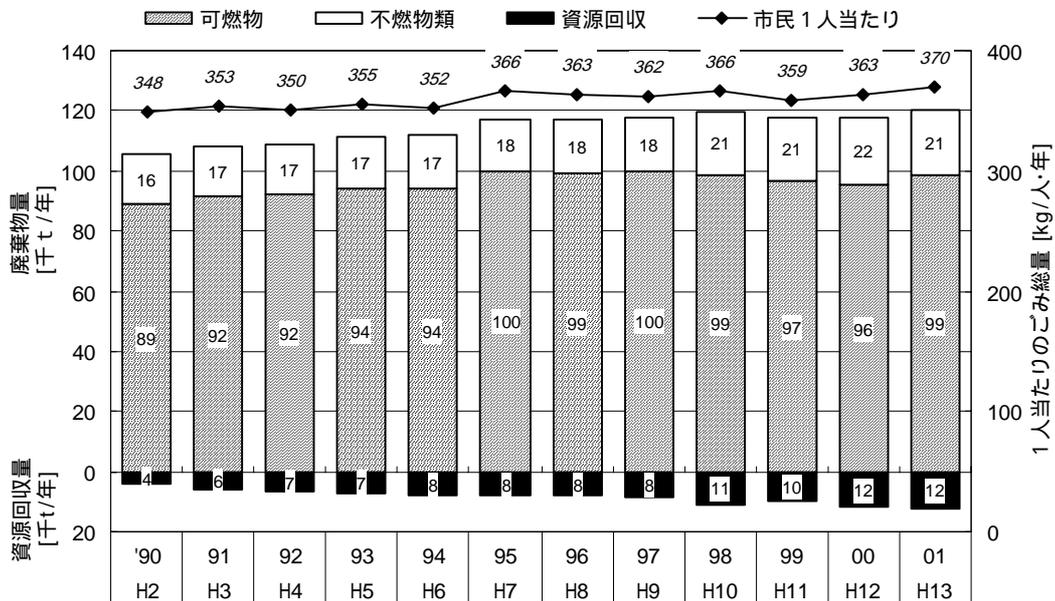


図3-12 廃棄物量と資源回収量の推移 (各年度) 出典：所沢市統計書

表3-3 所沢市における家庭ごみの分別 (8区分)

区分	主なもの	収集頻度
燃やせるごみ	台所のごみ、小枝、衣類、食用油 等	週2回
段ボールごみ・新聞紙・雑誌	段ボールごみ・新聞紙・雑誌	月1回
燃やさないごみ	小型家電製品、セトモノ・ガラス、アルミホイル、塩ビラップフィルム、電球、革製品、はきもの、玩具 等	月2回
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計・温度計、乾電池 等	週1回
プラスチックごみ	発砲スチロール製品、食品容器、カップ麺の容器 等	
ペットボトル	飲料用・しょうゆ用のみ	
びん・かん	びん、かん、スプレー缶 等	月2回
粗大ごみ	大型家具、自転車・バイク、ふとん、カーペット 等	申込制

表3-4 所沢市の清掃事業所の能力

施設名	焼却施設	その他施設
西部クリーンセンター	准連続燃焼式流動床炉：148t/16h (49t/16h×2炉、50t/16h×1炉)	プラスチックリサイクル施設 ¹ ：20t/5h
東部クリーンセンター ²	全連続燃焼式：230t/日 (115t/日×2炉)	灰熔融施設 60t/日(30t/日×2炉) リサイクルプラザ 88t/5h

*1 プラスチックリサイクル施設：平成15(2003)年7月より稼働開始
 *2 東部クリーンセンター：平成15(2003)年4月より稼働開始

4 地域組織

(1) コミュニティ

市におけるコミュニティの状況

本市では、自治会、町内会など従来からの地域組織によるコミュニティ活動が行われてきました。近年、社会・経済情勢やライフスタイルの変化により、各地域で各種サークルやボランティア、NPO 組織による福祉、環境、教育等のさまざまな社会貢献活動も活発に展開されています。

地区名	自治会・町内会数	地区名	自治会・町内会数
並木	21	柳瀬	26
松井	45	三ヶ島	17
富岡	18	新所沢	16
小手指	69	新所沢東	8
山口	38	所沢	14
吾妻	11	計	283

表 4-1 自治会の活動(自治会数) 【平成16(2004)年3月末現在】

ボランティア団体の活動状況

ボランティア活動は盛んで、多くの女性が多様な活動に携わっているほか、最近では、定年をむかえた元気な男性が地域で活躍しはじめています。

分類	登録数
高齢者関連	19
障害者関連	11
高齢者・障害者関連	11
児童関連	2
その他	6

表 4-2 ボランティアセンター登録団体数 【平成16(2004)年1月末現在】

市内に主たる事務所を持つ NPO 法人の活動状況

分類	登録数
子どもの健全育成に関するもの	4
環境保全に関するもの	7
保健・医療・福祉に関するもの	6
国際協力に関するもの	2
文化・芸術に関するもの	1
計	20

表 4-3 【平成16(2004)年11月末現在】

(2) 民生委員・児童委員

市内には、民生委員法により厚生・労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が481人(定数)おり、支援を必要とする人に、相手の立場にたって相談に応じるとともに、必要な支援を行っています。民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき組織された民生委員・児童委員協議会に属しており、市内には14地区の民生委員・児童委員協議会があります。

表4-4 民生委員・児童委員の活動状況(民生委員・児童委員の数)

【平成16(2004)年12月末現在】

地区名	民生委員・児童委員数	地区名	民生委員・児童委員数
所沢	43	三ヶ島第二	32
松井東	26	小手指第一	40
松井西	29	小手指第二	26
柳瀬	24	山口	39
富岡	32	吾妻	46
新所沢	44	並木	44
新所沢東	27	計	481
三ヶ島第一	29		

用語の解説

1 ノーマライゼーション(3ページ)

高齢者や障害者など、ハンディキャップがあってもごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本的な考え方。

2 ソーシャルインクルージョン(3ページ)

貧困者やホームレス、文化的な相違によって社会的に孤立している日本国籍を有しない住民などを社会から排除された人たちとしてとらえ、そういう人たちも社会の一員として共に生き、支え合う仲間として、誰もが排除されない社会づくりをめざすという考え方。

3 見守りネットワーク(4ページ)

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者やその介護者などの日常生活上の心配ごと、あるいは本人や家族の力だけでは解決できない福祉課題などを近隣の住民や民生委員・児童委員、相談員などが行なう「見守り活動」を通じて早期に発見し、福祉の専門機関などにつなげていくこと。

4 社会福祉協議会(6ページ)

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関、団体によって組織化された民間福祉団体。

5 ネットワーク(9ページ)

コンピュータ用語でよく使うが、この計画書で使うネットワークとは「つながり」のことで、人や組織がつながると、それまでとは違ったことができたり、異なった見方や対応ができるようになるという意味で、大きな効果が期待できる。

6 NPO(16ページ)

ノンプロフィットオーガニゼーション
Non Profit Organization(利潤を分配しない組織)の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれている。

株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の資金とする組織。

7 コミュニティビジネス(17ページ)

地域住民が主体となり、地域が抱える問題や課題を、ビジネスとして継

続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を活性化する、地域密着型事業とよばれるもの。

全国各地では次のような事例が展開されている。

福祉介護（ひとり暮らしのお年寄りのために、お弁当を作って配達する。/ 自宅などを開放して、高齢者のデイサービスを提供する。）

障害者・高齢者生活支援（足腰の弱い人のために買い物や病院などへの送迎を手伝う。）

環境保全（家庭で出る廃油を再生して、石鹸の製造・販売をする。）

食品加工（地域の食材を使ったレストランを経営する。）

商店街の活性化（商店街の空き店舗を利用して、チャレンジショップを運営する。）

伝統工芸・特産品振興（住民グループが、独自の特産品を開発、製造、販売する。）

文化振興（愛好者や市民からお金を集めて、地域に美術館や郷土館などの文化施設をつくる。）

8 バリアフリー（18 ページ）

障害者が建築物を使おうとしたときに邪魔になるさまざまな障碍（しょうがい）を取り除こうという考え方が基本となり、日本では平成7年の「障害者白書」で物質的バリア、制度的バリア、意識のバリア、文化・情報のバリアの4つが課題として指摘された。

9 コミュニティバス（18 ページ）

路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、交通の利便性が低い地域を運行する新しい形の乗合バスの総称。

10 ワークショップ（34 ページ）

ワークとは、「働く、創る」などの意味で、ショップは「場所」を意味する。会議では、出席者が受身で聞くような会議ではなく、全員の知恵を使って結果を出すような「参加型の会議」として実施される。

11 国際規格 ISO14001（37 ページ）

ISO14001 は、大気、水質、土壌などの環境を汚染する物質や廃棄物の発生を抑制し、適正管理するための環境管理システムのことで、国際標

準化機構（ISO）が採用している環境管理システムに基づき、作成している。

12 TMO（タウンマネジメント機関）（42 ページ）

市民、行政、商店街など地域を構成する人々からなり、中心市街地の活性化に取り組む機関のこと。中心市街地活性化法においてもこのタウンマネジメント機関の役割が重視されている。

13 チャレンジショップ（42 ページ）

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援事業のこと。

14 彩の国福祉宣言店・彩の国福祉モデル店（42 ページ）

福祉の輪を広げることを目的として、埼玉県内の各店舗において福祉に関してできることを宣言する店舗に対して「彩の国宣言店」として埼玉県が指定し、さらに、宣言店の中で特色ある店舗については、翌年度、「彩の国福祉モデル店」として、指定する事業のこと。

15 交通バリアフリー基本構想（48 ページ）

バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、国が定めた基本方針に基づき、一定規模（1日の利用者数が5,000人以上）の旅客施設（「特定旅客施設」）を中心とした地区を「重点整備地区」に選定し、その地区内において旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、重点整備地区内のバリアフリー化のための方針などを内容とする「基本構想」を作成することになっており、所沢市では、平成16（2004）年3月、所沢市交通バリアフリー基本構想が策定されている。

16 難聴者用フラットアンテナ（48 ページ）

館内や室内で放送機器を使用する場合、補聴器を装着した人のために、その補聴器の周波数に電波が合うように調整するアンテナのこと。

市民体育館のメインアリーナでは、客席の一部に難聴者用フラットアンテナを埋め込み、補聴器により館内放送が聴こえるようにしている。

17 ハートビル法（48 ページ）

平成2（1990）年、アメリカで、「障害を持つアメリカ人に関する法

律（ADA）」が成立したのをきっかけになって、日本でも建築物のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称ハートビル法）」が平成6（1994）年成立した。

18 国際生活機能分類【ICF：International Classification of Function, Disability and Health】（50ページ）

昭和55（1980）年の国際障害者年に、WHO（国際保健機構）は、「国際疾病分類（ICD）」の補助として国際障害分類（ICIDH）を国際的な統一指針として発表し、その後、様々な活動を通じて社会の中でもお互いを認め共に暮らしていこうというノーマライゼーションの意識が高まってきた。

その結果、対象者の捉え方を人の健康のすべての側面からも把握できるようにするため、抜本的な改定が行われ、2002（平成14）年、国際生活機能分類（ICF）として発表されている。

特に、国際障害分類（ICIDH）の考え方に、その人の健康状態を心身機能とその人の人生や生活の背景にある環境との相互作用によって生まれるという視点が加えられ、環境因子についてもその評価の対象とし、社会のバリアフリーが整備されれば、障害者の社会参加のレベルの向上が図られるという環境要因が加えられている。

19 メンタルフレンド（59ページ）

不登校や引きこもりの子どもの話し相手や遊び相手（メンタルフレンド＝心の友）として、大学生や若い社会人が家庭を訪問し、交流を通して自立支援・相談援助に関する事業を行うこと。

20 ボランティアコーディネーター（60ページ）

「ボランティアに参加する人」と「ボランティアを受けたい人」の間に立ち、調整を行う「つなぐ（需給調整機能）」機能のほかに、ボランティアを育てる（養成・教育機能）、支える（相談援助機能）、そしてボランティア活動の実情を調べる（調査・研究機能）といった役割を担う人をボランティアコーディネーターという。

21 禁治産・準禁治産制度（63ページ）

禁治産制度は、判断能力のない人について、家族の申し立てがあると、裁判所は鑑定をした上で禁治産宣告をしました。この宣告を受けた判断能力のない人を、禁治産者といい、禁治産者には後見人が付けられ、後見人が禁治産者の法律行為を代行していた。

また、申し立てのあった人の中で、症状の軽い人を準禁治産者といって、法律行為の一部が制限され、保佐人が付けられた。

22 成年後見制度（63 ページ）

成年後見制度は、判断能力に障害があったり、判断能力に不安がある人のためのことを考え、身上監護と自己決定・ノーマライゼーションの調和を目的とし、判断能力の不十分な成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法的に保護するための制度。

23 福祉サービス利用援助事業（63 ページ）

一人暮らしの高齢者や障害者、精神障害のある方々が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスについての情報提供や福祉サービス利用手続きのお手伝い、福祉サービス利用料などの支払い、日常的な金銭管理のお手伝いなどをする事業。

24 廃食用油リサイクル事業（66 ページ）

市では、家庭で使用済みの食用油の拠点回収事業を、公共施設 28 ヶ所を利用して、年間 24 回実施している。

回収された廃食用油は、専門業者に引き渡し、そこで軽油代替燃料に再生し、一部の市ごみ収集車両の燃料として利用している。

軽油代替燃料は、硫黄酸化物がほとんど発生することがなく、また軽油と比較した場合には、黒煙、二酸化炭素の発生量が、それぞれ約 1 / 3 , 約 1 / 4 と少なく、ごみ収集車両の運行による環境に与える負荷の軽減に貢献している。

25 フリーマーケット、ガレージセール（66 ページ）

ガレージセールは、アメリカでごく日常的に一般の家庭で、引越や大掃除の時に開かれている不用品バザーのことで、自宅のガレージを使ったことからこう呼ばれている。

また、日常的に行なわれている不用品販売をバックグラウンドとするアメリカでは、自分の家の不用品を車 1 台分積み込んで、公園や広場に集合

し、集団で不用品を販売する「フリーマーケット」や「スワップミート」も盛んに行なわれている。

日本では、今から 22 年程前から、大阪の若者が中心になって、「ガレージセール」「フリーマーケット」という名称で不用品青空市を開催し、個人レベルでの合理的ライフスタイルとして定着してきた。

26 ファミリー・サポート・センター（81 ページ）

ファミリー・サポート・センターは仕事と家庭の両立を応援していくために、少しでも地域で支えていこうという考えのもとに作り出されたシステムで、子どもを一時預かってもらいたいとか、病気などの困ったときに手助けをお願いしたい「依頼会員＝お願い会員」と、子育てや介護を手伝ってあげようという「援助会員＝任せて会員」の応援ネットワーク体制のこと。

この制度は、平成 6 年（1994 年）に労働省（現厚生労働省）が「仕事と育児両立支援特別援助事業」として始めたもので、設置基準は原則として人口 5 万人以上の市町村となっており、運営費には補助金が交付されており、所沢市では、社会福祉協議会が事業を運営している。

27 在宅介護支援センター（85 ページ）

在宅介護支援センターには、「基幹型」と「地域型」の 2 種類がある。「地域型」は、地域内で寝たきりや認知症、1 人暮らし、虚弱などで不安に思ったり、困っている高齢者やその家族に対し、相談に応じたり、各種の医療・保健・福祉サービスが適切に受けられるよう情報提供や保健福祉サービスの利用手続きの受付・代行など総合的な支援を行う機関のこと。「基幹型」は、地域型在宅介護支援センターが地域に密着した活動が行えるように連携し、支援していく機関をいう。

28 地域福祉活動計画（94 ページ）

社会福祉協議会が策定した、生活の基盤である地域で、市民が主体的、かつ自発的に策定する地域福祉推進のための活動・行動計画。

29 地域リハビリテーション（96 ページ）

専門施設や病院でのリハビリテーションを終えた障害者や高齢者が、自宅に帰ると家に閉じこもりがちなる状況が多くなり、そうした状況を改善す

るため、身近な場所でリハビリを通して障害者や高齢者が交流しながら、機能の維持を図っていこうとする事業。

30 地域ケアマネジメント体制（98 ページ）

多様な福祉サービスと保健、医療その他の関連するサービスを有機的につなげて創意工夫して、地域の中で総合的にサービスを提供する体制。

31 インフォーマルサービス（106 ページ）

公的機関が行なう制度に基づいた福祉サービスに対して、家族や友人、地域住民、ボランティアなどが提供する非公式な支援・援助のこと。

所 沢 市 地 域 福 祉 計 画
助けあい 支え合う 住よいまち ところざわ

発行年月 平成17年3月

発行者 所沢市保健福祉部福祉総務課

〒359-8051 所沢市並木1丁目1番地の1

04-2998-9113 fax 04-2998-9035

Eメール a9113@city.tokorozawa.saitama.jp
